

令和2年5月26日  
第8回特別部会  
資料4-2

# 幼児教育の質の向上について (中間報告)

令和2年5月26日

幼児教育の実践の質向上に関する検討会

## (目次)

はじめに	2
I. 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性	3
1. 幼児教育の重要性	3
2. 幼児教育を巡る近年の政策の動向	3
3. 幼児教育の実践の質向上	4
4. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組	5
II. 幼児教育の質の向上のための具体的方策	6
1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実	6
(1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善	7
(2) 小学校教育との円滑な接続の推進	7
(3) 教育環境の整備	9
(4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援	10
2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上	12
(1) 処遇改善をはじめとした人材の確保	12
(2) 研修の充実等による資質の向上	13
(3) 教職員の専門性の向上	14
3. 幼児教育の質の評価の促進	15
(1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施	16
(2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善	16
(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及	17
4. 家庭・地域における幼児教育の支援	17
(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供	17
(2) 関係機関相互の連携強化	18
(3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進	18
5. 幼児教育を推進するための体制の構築	19
(1) 地方公共団体における体制の構築	20
(2) 調査研究の推進	21
6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組	22

## はじめに

令和元年10月1日より、幼児教育・保育の無償化がスタートした。同年5月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）が成立し、消費税率引上げの財源を活用して、これまで段階的に進められてきた無償化の取組を一気に加速する形で実施されることとなった。この無償化の意義としては、少子化対策の必要性と並んで、幼児教育の重要性が掲げられているところである。

一方で、平成29年3月には、子供の育ちをめぐる環境の変化等も踏まえながら、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改訂され、平成30年4月からこうした新幼稚園教育要領等を踏まえた現場での実践が行われている。

平成18年の教育基本法の改正の際、幼児教育については、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることが規定され、以来、約10年が経過した。幼児教育の重要性の認識の高まりと、それに伴う幼児教育の質の向上を求める声の高まりに対し、国、地方公共団体はもとより、幼児教育に携わる者の全てが協力し、取り組んでいくことが必要である。

本検討会は、こうした背景を踏まえ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上に関する方策等について検討することを目的に設置され、平成30年6月に第1回を開催し、これまで9回にわたって、様々なテーマについて有識者へのヒアリングや議論を行ってきた。

また、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の対象地域が本年4月に全国に拡大され、様々な施設が休業せざるを得ない状況が広まる中、本検討会においては、子供たちの心身の健全な発達に向けた家庭及び地域における教育の支援をはじめ幼児教育がその役割をしっかりと果たしていくことについても議論したところである。これらを踏まえ、今般、これまでの検討結果について中間的に取りまとめることとしたものである。

本中間報告が、我が国の質の高い幼児教育の提供及び子供たちの健やかな成長を育む環境の一層の充実に向けた施策等の推進の一助となることを期待する。

## I. 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性

### 1. 幼児教育の重要性

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである。平成18年に全面改正された教育基本法（平成18年法律第120号）においては、こうした幼児教育の重要性が謳われ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならないとされた。
- 平成19年には、学校教育法（昭和22年法律第26号）が改正され、幼稚園が学校教育のはじまりとして、小学校以降の教育との発達や学びの連続性が明確になるよう、各学校種の中で最初に規定されるとともに、教育基本法に教育の目的、目標及び幼児期の教育に関する規定が置かれたこと等を踏まえ、学校教育法の幼稚園の目的及び目標に関する規定が置かれた。そして、その目的としては、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものであることが明記されている。
- 諸外国においても、質の高い幼児教育を提供することで、忍耐力や自己制御、自尊心といった社会情動的スキルやいわゆる非認知的能力を育み、将来の生活に大きな差を生じさせる効果があるとの研究成果をはじめ、幼児教育への重要性についての認識が高まっている。

### 2. 幼児教育を巡る近年の政策の動向

- こうした幼児教育への重要性の認識の高まりから、近年、幼児教育・保育の無償化をはじめ幼児教育を巡る国の政策は大きな動きを見せている。平成27年4月より、子ども・子育て支援新制度（以下「新制度」という。）がスタートした。新制度においては、幼稚園、保育所、認定こども園等のそれぞれの創意工夫を生かした良質かつ適切な教育・保育の提供体制を整備することとされ、実施主体である市町村は、域内の教育・保育について、一体的にその量の拡充・質の向上を図ることが求められている。国においては、引き続き、各年度の予算編成過程において、質の向上のための0.3兆円超の財源確保をはじめとした、量の拡充・質の向上を図るための安定的な財源の確保に努めることが求められているところである。
- また、令和元年10月1日から、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援を充実させる観点から、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する、幼児教育・保育の無償化が実施されている。新制度により幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図ってきている中、幼児教

育・保育の無償化は、子育て世代の経済的負担を軽減し、少子化対策にも貢献する意義を有するとともに、幼児教育を受ける機会を実質的に保障する意義を有していると言える。

- 幼児教育の重要性については、これまでも様々な場面で指摘がなされてきたところであるが、幼児教育分野に対する公的投資がこれほど大きくなった時代はなく、同時にそれに見合うだけの質の高い教育が提供できているのか、幼児教育の質の向上を求める声が強くなっていると言える。
- 平成31年4月には、中央教育審議会は文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の諮問を受け、同諮問の中では、「幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上」が審議事項の一つとして位置付けられている。

### 3. 幼児教育の実践の質向上

- 幼児教育の質の向上を目的とした近年の制度改正については、幼児教育施設における教育等の内容の基準である幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）（以下「幼稚園教育要領等」という。）が平成29年3月に告示され、子供に育みたい資質・能力<sup>1</sup>等を共通化して明確にするなど、その内容について一層の整合性が図られたところであり、平成30年度から新幼稚園教育要領等に基づいた現場での実践が始まっている。
- また、教師の資質向上については、平成28年11月に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）等の一部改正が行われ、幼稚園及び幼保連携型認定こども園を含む教師としての資質向上に関する指標が全国的に整備されるとともに、大学の教職課程<sup>2</sup>の科目区分が大きくくり化されるなど、新たな体制の構築が図られた。
- 一方で、急速な少子化の進行、家庭及び地域を取り巻く状況の変化等が複合的に絡み合い、幼児の生活体験が不足しているといった課題も見られる。各幼児教育施設においては、集団活動を通して、家庭や地域では体験し難い、社会・文化・自然等に触れる中で、幼児期に育みたい資質・能力を育成する適切な環境下での幼児教育の実践が求められている。

<sup>1</sup> 「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」。

<sup>2</sup> 教育職員免許法別表第1備考第5号イにより、文部科学大臣が免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程。

- こうした国の制度や施策、幼児教育施設を取り巻く現状を踏まえ、個々の教職員が、子供との直接の関わり合いをはじめ、幼児教育関係団体等とも連携・協力しながら幼児教育の実践の質向上に一層取り組んでいくことが重要である。

#### **4. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組**

- 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、幼稚園等においては、自宅で過ごすことが多くなる幼児及びその保護者との連携を密にし、幼児の健康状態の把握や心のケア等家庭における幼児の心身の健全な発達に向けた必要な支援を行うことが求められる。
- このため、幼稚園等が家庭及び地域における教育の支援等をはじめ幼児教育の充実に積極的に取り組むことができるよう、後述するように、園務改善のためのICT化の支援や施設の衛生環境の改善とともに、行政においても関係機関相互の連携を強化するための体制の整備等が求められる。

## Ⅱ. 幼児教育の質の向上のための具体的方策

- 幼児教育は、幼稚園、保育所、認定こども園といった幼児教育施設だけでなく、家庭、地域等の幼児が関わる遊びや生活のあらゆる場面において行われるものであり、それら全てを通じて、子供の健やかな育ちを目指し、その最善の利益を考慮した質の高い環境が提供されるべきものである。
- このため、国及び地方公共団体はもとより、幼児教育に関わる全ての者が相互に協力しながら、それぞれの役割を果たし、質の高い幼児教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられていることを目指す必要がある。
- 今回、幼児教育の質の向上の実現に向けて、総合的に施策を展開する観点から、以下の六つの柱建てに沿って、具体的方策を提言する。
  1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実
  2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
  3. 幼児教育の質の評価の促進
  4. 家庭・地域における幼児教育の支援
  5. 幼児教育を推進するための体制の構築
  6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

### 1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実

- 幼児期は、人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、この時期に、好奇心や探究心、豊かな感性など生涯にわたる学びの基礎を育むことは重要である。このため、幼児教育施設における教育は、幼児の自発的な活動としての「遊び」を発達の基礎を培う重要な学習であるとして、「環境を通して行う教育」を基本としている。
- 幼稚園教育要領では、「教師は、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。」と定めており、教科書のような主たる教材を用いず、教師は、幼児一人一人の発達を見通し、幼児が必要な体験ができるように環境を構成し、さらには、幼児の活動の展開に伴って環境を再構成していく必要がある。幼児教育には特有の難しさが存在する。また、近年では障害のある幼児や外国人幼児等といった特別な配慮を必要とする幼児への対応など、幼児教育現場の課題は多様化・複雑化している状況にある。

- こうしたことを踏まえた幼児教育の内容・方法については、新幼稚園教育要領等が平成30年4月から実施されており、その内容を教職員一人一人が理解し、現場での実践に反映させることが重要である。

### (1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- 教育は、子供の望ましい発達を期待し、子供の持つ潜在的な可能性に働き掛け、その人格の形成を図る営みである。特に、幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っており、幼稚園教育要領等に基づき、各園の創意工夫を生かした質の高い教育の実践が求められている。
- そのためには、新幼稚園教育要領等の趣旨や内容について、研修や研究協議会等を通じて関係者の理解を深めるようにするとともに、新幼稚園教育要領等の実施状況や成果等を把握する取組が必要である。
- また、教職員の参考となる資料の作成、調査研究や好事例等の情報提供を通じて、幼児教育施設における教育内容や指導方法の改善及び充実を図る必要がある。
- さらに、幼児教育施設では、環境を通して行う教育を基本としていることから、子供を取り巻く環境の全てが教材となり得ることを踏まえ、環境が子供の発達にとってどのような意味があるのかといった環境の教育的価値について研究を積み重ねていくことが重要である。
- 家庭、地域、幼児教育施設という一連の生活の流れの中で、子供の望ましい発達が促されることから、幼児教育施設における教育を通じて、どのような資質・能力を育てていきたいのか、その資質・能力が社会とどのようにつながっていくのかについて、幼児教育施設は家庭や地域と認識を共有する必要がある。そして、どのような資質・能力を育むようにするのかを教育課程等において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく、「社会に開かれた教育課程」を実現させていくことが重要である。

### (2) 小学校教育との円滑な接続の推進

- 幼児教育施設の教育において育まれてきた資質・能力について、小学校教育を通じて更に伸ばしていくためには、新幼稚園教育要領等で位置付けられた、資質・能力が育まれている5歳児修了時の具体的な姿である「幼



児期の終わりまでに育ってほしい姿<sup>3</sup>」を手掛かりに、幼児教育施設と小学校の教職員が子供の成長を共有するなどの連携を図り、幼児教育と小学校教育との接続<sup>4</sup>の一層の強化を図る必要がある。

- 幼児教育施設では、その活動が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにする必要がある。
- 小学校教育では、生活科を中心としたスタートカリキュラムの中で、短時間での学習などを含む授業時間や指導及び環境の構成等の工夫を行いながら、幼児期に総合的に育まれた資質・能力を各教科等の特質に応じた学びにつなげていく必要がある。
- 小学校入学当初は、幼児期の生活に近い活動と児童期の学び方を織り交ぜながら、幼児期の学びを踏まえて、児童が主体的に自己を発揮できるようにすることが大切であり、スタートカリキュラムは、幼児教育と小学校教育を円滑に接続する重要な役割を担っている。
- 幼児期から小学校への教育的なつながりを確保するためには、園長・校長のリーダーシップの下、幼児と児童の交流だけでなく、幼児教育施設と小学校の教職員が、両者の教育について理解を深め、また、両者が抱える教育上の課題を共有しておくことが重要であり、幼児教育施設と小学校の教職員の合同研修等の実施や、人事交流、相互の派遣研修等の推進が必要である。
- なお、地域の幼児教育と小学校教育の円滑な接続の観点から、小学校との連携は、幼稚園だけではなく、保育所や認定こども園等も含めた幼児教育施設全体で推進していくことが重要である。その際、公立幼稚園については、小学校教育との接続に関する知見を生かし、地域における幼小連携・接続の中核的な役割を担うことが期待される。

---

<sup>3</sup> 新幼稚園教育要領等に位置付けられたもの。「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」。

<sup>4</sup> 「連携から接続へと発展する過程のおおまかな目安」（平成22年11月「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について（報告）」（幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議））

ステップ0 連携の予定・計画がまだ無い。

ステップ1 連携・接続に着手したいが、まだ検討中である。

ステップ2 年数回の授業、行事、研究会などの交流があるが、接続を見通した教育課程の編成・実施は行われていない。

ステップ3 授業、行事、研究会などの交流が充実し、接続を見通した教育課程の編成・実施が行われている。

ステップ4 接続を見通して編成・実施された教育課程について、実践結果を踏まえ、更によりよいものとなるよう検討が行われている。

- 一方、幼児教育施設と小学校との間で積み上げた連携の実践が、園長・校長や中核となる教職員の異動等により実施が困難になるといった声もある。よって、地域全体として幼児教育施設と小学校との連携を基盤として円滑な接続を可能にする取組の充実が求められており、具体的には、合同研修やカリキュラム開発の効果的な実施を図る上で、教育委員会や幼児教育センター等の行政がリーダーシップを発揮していくことが重要である。その際、学校区単位など一定のブロックを設定することも有効である。

### **(3) 教育環境の整備**

- 幼児教育の質の向上を図るためには、教育内容の充実だけでなく、資質・能力を育む上で効果的な環境の在り方について検討を行い、その改善及び充実を図ることが必要である。教育内容・方法に対応した保育空間、子育ての支援活動等の運営が円滑に行われる空間として、幼児教育にふさわしい環境の充実を図ることが重要である。

#### **①先端技術の活用**

- 先端技術の活用については、園内環境のアセスメントや業務負担の軽減のみならず、教職員と子供の関わりの実践知を可視化し、研修の素材としたりすることが考えられる。とりわけ幼児期の段階については、教職員と子供の関わりも深いことから、教職員の発話や行動と併せて分析することも考えられる。
- なお、ICTを基盤とした先端技術の活用に関しては、子供の発達の段階を十分考慮する必要がある。特に、幼児期は直接的・具体的な体験が重要であることを踏まえ、幼児教育施設での生活では得難い体験を補完するなど、ICT等の特性や使用方法等を考慮した上で、幼児の直接的・具体的な体験をさらに豊かにするための工夫をしながら活用することが重要である。
- また、幼児教育施設における業務のICT化の推進等により、教職員の事務負担の軽減を図ることが重要である。

#### **②安全・安心な環境の整備**

- 幼児教育施設においては登園時間や通園方法、教育活動の場や内容、教職員の職種や勤務時間が多様であることなどから、各園における特徴に留意した上で、安全対策を講ずることが重要である。

- 学校安全計画等の策定<sup>5</sup>・改善はもちろんのこと、各種ガイドライン<sup>6</sup>に基づき、幼児教育施設における事故の発生・再発防止のための取組を推進する必要がある。
- 幼児教育施設については、教育環境の充実だけでなく、耐震化<sup>7</sup>、アスベスト対策、防犯、バリアフリー化、衛生環境の改善等の安全対策を引き続き行うことが必要である。

#### (4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援

##### ①障害のある幼児等への支援

- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成が必要であると判断されている幼児の数<sup>8</sup>は増加傾向にある。子供一人一人の発達に応じた指導を行い、子供の発達の実情や生活の流れなどに即して、教職員が子供の活動にとって適切な環境を構成するという観点から、幼児教育は特別支援教育との親和性が高く、障害のある幼児等への支援を充実させることは、全ての子供への指導の充実にも資するものであると言える。
- 障害のある幼児等の将来的な自立と社会参加を見据えた一人一人の教育的ニーズを把握した早期発見・早期支援が重要であることから、幼児教育施設における特別支援教育の充実、それを支える関係機関・部局と連携した切れ目ない支援体制整備が求められている。また、個別の教育支援計画等を活用した小学校等への円滑な移行支援の充実も求められているところである。
- これについては、特別支援学校のセンター的機能の積極的な活用をはじめ、これまでも特別支援教育支援員の配置に係る地方交付税措置が講じられてきたほか、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の外部専門家の配置に関する支援が行われてきたところであり、引き続きこれ

<sup>5</sup> 「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査(平成30年度実績)」によると、学校安全計画の策定率は、幼稚園で88.9%、幼保連携型認定こども園で90.8%である。また、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)の策定率は、幼稚園で88.8%、幼保連携型認定こども園で94.9%である。

<sup>6</sup> 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月内閣府・文部科学省・厚生労働省)、「学校事故対応に関する指針」(平成28年3月文部科学省)等。

<sup>7</sup> 「平成31年度(令和元年度)公立学校施設の耐震改修状況フォローアップ調査」、「2019年度私立学校施設の耐震改修状況等調査」によると、幼稚園(幼保連携型認定こども園を含む)の耐震化率は、公立で95.5%、私立で91.5%である。

<sup>8</sup> 「平成30年度特別支援教育に関する調査」によると、個別の指導計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に作成されている幼児は、幼稚園で82.2%、幼保連携型認定こども園で84.4%である。また、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児のうち、実際に作成されている幼児は、幼稚園で72.4%、幼保連携型認定こども園で71.6%である。

らの支援等を行うことが重要である。また、近年の医療技術の進歩により、医療的ケア<sup>9</sup>が必要な幼児が通園する場合も考えられ、今後、これを踏まえた環境整備を行うことが必要である。

- 他方、幼稚園における体制は十分とは言い難く、とりわけ私立幼稚園については、受入れのニーズに応えきれていないという声もあることから、引き続き私学助成等の支援により幼稚園等の教育活動を充実させ、園内体制の充実を図ることが期待される。
- 公立幼稚園については、これまで特別な配慮を必要とする幼児の受け皿となってきた。さらに、特別支援教育の知見を有する担い手の養成にも貢献してきたところであり、引き続きその役割を果たすことが期待される。
- 障害のある幼児等への支援に当たっては、家庭、地域及び医療や福祉、保健等の業務を担う関係機関との連携を図ることが重要である。
- 国においては、特別支援教育に関する教職員の資質向上のため、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの作成、障害のある幼児等の受入れに当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等の整理等に関する検討を行うべきである。

## **②外国人幼児等への支援**

- 国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児<sup>10</sup>の増加が見込まれる。こういった幼児については、幼稚園等における遊びや生活を通して日本語に親しむとともに、小学校進学時に学校生活に円滑に適応できるよう、幼児教育施設を活用し、幼児やその保護者に対する日本語指導、就学ガイダンス、就学相談等の取組を充実することが重要である。
- 地方公共団体においては、幼児教育施設に関して相談が可能な一元的な行政窓口の設定、就園に必要な手続き・園児募集の状況、就学案内等の多言語でのホームページ掲載など就園・就学等に関する情報へのアクセスの向上を図ることが期待される。また、保護者等との円滑な意思疎通が図られるよう、通訳者の派遣、連絡文書の多言語化、多言語翻訳システムといったICTを活用した支援等が望まれる。
- 国においては、就学前のプレスクールの実施等の各地方公共団体が行う取組への支援を充実することが重要である。また、外国人のための就園が

<sup>9</sup> 「令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査」によると、幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）に通う医療的ケアを必要とする子供の数は222人である。

<sup>10</sup> 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、外国人幼児数は、幼稚園で7,188人、幼保連携型認定こども園で3,522人である。

イドの作成等を行い、多言語での就園・就学案内を推進することが重要である。また、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの作成、幼児教育段階における指導上の留意事項等の整理等に関する検討を行うべきである。

## 2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

- 幼稚園教諭をはじめとした幼児教育施設の教職員については、小中学校と比較して平均年齢が若く、平均勤務年数も短いなど<sup>11</sup>、経験豊富な中堅教職員が少なく、若手教職員へ専門性が継承されにくい現状があるとともに、こうした状況から自らのキャリアプランが描きにくいという指摘もある。
- また、保育ニーズの高まり等を背景に、保育士のみならず、幼稚園教諭の確保も厳しい状況となっている。さらに、幼稚園は他の学校種と比べて女性比率が高い職場である<sup>12</sup>と言える。多くの教職員が出産・育児等の休業期間を経験する中、離職を防止し、たとえ離職したとしても再就職しやすい環境を醸成できるかが課題である。
- 加えて、例えば、幼稚園においては、預かり保育<sup>13</sup>や子育ての支援<sup>14</sup>などの教育課程以外の活動への対応が増加する中、多様化・複雑化している幼児教育現場の課題にも対応する必要があり、効果的な研修の実施・普及が求められている。

### (1) 処遇改善をはじめとした人材の確保

- 子供の育ちを巡る環境の変化等に対応しながら、質の高い幼児教育を推進するためには、教職員の資質向上と優れた人材を計画的に確保することが必要である。
- このため、教職員の給与等の処遇や配置の改善など必要な施策を引き続き実施するとともに、組織体制の整備等により、教職員が各々の能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要である。

<sup>11</sup> 「平成 28 年度学校教員統計調査」によると、教師の平均年齢は、幼稚園は 36.3 歳であるのに対し、小学校は 43.4 歳となっている。また、平均勤務年数は、幼稚園は 10.5 年であるのに対し、小学校は 18.1 年となっている。

<sup>12</sup> 「令和元年度学校基本調査」によると、教師の女性割合は、幼稚園で 93.4%、幼保連携型認定こども園で 94.7%であるのに対し、小学校で 62.2%、中学校で 43.5%、高等学校で 32.3%となっている。

<sup>13</sup> 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、預かり保育を実施している幼稚園は、87.8%（公立で 70.5%、私立で 96.9%）である。

<sup>14</sup> 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、子育ての支援活動を実施している幼稚園は、84.0%（公立で 87.1%、私立で 82.3%）である。

- また、幼稚園教諭については、新規採用の促進、離職防止・定着促進、離職者の再就職の促進といった各地域における先導的な人材確保に向けた取組について支援を行うとともに、好事例の普及を行うことが重要である。
- これまで、こうした取組は地域の幼児教育関係団体等が中心となり実施してきたが、近年、幼稚園教諭の確保が困難になっている上、地方公共団体が質の高い幼児教育の提供体制の確保を行うためには、それを支える幼稚園教諭の確保も併せて計画・実施することが必要である。このため、地方公共団体が主導して幼児教育関係団体や幼稚園教諭の教職課程を有する大学等と連携し、総合的な人材確保策を推進していくことが求められている。
- 幼稚園教諭の再就職の観点からは、例えば、離職中にインターネットを利用した通信教育型の免許状更新講習が受講しやすい環境を醸成し、復職を促進するといった取組も重要である。
- さらに、中長期的な視点から、豊かな資質を持つ人材を幅広く確保すべく、教育委員会と幼稚園教諭の教職課程を有する大学等が連携して、高校等のキャリア教育の指導計画等に位置付けられた活動等を通じて、高校生等の段階から幼児教育に対する理解や関心を高め、幼稚園教諭の志望者を増やしていくことも重要である。

## (2) 研修の充実等による資質の向上

- 研修と通常の保育活動、園内研修と園外研修、さらには法定研修、幼児教育関係団体を実施する研修など、それぞれの機能や位置付けを構造化し、効果的な研修を行うことが重要である。加えて、短時間であっても、日々の保育を振り返り、教育課程の改善・充実に向けた園全体でのカリキュラム・マネジメントの実施につなげられるよう、教職員間で意見交換等を行うことは重要である。
- 効果的な研修の実施・普及に当たっては、例えば、研修内容を体系的に整理した研修俯瞰図を基に、一人一人の教職員が自らの研修履歴を継続的に記録できる仕組みを構築することも有効である。
- さらに、施設類型、規模、職員体制や地域の実情が多様な中、単に経験年数という枠組みだけでなく、園で担っている役割に応じた研修プログラムを構築することが重要である。

- 初任、中堅、管理職等といった各職階・役割に応じた研修体系の構築を行い、それぞれの段階で求められる資質を明らかにし、キャリアステージ毎の十分な研修機会を確保することが必要である。例えば、中堅前期の教職員には、自らの実践に自信を持ち、若手教職員のモデルとして実践の中核を担えるようになるための研修が必要であり、中堅後期の教職員に対する研修においては、園運営の一翼を担う自覚を持ち、小学校、保護者、地域、特別支援教育などの他分野の専門家との連携や、視野を広げることが必要である。
- また、教職員の資質向上を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備するため、管理職や経営者がマネジメント能力の向上や意識改革を図ることができるよう、管理職や経営者に対する研修の充実を図ることも重要である。
- さらに、キャリアステージに応じた研修のみならず、出産・育児からの復帰という女性のライフステージに合わせた研修プログラムの提供も必要である。
- とりわけ幼児教育施設の教職員においては若い世代の入れ替わりが多く、各幼児教育施設においては、経験に基づく知見が蓄積されにくい状況にあることを踏まえ、経験の浅い教職員に対しては、経験に基づき、指導方法等についての確かつ具体的な指導・助言等ができる者を配置・派遣するとともに、国や地方公共団体、研究機関等が幼児期の発達の特性や幼稚園教育等における教職員の役割に関する実践事例や最新の知見の提供を行うなど、指導方法等に関して実践の上で参考となる情報の提供を行うことができるよう、きめ細やかな支援・研修体制を整備することが必要である。
- また、個々の地域の実情により十分な研修を行うことが困難な場合も考えられることから、大学や幼児教育関係団体等とも連携しつつ、ICTを活用した研修教材等の開発を行うことも重要である。

### (3) 教職員の専門性の向上

- 幼児教育に関する専門性の向上を図るとともに、子育ての支援を必要とする保護者への指導・助言、家庭教育、小学校教育との連携・接続といった幼児教育を巡る様々な課題に対応する力を養うため、より上位の幼稚園教諭免許状の取得や、小学校教諭免許状や保育士資格の併有<sup>15</sup>を促進することが重要である。

<sup>15</sup> 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、幼稚園の園長、副園長・教頭、教諭のうち、幼稚園教諭免

- 特に、現在、幼稚園教諭は二種免許状所有者が中心であり、他の学校種と比べてもその割合が高い状況<sup>16</sup>にある。より上位の免許状の取得促進については、都道府県において、各地域における養成校等と連携し、より上位の免許状の取得に係る単位修得に資する認定講習等を開設し、幼稚園教諭の専門性の向上に向けた環境整備を図ることが期待される。
- また、幼稚園教諭の教職課程を有する大学等においては、小学校教諭免許状や保育士資格の併有を希望する学生にも配慮した体系的な教育課程の編成が望まれる。

### 3. 幼児教育の質の評価の促進

- 幼稚園については、自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務が課されているが、他の学校種と比べて評価の実施が進んでいない状況<sup>17</sup>にある。今後、評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、保護者、地域住民等から理解と参画を得て、幼児教育施設、家庭、地域の連携・協力による園運営を進めることが一層求められている。
- 幼稚園は比較的規模が小さく、園内の教職員の数も限られているという現状<sup>18</sup>がある。このため、園運営の改善・発展を図るに当たっては、教育委員会や幼児教育センター等の行政が幼児教育アドバイザーのような外部の専門家を派遣したり、各園が近隣の園と合同研修を実施したり、外部の視点を入れた活動の見直しを行うといった工夫が重要である。
- 各園の独自性を確保しつつ、学校評価等を通じた運営の改善・発展を図り、質の高い幼児教育を提供するための Plan, Do, Check, Action のサイクル（以下「PDCAサイクル」という。）を構築することが重要である。その際、実践に立脚したPDCAサイクルを実現し、各教職員の能力ややりがいの向上につなげていく上で、公開保育の取組は有効であり、実践の可視化・共有化によって研修内容の高度化にもつながると言える。

許と保育士資格を併有している者の割合は、85.8%（公立で86.9%、私立で85.5%）である。

<sup>16</sup> 「平成28年度学校教員統計調査」によると、幼稚園における専修免許状所有者は0.5%、一種免許状所有者は27.2%、二種免許状所有者は68.0%であるのに対し、小学校における専修免許状所有者は5.1%、一種免許状所有者は78.9%、二種免許状所有者は14.0%となっており、二種免許状所有者の割合が高い。

<sup>17</sup> 「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」によると、学校関係者評価の実施率は、幼稚園は55.7%（国立で93.9%、公立で80.3%、私立で41.1%）であるのに対し、小学校は97.4%となっている。

<sup>18</sup> 「令和元年度学校基本調査」を踏まえると、幼稚園1園あたりの教師の数は平均9.29名（小学校1校当たりの教師の数は平均21.4名）と規模が小さい。



## (1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施

- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設によって、実施する必要のある複数の指導監督について、都道府県及び市町村とが緊密な連携を図り、各法令等に基づいた適切な指導監督を実施することが必要である。
- 指導監査の実施の際、監査に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実地指導の適切な組合せを検討するなど、効率的な指導監督となるようにすることが重要である。

## (2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善

- 各幼児教育施設における評価等を通じた運営改善は重要である。各園において確実に学校関係者評価等の実施を進めるとともに、必要に応じて第三者評価を実施するなど、教育活動その他の園運営の状況について評価し、その成果を施設の運営や環境づくり、教育課程等や指導などに生かすことにより、持続的に改善を促すPDCAサイクルを構築することが必要である。特に、私立幼稚園の学校関係者評価の実施率を上げるとともに、その根幹となる自己評価の着実な実施が必要である。
- 学校評価は、あくまでも学校運営の改善による教育水準の向上を図るための手段であり、それ自体が目的ではないことを踏まえ、学校として組織的に、今、重点的に取り組むべきことは何かを把握し、その伸長・改善に取り組むことが重要である。そして、こうした自己評価や学校関係者評価を各園のカリキュラム・マネジメントにつなげていくことが重要であるとともに、評価結果を保護者や地域へ広く情報提供・情報共有に努めることが望まれる。
- 公開保育の実施に当たって、例えば、専門的知見を有する者が園の課題抽出や実践の改善に向けた具体的な取組を支援する仕組みは、園における保育を見つめ直すことにつながり、こうした仕組みを学校関係者評価等に活用することは有効である。
- また、園運営の改善・発展の視点から、園と家庭・地域とが目標やビジョンを共有することが重要であり、公立幼稚園においては、学校運営協議会の設置が望まれるとともに、私立幼稚園や他の施設においても、社会との連携及び協働に向けた取組が期待される。

### **(3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及**

- 各園が学校評価を行うに当たって参考になるよう、子供の学びの過程や教職員の指導、施設の運営や環境等に対する評価を行う際の観点や方法に関する指針や留意事項等の作成等、幼児教育の質に関する評価の仕組みの構築に向けた手法開発・成果の普及といった取組の充実を図っていく必要がある。
- 幼児教育の質の評価手法の開発に当たっては、日本の幼児教育の特徴を踏まえた検討とすることに留意が必要である。

## **4. 家庭・地域における幼児教育の支援**

- 子供の健やかな育ちを社会全体で支えるためには、幼児教育施設、家庭、地域がそれぞれの場での教育機能を向上させるとともに、相互の連携・協力の重要性について共通理解を図りつつ、子供の発達や学びをより豊かにするという目的に向かって、一体となって取り組むことが重要である。
- また、近年、幼稚園においても預かり保育や子育ての支援など教育課程以外の活動へのニーズが高まっている。待機児童対策の観点からも、未就園児クラスや2歳児受入れなどの取組が広がってきている<sup>19</sup>。
- 幼児教育・保育の無償化においても、認可保育所に入りたくても入ることができない待機児童問題に対する代替的な措置の一つとして、保育の必要性のある子供については、幼稚園等の預かり保育の利用も無償化の対象とされているところである。
- 幼稚園における預かり保育等のニーズが伸びている中で、上記のような待機児童対策に係る取組に幼稚園が重要な役割を果たしていくことが期待されている。

### **(1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供**

- 教職員が保護者や地域住民と協働して子供の育ちに関わっていく上で、子供の発達や学び、各園での実践の意図やねらいを保護者や地域住民に知

<sup>19</sup> 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、子育ての支援活動を実施している幼稚園のうち、未就園児の保育を行っている幼稚園の割合は69.7%（公立で66.4%、私立で71.5%）である。

ってもらふことは重要であり、幼児教育施設の取組と併せて地域全体としての努力も必要となる。

- そのためには、教職員が自身の園の状況を把握・分析し、言語化するなどした上で、保護者や地域住民に発信することにより、保護者や地域住民の幼児教育に関する理解を深めていくことが重要である。特に、幼児教育は、小学校以降での教科等の学習に比べて、教職員の指導のねらいやその中で育まれている資質・能力が見えにくいと言われており、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を活用して、保護者や地域住民に丁寧に伝えることも有効である。
- 家庭教育の担い手である保護者の学びを支援するためには、幼児教育施設における子育て広場等の開催や地域の子供・保護者に対する相談体制の整備に加え、公民館等の地域の多様な場において、子育て経験者等による保護者向けの講座や親子で参加できる行事・プログラム、子育てに悩みや不安を抱える保護者への訪問相談の実施など、地域における家庭教育支援を充実することが必要である。その際、幼児教育施設をはじめとする関係機関との連携や、家庭教育支援に係る知見を有した地域人材の養成など、家庭にとって身近な支援体制とすることが重要である。

## (2) 関係機関相互の連携強化

- 経済的困窮や虐待など、支援を必要としながらも支援が届きにくい様々な問題を抱える家庭に対しては、当該家庭の子供が通う幼児教育施設と教育委員会、市町村福祉担当部局や児童相談所等の関係機関が連携強化を図るなど、より十分な支援を行っていくことが必要である。
- また、地方公共団体において、障害者福祉関係の施策や外国人関係の施策については首長部局が担っていることが多く、教育委員会と首長部局の緊密な連携による支援が必要であり、関係機関相互の連携を促進する取組を充実することが必要である。

## (3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- 地域の幼児教育の中心として、幼児教育施設がその専門性やノウハウを生かし、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、幼児教育施設における親子登園や相談事業、一時預かり事業等の取組の充実を図ることなどにより、子育ての支援の充実を図ることが必要である。

- 預かり保育については、幼稚園の多くがその実施に取り組むなど、教育活動であるだけでなく、3歳以降の子供の保育の受け皿としても重要な役割を果たしていると言える。質の向上を図りつつ、幼稚園利用者の保育ニーズにも適切に応えられるよう、一時預かり事業及び私学助成の双方における支援の充実を図る必要がある。
- 保護者参観だけでなく、降園後の園庭開放など、親子と一緒に活動する機会の重要性を再認識するとともに、園でしか見られない子供の姿を教職員が保護者に対して解説・助言することも有効である。

## 5. 幼児教育を推進するための体制の構築

- 幼児教育段階においては、幼稚園、保育所、認定こども園といった複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるという現状<sup>20</sup>がある。このため、教育内容面の支援に関しては、私学の特性を踏まえた対応が求められている。
- また、地方公共団体における幼児教育の担当部局の一元化<sup>21</sup>は近年増加傾向にあるものの、地方公共団体によっては、公私、施設類型に応じて担当部局が異なり、一体的な取組を実施する上で課題がある場合がある。加えて、他の学校段階と比べて地方公共団体における幼児教育段階に係る体制が手薄な状況となっている。
- 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）においては、令和2年4月1日からの改正部分において、幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備等の実施を通じて、質の高い教育・保育等の提供を図り、これらの事項について、都道府県及び市町村が作成する子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載することが求められている。

<sup>20</sup> 私立の園に在籍している幼児は、幼稚園で約8割、保育所の約6割、幼保連携型認定こども園で約9割となっている（幼稚園及び幼保連携型認定こども園については「令和元年度学校基本調査」、保育所については「平成29年社会福祉施設等調査」より）。

<sup>21</sup> 「平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書」（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）によると、幼児教育の担当部局の一元化を実施している地方公共団体は42.0%である。

## (1) 地方公共団体における体制の構築

- 公私や施設類型の垣根を越えて、研修機会の増加や幼小接続<sup>22</sup>の推進、幼児教育の質の向上に寄与する取組を促進する観点から、都道府県等が広域に幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修や相談業務、市町村や幼児教育施設に対する指導・助言・情報提供等の施策を総合的に実施するための拠点である「幼児教育センター<sup>23,24</sup>」を設置することは重要である。幼児教育センターの設置により、公私合同研修の実施回数の増加や、幼小接続に向けた様々な活動の推進に効果がある。
- この幼児教育センターにおいては、幼児教育の専門性を有し指導・助言を行う指導主事<sup>25</sup>の配置を進めることはもちろんのこと、公私や施設類型に共通する課題である教職員等の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー<sup>26,27</sup>」を育成・配置することが重要である。
- 幼児教育アドバイザーは、園内研修の支援、実践力の向上、幼小接続の支援、特別支援教育など役割が多様化しており、求められる役割に応じた研修等を検討することが必要である。
- また、各地域、各園によって抱えている課題は多様であることから、異なる専門性を持った幼児教育アドバイザーを複数人で派遣することは効果的である。その際、特に保育所の場合、訪問日程の調整が難しい場合も多く、幼児教育センターが園のニーズと幼児教育アドバイザーの専門性や訪問日程等のコーディネートを行うなどの工夫をすることは有効である。一方で、様々な専門性を持った幼児教育アドバイザーを確保する必要がある。

<sup>22</sup> 幼稚園教育と小学校教育の接続はもとより、保育所、認定こども園といった幼児教育施設で行われる教育と小学校教育との接続も含む。

<sup>23</sup> 幼児教育センターとしての機能を果たすためには、必ずしも独立した建物や場所が存在する必要はなく、例えば、関係部局間が連携して質向上に関する取組を企画・実施するなど、地域の現状を踏まえた多様な形態が考えられる。

<sup>24</sup> 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、幼児教育センターを設置している都道府県は19自治体(40.4%)、市町村は79自治体(4.6%)である。

<sup>25</sup> 「平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書」(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター)によると、幼児教育担当指導主事を配置している地方公共団体は38.9%であり、うち幼稚園教諭、保育士、保育教諭(園長を含む。)の経験者を配置している地方公共団体は45.3%である。

<sup>26</sup> 各地域や幼児教育施設における現状や課題に応じて、例えば、園長経験者や学識経験者といった保育実践に関する専門性を有する者のほか、公衆衛生や危機管理、児童心理、特別支援教育、栄養管理等について専門性を有する者の活用も考えられる。

<sup>27</sup> 「令和元年度幼児教育実態調査」によると、幼児教育アドバイザーを配置している都道府県は24自治体(51.1%)、市町村は300自治体(17.5%)である。

り、多様な幼児教育アドバイザーを採用できるよう工夫することが重要である。

- 都道府県と市町村の間で、幼児教育センターや幼児教育アドバイザーに関して役割を明確にしたり連携強化を図ったりすることも幼児教育推進体制の充実を図る上で重要である。

地域の実情に応じ、都道府県を中心に幼児教育センターの設置が行われるとともに、市町村を中心に幼児教育の経験を持った指導主事の配置や幼児教育アドバイザーの育成・配置が行われることが期待される。また、幼児教育アドバイザーの役割分担として、例えば、市町村所属の幼児教育アドバイザーが園訪問を行い、都道府県所属の幼児教育アドバイザーは訪問先を限定し、域内の幼児教育アドバイザーの育成を主に担うことも考えられる。

- このように、地方公共団体においては、幼児教育センターの設置や幼児教育アドバイザーの育成・配置等の幼児教育を推進する体制を構築し、持続可能なものとして充実することが望まれる。また、地域の幼稚園教諭の教職課程を有する大学等やその附属幼稚園等と連携し、域内の取組内容の充実を図ることも期待される。

- 国においても、地域の実情に応じた取組が可能となるよう、こうした地方公共団体における幼児教育を推進する体制の充実・活用のために必要な支援を引き続き行うとともに、幼児教育アドバイザーの活用に当たっての留意事項の整理や好事例の収集等の検討を行う必要がある。

## (2) 調査研究の推進

- 質の高い幼児教育を実現するためには、幼児教育の意義、幼児を取り巻く環境や発達に関する課題、効果的な指導方法等について、科学的・実証的な検証を通じて明らかにし、国として、それらのエビデンスに基づいた政策形成を促進することが重要である。

- 特に、国立教育政策研究所幼児教育研究センターについては、大学・研究機関、幼児教育施設等における幼児教育の調査研究やこれらの関係機関をつなぐネットワークの構築等を担う幼児教育の研究拠点としての役割が期待される。また、幼児教育に関する調査研究を行っている関係機関間において、既に存在するネットワークによる連携をより強化するとともに、連携の在り方を探っていくことも期待される。

- 地域における幼児教育の拠点である幼児教育センターの設置が進んでいく中、幼児教育センター同士が相互に情報交換できるよう、ネットワーク

を構築することも重要である。地方公共団体における取組と国における取組が相まって、我が国全体の幼児教育の振興へとつながることが望まれる。

- また、幼稚園教諭の教職課程を有する大学等においては、最新の知見に基づいた教育・研究が行われることが期待され、各幼児教育施設においては、こうした大学等や幼児教育関係団体等との連携が必要である。
- 国立大学附属幼稚園においては、当該大学、教育委員会等との連携により、附属幼稚園の特性を生かした実験的・先導的な教育課題への取組や地域の教育課題を踏まえた調査研究への取組の成果を普及することが期待される。
- 各調査研究によって得られた幼児教育の意義や効果的な指導方法等に関する科学的知見等の研究成果については、家庭や地域、幼児教育施設の関係者等に対しても分かりやすく周知し、関係者の間で共通理解を図ることが重要である。

## 6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

- Iの4でも述べたように、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、幼稚園等においては、自宅で過ごすことが多くなる幼児及びその保護者との連携を密にし、幼児の健康状態の把握や心のケア等家庭における幼児の心身の健全な発達に向けた必要な支援を行うことが求められる。
- こうした幼児、保護者に対する必要な支援を行ったり、感染拡大防止のための教職員の在宅勤務等を推奨したりする観点から、各幼稚園等において園務改善のためのICT化の支援など教職員の勤務環境を整えていくことが必要である。実際、臨時休業や登園自粛などのため、登園していない家庭への対応として、ICTツールを活用した連絡、園のウェブサイトやSNSでの情報発信、家庭への動画配信といったICTの活用が行われているという調査報告<sup>28</sup>もある。
- また、臨時休業する場合であっても、幼稚園等は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で預かり保育等の居場所確保の取組が求められていることも踏まえ、感染症予防の観点からも、幼稚園等のトイレや空調設備

<sup>28</sup> 保育・幼児教育施設における新型コロナウイルス感染症に関わる対応や影響に関する調査（中間集計結果報告）（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター 令和2年5月9日）p6など。

の改修等による衛生環境の改善等の感染防止に向けた取組を推進することが必要である。

- さらに、臨時休業等により、子供の在宅時間が増加することに伴い家庭での課題が顕在化する場合があることも踏まえ、定期的に幼児の状況把握や心のケア等を行うに当たっては、子供や家庭の状況に応じて、児童相談所等の関係機関との緊密な連携の下、必要な支援を行うことが重要である。
- こういった観点からも、Ⅱの5（1）で述べたような幼児教育担当部局の一元化等、幼児教育推進体制の構築に向けた取組が必要である。



## <附属資料>

○ 幼児教育の質の向上について（中間報告）（概要）	25
○ 委員名簿	26
○ 開催経緯	27
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問概要）	29
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問）	31
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ（概要）	36
○ 新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ（抄）	39
○ 参考資料	44

## I 幼児教育の振興の意義及び今後の基本的な方向性

1. **幼児教育の重要性** ◆幼児教育は、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(教育基本法) → 国内外における幼児教育の重要性についての認識の高まり
2. **幼児教育を巡る近年の政策の動向** ◆子ども・子育て支援新制度、幼児教育・保育の無償化がスタート → 量の拡充だけでなく、質の向上を求める声の高まり
3. **幼児教育の実践の質向上** ◆新幼稚園教育要領等 → 個々の教職員が子供と直接関わりながら、幼児教育に関わる全ての者と連携・協力し、質の向上に一層取り組む必要
4. **新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の取組** ◆幼児の心身の健全な発達への支援 → 施設の園務・衛生環境改善、関係機関相互の連携強化

## II 質の向上のための具体的方策

### 1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実 ◆「遊び」は発達の基礎を培う重要な学習 ◆「環境を通して行う教育」を基本 ◆幼児教育現場の課題は多様化・複雑化

#### (1) 幼稚園教育要領等の理解推進・改善

- ・研修や研究協議会、参考資料等の作成を通じた関係者の理解増進
- ・家庭・地域との認識の共有による「社会に開かれた教育課程」の実現

#### (3) 教育環境の整備

- ・発達段階を考慮した先端技術の活用により体験をさらに豊かにする工夫
- ・耐震化等の安全・安心な環境整備

#### (2) 小学校教育との円滑な接続の推進

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに幼小の連携促進
- ・小学校教育におけるスタートカリキュラムの編成による学びの連続性の確保

#### (4) 特別な配慮を必要とする幼児への支援

- ・障害のある幼児や外国人幼児等への支援(地方公共団体や幼児教育施設における体制整備、研修プログラムの作成、指導上の留意事項の整理等)

### 2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上

◆幼稚園教諭等は平均年齢が若く、平均勤務年数が短い、人材確保も困難

#### (1) 処遇改善をはじめとした人材の確保

- ・給与等の処遇や配置の改善等の推進
- ・新規採用、離職防止・定着、再就職の促進等の先導的な取組の支援

#### (2) 研修の充実等による資質の向上

- ・各研修の位置付けを構造化し、効果的な研修を実施
- ・各職階・役割に応じた研修体系構築、キャリアステージ毎の研修機会確保

#### (3) 教職員の専門性の向上

- ・上位の免許状の取得促進、小学校教諭免許や保育士資格の併有促進

### 3. 幼児教育の質の評価の促進

- ◆幼稚園は比較的規模が小さく、外部の視点を入れた活動の見直しは重要
- ◆各園の独自性を確保しつつ、評価等を通じたPDCAサイクルの構築が重要

#### (1) 幼児教育施設への適切な指導監督等の実施

- ・都道府県・市町村の連携等による効率的な指導監督の実施

#### (2) 幼児教育施設における評価等を通じた運営改善

- ・自己評価の確実な実施、関係者評価・第三者評価の実施の推進
- ・公開保育の仕組みを学校関係者評価等に活用することは有効

#### (3) 幼児教育の質の評価に関する手法開発・成果の普及

- ・日本の幼児教育の特徴を踏まえた質に関する評価手法の開発等

### 4. 家庭・地域における幼児教育の支援

◆預かり保育や子育て支援等のニーズの高まり、待機児童対策の観点

#### (1) 保護者等に対する学習機会・情報の提供

- ・保護者等に対する相談体制の整備、地域における家庭教育支援の充実

#### (2) 関係機関相互の連携強化

- ・福祉担当部局などの首長部局や児童相談所等の関係機関との連携

#### (3) 幼児教育施設における子育ての支援の促進

- ・預かり保育の質向上・支援の充実、親子登園・相談事業等の取組の充実

### 5. 幼児教育を推進するための体制の構築

◆担当部局一元化は増加傾向だが公私・施設類型一体的な取組は課題、体制は手薄

#### (1) 地方公共団体における体制の構築

- ・各自治体の幼児教育推進体制(幼児教育センター等)の整備(公私・施設類型を越えた質向上の取組推進)
- ・幼児教育担当指導主事の配置、幼児教育アドバイザーの育成・配置

#### (2) 調査研究の推進

- ・大学・研究機関・幼児教育施設等における調査研究・ネットワーク構築等

### 6. 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

- ・幼児の心身の健全な発達に向けた家庭及び地域における教育の支援等
- ・園務改善のためのICT化支援、トイレや空調設備の改修等による衛生環境の改善等
- ・関係機関相互の連携強化(児童相談所等の関係機関との緊密な連携等)

## 幼児教育の実践の質向上に関する検討会 委員名簿

(敬称略・五十音順)  
(◎：座長、○：副座長)

東 重満	学校法人東学園美晴幼稚園長
新山 裕之	東京都港区立青南幼稚園長
遠藤 利彦	東京大学大学院教育学研究科 教授
岡林 律子	高知県教育委員会事務局幼保支援課 専門企画員 (第6回会議から)
○神長 美津子	國學院大學人間開発学部 教授
古賀 松香	京都教育大学教育学部 准教授
佐々木 晃	鳴門教育大学附属幼稚園長
中山 美香	高知県教育委員会事務局幼保支援課 専門企画員 (第5回会議まで)
◎無藤 隆	白梅学園大学大学院 特任教授

(オブザーバー)

内閣府子ども・子育て本部参事官付 (認定こども園担当)  
厚生労働省子ども家庭局保育課

## 幼児教育の実践の質向上に関する検討会 開催経緯

- 【第1回】平成30年6月4日（月）14:00～15:30
- 座長の選任等について
  - 幼児教育の実践の質向上について
- 【第2回】平成30年6月21日（木）10:00～11:30
- 委員発表（神長副座長）
    - ・ 幼稚園教員等に求められる資質・能力とその研修体系
  - 委員発表（中山委員）
    - ・ 高知県における乳幼児期の教育・保育の質向上の取組
- 【第3回】平成30年7月10日（火）10:00～11:30
- 委員発表（東委員）
    - ・ 幼児教育の実践の質向上における私立幼稚園等の現状と課題
  - 委員発表（遠藤委員）
    - ・ C e d e pにおける調査・研究が含意するもの
- 【第4回】平成30年8月10日（金）10:00～11:40
- 委員発表（新山委員）
    - ・ 幼児教育の質の向上に向けて
  - 委員発表（佐々木委員）
    - ・ 園内の人材育成 —徳島県保育・幼児教育アドバイザー研修より—
- 【第5回】平成30年8月30日（木）16:00～17:30
- これまでの主な意見の整理
- 【第6回】令和元年10月23日（水）15:30～17:00
- 幼児教育の質の向上について（論点メモ）
  - 委員発表（遠藤委員）
    - ・ 幼児教育に関する自治体の体制
  - 有識者ヒアリング（国立教育政策研究所幼児教育研究センター 渡邊センター長）
    - ・ 国立教育政策研究所幼児教育研究センターの研究・事業説明
- 【第7回】令和元年11月26日（火）15:00～16:30
- 有識者ヒアリング（金沢大学 滝口教授）
    - ・ 幼児期における特別支援教育の現状と課題について
  - 有識者ヒアリング（全国幼児教育研究協会顧問 岡上顧問）
    - ・ 外国人幼児の受入れにおける現状と課題について

【第8回】令和2年2月17日（月）16：00～18：00

- 有識者ヒアリング（北海道教育庁幼児教育推進局幼児教育推進センター大畑センター長）
  - ・ 北海道における幼児教育の質向上のための取組について
- 議論のまとめ（素案）について

【第9回】令和2年5月11日（月）15：00～16：30

- 中間報告（案）について

## 現在の学校教育の成果の例

- OECD・PISA2015で15歳の子供たちは、数学的リテラシーや科学的リテラシーがOECD加盟国中1位など、世界トップレベルの学力水準
- 全国学力・学習状況調査において、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進展
- 高等学校の多様化が進み、大学や産業界等との連携の下で様々な教育や、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が展開

知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は学力水準を高め、社会性を育ててきた。それを支えてきたのは、子供達の教育に志を持つ教師の献身的な取組である。

## 社会の急激な変化とともに、次のような課題も顕在化

- 児童生徒の語彙力や読解力に課題
- 高校生の学習時間減少や学習意欲の希薄化
- 大学受験に最低限必要な科目以外を真剣に学ぶ動機の低下
- いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒等の増加
- 教師は小学校月約59時間、中学校月約81時間の時間外勤務（平成28年度の教員勤務実態調査）
- 教師の採用選考試験の競争率の減少、とりわけ小学校採用試験の倍率の急落  
[12.5倍（平成12年度）→3.5倍（平成29年度）]
- 学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況
- 人口減少、少子高齢化の進展により、一市町村一小学校一中学校等の自治体が増加

## Society5.0時代の教育・学校・教師の在り方

- Society5.0時代には、①読解力や情報活用能力、②教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、③対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力等が必要
- 教師を支援するツールとして先端技術を活用し、①地理的制約を超えた多様な他者との協働的な学び、②一人一人の能力、適性等に応じた学び、③子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを実現
- 子供たちの学びの変化に応じた資質・能力を有する教師、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団
- 「チームとしての学校」の推進

新学習指導要領の実施

Society5.0時代の到来を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、  
**これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討**

学校における働き方改革

# 中央教育審議会において審議をお願いしたい事項

## 1. 新時代に対応した義務教育の在り方

- 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方 等

## 2. 新時代に対応した高等学校教育の在り方

- 普通科改革など各学科の在り方
- 文系・理系にかかわらず様々な科目を学ぶことや、STEAM教育の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方 等

## 3. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保、教育相談等の包括的支援の在り方
- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保
- 日本の生活や文化に関する教育、母語の指導、異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方 等

## 4. これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等

- 児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方など教員免許更新制の実質化
- 多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態、虐待事案に適切に対応するための方策
- 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方
- 教職員や専門的人材の配置、ICT環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方 等

31 文科初第49号

中央教育審議会

次に掲げる事項について，別添理由を添えて諮問します。

新しい時代の初等中等教育の在り方について

平成31年4月17日

文 部 科 学 大 臣 柴 山 昌 彦



(理由)

今世紀は、新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤となっている知識基盤社会と言われており、人工知能 (AI)、ビッグデータ、Internet of Things (IoT)、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが現在とは「非連続的」と言えるほど劇的に変わるとされる Society 5.0 時代の到来が予想されています。

このような急激な社会的な変化が進む中で、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することが求められており、それに対応し、学校教育も変化していかなければなりません。

我が国の学校教育の現状に目を向けると、経済協力開発機構 (OECD) の学習到達度調査 (PISA2015) において世界トップレベルの学力水準を維持するとともに、全国学力・学習状況調査においても、成績下位の都道府県の平均正答率と全国の平均正答率との差が縮小するなど学力の全体的な底上げが確実に進んでいます。このように、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」とそれを支える明治以来 150 年に及ぶ教科教育等に関する蓄積は、全体としては着実に成果を挙げてきています。一方、基礎学力の育成に関して見ると、子供たちの語彙力や読解力については、課題も指摘されているところです。

また、高等学校の多様化が進む中で、一部の高等学校では、大学や産業界等との連携の下で様々な教育が展開されていたり、地域社会の課題解決に大きく貢献する活動が実践されていたりする等、先進的な取組が進められています。一方、高校生の学校外での学習時間の減少や学習意欲の乏しい生徒の顕在化に加え、高校生の約 7 割が通う普通科の中には、生徒が身に付けるべき力やそのために学習すべき内容を明確に示すことができおらず、大学入学者選抜等の影響と相まって、いわゆる文系・理系の科目のうち大学受験に最低限必要な科目以外について生徒が真剣に学ぶ動機を低下させている状況が見られるなど、Society 5.0 時代に活躍できる人材の育成の観点から大きな課題があります。

こうした状況を踏まえ、次代を切り拓く子供たちには、文章を正確に理解する読解力、教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、情報や情報手段を主体的に選択し活用していくために必要な情報活用能力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要であり、平成 28 年 12 月の中央教育審議会の答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」を受けて改訂された学習指導要領の下で、それらの力を着実に育んでいくことが必要です。

さらに、いじめの重大事態や児童虐待相談対応件数が過去最多となるなど、児童生徒の生命・身体确保安全確保に関して深刻な課題が生じています。また、障害のある児童生徒、不登校児童生徒、外国人児童生徒など特別な配慮を要する児童生徒も増加し

ており、誰一人置き去りにしない教育を実現するため、これらの児童生徒等への支援体制を整えていくことが求められています。

子供たちに実際に教育を行う教師の状況に目を転じると、我が国の質の高い学校教育は、高い意欲や能力を持った教師の努力により支えられている一方、平成28年度の教員勤務実態調査によれば、我が国の教師は、平均すると小学校では月約59時間、中学校では月約81時間の時間外勤務をしていると推計され、教師の長時間勤務の実態は深刻です。教師の採用選考試験の競争率の減少も顕著であり、特に小学校では平成12年度には12.5倍だった倍率が平成29年度には3.5倍となっています。志高く能力のある人材が教師の道を選び、我が国の学校教育がさらに充実・発展するためにも、学校における働き方改革を進め、教職の魅力を高めることの必要性は待ったなしの状況です。

また、これからの時代の学校は、教師を支援し教育の質を高めるツールとして情報通信技術（ICT）やAI等の先端技術を活用することにより、地理的制約を超えて多様な他者と協働的に学ぶことを可能としていくことや、一人一人の能力、適性等に応じた学び、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びを提供していくことが可能となります。しかしながら、学校のICT環境は脆弱であり、地域間格差も大きいなど危機的な状況となっており、学校における先端技術の効果的な活用に向け、ICT環境の整備を着実に進めていく必要があります。

さらに、Society 5.0時代の教師には、ICT活用指導力を含む子供たちの学びの変化に応じた資質・能力が求められます。社会人など多様な人材を活用することにより、多様性があり、変化にも柔軟に対応できる教師集団を形成していくことが必要となるほか、教師や事務職員、様々な専門スタッフ、多様な背景を持つ外部人材が、地域住民等とも連携・協力しながらチームとして学校運営を推進していくことが重要です。4月から開始された新たな教職課程においては、こうした状況を踏まえて学生に対する指導を充実させるとともに、その改善を図ることが必要です。

こうした状況に加え、我が国では、人口減少、少子高齢化、過疎化の進展により、一市町村一小学校一中学校等という市町村が232団体（13.3%）あるなど、児童生徒数の減少に伴う教育環境の変化に対応する必要があります。

以上に挙げたような、今後の社会状況の変化を見据え、初等中等教育の現状及び課題を踏まえ、これからの初等中等教育の在り方について総合的に検討するため、「新しい時代の初等中等教育の在り方」について諮問を行うものであります。

具体的には、Society 5.0時代の到来に向けて、第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）、学校における働き方改革に関する総合的な方策に係る本年1月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体

制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」や、教育再生実行会議において同月に取りまとめ公表された第11次提言中間報告及びその後の検討状況も踏まえ、以下の事項を中心に御審議をお願いします。

第一に、新時代に対応した義務教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 義務教育、とりわけ小学校において、基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
- 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
- 教科担任制の導入や先端技術の活用など多様な指導形態・方法を踏まえた、年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する児童生徒に対する指導及び支援の在り方など、児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

第二に、新時代に対応した高等学校教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすための普通科改革など学科の在り方
- いわゆる文系・理系の類型にかかわらず学習指導要領に定められた様々な科目をバランスよく学ぶことや、STEAM教育<sup>\*</sup>の推進
- 時代の変化・役割の変化に応じた定時制・通信制課程の在り方
- 地域社会や高等教育機関との協働による教育の在り方
- 特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する生徒に対する指導及び支援の在り方など、生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方

第三に、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方についてです。具体的には、以下の事項などについて御検討をお願いします。

- 外国人児童生徒等の就学機会の確保
- 外国人児童生徒等の進学・就学継続のための教育相談等の包括的支援の在り方

---

<sup>\*</sup> Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics 等の各教科での学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育

- 公立学校における外国人児童生徒等に対する指導体制の確保，指導力の向上
- 日本の生活や文化に関する教育，母語の指導，異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育の在り方

第四に，これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等についてであります。具体的には，以下の事項などについて御検討をお願いします。

- これからの時代において児童生徒等に求められる資質・能力を育成することができる教師の在り方
- 新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ，義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
- 質の高い教師を確保し，資質向上を図るための養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
- 免許更新講習と研修等の位置付けの在り方などを含めた教員免許更新制の実質化
- 学校以外で勤務してきた経歴や専門的な知識・技能を有する者など，多様な背景を持つ人材によって教職員組織を構成できるようにするための免許制度や教員の養成・採用・研修・勤務環境の在り方
- 学校や大学を取り巻く環境変化に対応する教員養成課程の在り方
- 特別な配慮を要する児童生徒等への指導など，特定の課題に関する教師の専門性向上のための仕組みの構築
- 幼児教育の無償化を踏まえた幼児教育の質の向上
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策
- いじめの重大事態，虐待事案等に適切に対応するための方策
- 児童生徒の減少による学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方
- これらを踏まえたチーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置，教師を支援し教育の質を高める ICT 環境や先端技術の活用を含む条件整備の在り方

以上が当面，御審議をお願いしたい事項ではありますが，これらに関連する事項を含めて，新しい時代の初等中等教育の在り方について，幅広く御検討いただくようお願いいたします。なお，これらの課題は広範多岐にわたることから，審議の状況に応じ，審議の区切りがついた事項から逐次答申していただくことも御検討いただきますようお願いいたします。

# 新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ（概要）

令和元年12月 中央教育審議会初等中等教育分科会

## 新しい時代を見据えた学校教育の姿 (2020年代を通じて実現を目指すイメージ)

### 育成を目指すべき資質・能力

変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成

### 子供の学び

多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、  
個別最適化された学びが実現

- 児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境の下、教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより、基盤的な学力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じた学びが提供されている。
- 特別な支援が必要な児童生徒等に対する個別支援が充実され、特異な資質・能力を有する子供がその才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。
- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、子供の生活や学びにわたる課題が早期に発見され、外国人児童生徒等を含めた全ての子供たちが安全・安心に学ぶことができる。
- 一人一人に応じた探究的・協働的な学びが実現されるとともに、STEAM教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学びが提供されている。
- 特に高等学校では、普通科等の各学科において、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすことができるよう各学校の特色化・魅力化が実現されている。

など

### 子供の学びを支える環境

全国津々浦々の学校において質の高い教育  
活動を実施可能とする環境が整備

- 多様な人材を教育界内外から確保するため、教職の魅力向上や教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、質の高い教師集団が実現されるとともに、教師と多様な専門スタッフ等とがチームとして運営する学校が実現されている。
- 教師が生涯を通じて学び続け、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く変化に対応できる環境が整備されている。
- 学級担任制と教科担任制が効果的に実施され質の高い教育が実現されている。
- デジタル教科書・教材等の先端技術や教育ビッグデータを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、指導・支援の充実、校務の効率化がなされている。
- 人口減少が加速する地域においても、小学校と中学校との連携、学校や自治体をまたいだ教職員の配置などを通じて、魅力的な教育環境が実現されている。
- 幼稚園等の幼児教育が行われる場において、質の高い教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられている。

など

このような教育を実現していくために、学校のチーム力を高め、学校における働き方改革を着実に進めるとともに、特に、次の事項についての検討を深めていくことが必要

## これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用について

子供たちが多様化する中、誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びの実現には、**教師を支援するツールとしてのICT環境や先端技術が不可欠**。ICT環境や先端技術の効果的な活用により、次のことが可能に。

- ① 学びにおける**時間・距離などの制約を取り払うこと**  
※ 遠隔教育により、様々な状況の子供たちの学習機会が確保されるなど
- ② **個別に最適で効果的な**学びや支援
- ③ 可視化が難しかった**学びの知見の共有**やこれまでにない**知見の生成**
- ④ 学校における**働き方改革**の推進

現状の**情報化の致命的な遅延や地域間格差は**、学習環境・職場環境として**大問題**。**教育の機会均等**の観点からも、**令和の学校のスタンダードの実現に向け、ハード・ソフト一体で、国の取組を早急に進めるべき**。

### 【ハード】

#### ○ **国家プロジェクトとしての学校ICT環境整備の抜本的充実**

- ・ 国公私を問わず、**児童生徒1人1台コンピュータを実現**。
- ・ 安定・安心・高速大容量の**通信ネットワーク環境、クラウド活用もセット**で推進。
- ・ 国・地方の連携の下、**自治体や学校等が計画的に取り組める支援策**が必要。  
(複数自治体による広域調達、標準モデルや調達仕様書例の提示、好事例の普及など)

### 【ソフト】

#### ○ **学校ICT環境整備と両輪となるソフト面での取組促進**

- ・ **デジタル教科書・教材等の先端技術の活用により、知識・技能の定着に係る授業時間を短縮し、探究的な学習等に時間をかけることが可能に。良質な学習リソースの開発・導入の促進**が必要。
- ・ **統合型校務支援システムの導入促進**。

### 【人材】

#### ○ **教師の資質・能力の向上と専門的人材の確保等による指導体制の充実**

- ・ 自治体・学校レベルで、**教師のICT活用指導力等の向上を段階的・継続的に図る機会**を確保。
- ・ **ICT活用教育アドバイザー、ICT支援員、企業の人材などの活用促進**により指導体制を充実。

これらの取組と併せて、今後、以下の事項について検討。

- **教師の在り方や果たすべき役割、指導体制の在り方、ICT活用指導力の向上方策**はどうあるべきか、**今年度内を目途に方向性を示す**。
- 先端技術の活用等を踏まえた**年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方、学年を超えた学び**についてどう考えるか、**早急に検討する**。
- **デジタル教科書の今後の在り方**等について、新学習指導要領実施後の改訂教科書の使用開始の時期（**小学校は令和6年度、中学校は令和7年度**）等も見据えつつ、**令和2年度内を目途に方向性を示す**。 等



## 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について

小学校高学年の児童の発達段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、**令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべき**である。このため、今後、以下の事項について検討を進めていく。

- 義務標準法の在り方も含めた教科担任制に必要な**教員定数の確保の在り方**
- 中学校における教師の在り方や小学校と中学校の行き来の在り方など、**小中学校の連携の在り方**
- 教育職員免許法の在り方も含めた義務教育9年間を見通した**養成、採用、研修、免許制度、人事配置の在り方**
- 義務教育9年間を見通した**教育課程の在り方** 等

## 教育課程の在り方について

- 児童生徒の学力向上に関する国、教育委員会、学校、地域等における取組の促進
- 義務教育段階の各教科等において育成を目指す資質・能力を確実に育むための方策
- 高等学校段階におけるSTEAM教育の推進 等

## 教師の在り方について

- これからの教師に求められる資質能力
- 免許状を持たない社会人の登用及び社会人等による普通免許状取得
- 教員免許更新制も含めた効果的・体系的な研修の在り方 等

## 新しい時代の高等学校教育の在り方について

- 各高等学校の教育理念を具現化する方策、特色化・魅力化の実現に向けた方策
- 地域社会や高等教育機関、産業界、関係機関等との連携・協働体制の構築
- 定時制・通信制課程の在り方 等

## 幼児教育の質の向上について

- 幼児教育の内容・方法の改善・充実、質の評価の促進
- 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上
- 家庭・地域における幼児教育の支援、幼児教育の推進体制の構築 等

## 外国人児童生徒等への教育の在り方について

- 指導体制の確保・充実、日本語指導担当教師等の指導力の向上
- 就学の促進、中学生・高校生の進学・キャリア支援の充実
- 異文化理解や多文化共生の考え方に基づく教育 等

## 新しい時代の特別支援教育の在り方について

- 新しい時代の特別支援教育の目指す方向性・ビジョン
- 特別支援教育を担う教師の専門性の整理と養成の在り方
- 切れ目ない支援の推進に向けた教育と医療、福祉、家庭の連携 等

※ 上記に加え、諮問事項のうち上記で挙げられていない事項などについても今後検討。

# 新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ（抄）

令和元年 12 月  
中央教育審議会初等中等教育分科会

## 新しい時代を見据えた学校教育の姿（2020 年代を通じて実現を目指すイメージ）

### 【育成を目指すべき資質・能力】

- ◆ 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成（第 3 期教育振興基本計画「2030 年以降の社会像の展望を踏まえた個人の目指すべき姿」）
- ◆ 変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成（新しい時代の初等中等教育の在り方について（諮問））

### <子供の学び>

#### 多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、個別最適化された学びが実現

○ 児童生徒一人一台コンピュータや高速大容量通信ネットワーク環境の下、教師を支援するツールとして先端技術を有効に活用することなどにより、子供たち一人一人の資質・能力を伸ばすという観点から、読解力などの言語能力や情報活用能力などの育成に向けた基盤としての資質・能力の確実な習得が行われるとともに、多様な子供たち一人一人の能力、適性等に応じ、子供たちの意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。

- ■ これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について
- 教育課程の在り方について

○ 個々の児童生徒の学習状況を教師が一元的に把握できる中で、それに基づき特別な支援が必要な児童生徒等に対する個別支援が充実され、多様な子供がお互いを理解しながら共に学び、特異な資質・能力を有する子供が、その才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。

- ■ これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について
- 教育課程の在り方について
- 特別支援教育の在り方について
- 特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方

○ 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、子供の生活や学びにわたる課題（貧困、虐待等）が早期に発見され、外国人児童生徒等の社会的少数者としての課題を有する児童生徒等を含めた全ての子供たちが安全・安心に学ぶことができる。

- ■ 外国人児童生徒等への教育の在り方について
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策（特に不登校児童生徒に対する対応や夜間中学など）
- いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策

○ 学校と社会とが連携・協働することにより、多様な子供たち一人一人に応じた探究的・協働的な学びが実現されるとともに、STEAM 教育などの実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な学びが提供されている。



- ■ 教育課程の在り方について
- 高等学校教育の在り方について

○特に高等学校では、普通科をはじめとする各学科において、生徒の学習意欲を喚起し能力を最大限伸ばすことができるよう各学校の特色化・魅力化が実現されている。

- ■ 高等学校教育の在り方について

など

## <子供の学びを支える環境>

### 全国津々浦々の学校において質の高い教育活動を実施可能とする環境が整備

○多様な経験や職歴を持つ適任者を広く教育界内外から確保するため、教職の魅力向上や教員養成、採用、免許制度も含めた方策を通じ、バランスのとれた年齢構成と、多様性があり変化にも柔軟に対応できる質の高い教師集団が実現されるとともに、校長のリーダーシップの下、教師と多様な専門スタッフ、外部専門機関とがチームとして運営する学校が実現されている。

- ■ 教師の在り方について
- チーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、学校や教育委員会におけるマネジメントの在り方

○教師が生涯を通じて学び続け、多様な学びをコーディネートできる能力や教科横断的な専門性を向上することができるなど、技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く様々な変化に対応できる環境が整備されている。

- ■ 教師の在り方について

○発達段階に応じ学級担任制と教科担任制が効果的に実施され、質の高い教育が実現されている。

- ■ 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について

○デジタル教科書・教材等の先端技術や教育ビッグデータを効果的に活用できる環境の整備、統合型校務支援システムの導入などにより、児童生徒理解に基づく指導・支援の充実やICT化による校務の効率化がなされている。

- ■ これからの学びを支えるICTや先端技術の効果的な活用について

○人口減少が加速する地域においても、自治体間の連携、小学校と中学校との連携、学校や自治体をまたいだ教職員の配置などの多様な工夫を通じて、すべての児童生徒に対し魅力的な教育環境が実現されている。

- ■ 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について
- 児童生徒の減少による学校の小規模校化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方

○幼稚園等の幼児教育が行われる場において、小学校教育との円滑な接続や質の評価を通じたPDCAサイクルの構築が図られるなど、質の高い教育が提供され、全ての子供が健やかに成長できる良好な環境が整えられている。

- ■ 幼児教育の質の向上について

など

このような教育を実現していくために、学校のチーム力を高め、学校における働き方改革を着実に進めるとともに、特に、次の事項についての検討を深めていくことが必要ではないか。その際、これまでの学校の常識にとらわれず、新しい時代の学びの在り方を見据えて検討を行っていくことも必要ではないか。

- これからの学びを支える ICT や先端技術の効果的な活用について（P 4～7）
- 義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方について（P 9）
- 教育課程の在り方について（P 10～13）
- 教師の在り方について（P 14）
- 高等学校教育の在り方について（P 15）
- 幼児教育の質の向上について（P 16～17）
- 外国人児童生徒等への教育の在り方について（P 18～19）
- 特別支援教育の在り方について（P 20）

上記に加え、諮問事項のうち上記で挙げられていない事項などについても、年明け以降に議論を行っていくことが必要。

- 特定分野に特異な才能を持つ者に対する指導及び支援の在り方について【主に教育課程部会において検討】
- 義務教育をすべての児童生徒等に実質的に保障するための方策について（特に不登校児童生徒に対する対応や夜間中学など）【主に新しい時代の初等中等教育の在り方特別部会（以下「特別部会」という。）において検討】
- いじめの重大事態、虐待事案等に適切に対応するための方策について【主に特別部会において検討】
- 児童生徒の減少による学校の小規模校化を踏まえた自治体間の連携や小学校と中学校の連携等を含めた学校運営の在り方について【主に特別部会において検討】
- チーム学校の実現等に向けた教職員や専門的人材の配置、首長部局との連携及び学校や教育委員会におけるマネジメントの在り方について【主に特別部会において検討】

# 幼児教育の質の向上について

## (論点)

### 1. 幼児教育の内容・方法の改善・充実について

- (1) 新幼稚園教育要領等の実施に当たって、効果的な指導方法や教材の研究等についてどのように考えるか。また、どのようにその内容を教職員一人一人が理解し、実践に反映させていくか。
- (2) 幼・小の相互理解を深め、幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を推進するためには、どのような方策が考えられるか。公立幼稚園だけでなく、私立幼稚園、保育所、認定こども園と小学校との連携の強化、接続の推進をどのように図っていくのか。
- (3) 幼児教育現場における先端技術の活用について、実践を可視化・共有化する手法をはじめ、どのような方策が考えられるか。
- (4) 障害のある幼児や外国につながる幼児といった特別な配慮を必要とする幼児への支援について、どのような方策が考えられるか。

### 2. 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上について

- (1) 若年離職者が多い中、高い専門性を有する教職員を育成・確保するためには、教職員の処遇改善も含め、どのような工夫が考えられるか。
- (2) 教職員の資質向上のため、キャリアステージ毎の効果的な研修の実施・普及の在り方についてどのように考えるか。
- (3) 預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動への対応が増加する中で、各園における教職員の保育の専門性向上のために、どのような工夫が考えられるか。
- (4) 幼稚園教諭の上級免許状の取得促進など、教職員の専門性向上のための方策についてどのように考えるか。

### 3. 幼児教育の質の評価の促進について

- (1) 各園の独自性を確保しつつ、公開保育や学校評価を通じた運営の改善・発展を図り、教育の質向上に向けたPDCAサイクルを構築していくためには、どのような工夫が考えられるか。
- (2) 自己評価の着実な実施、学校関係者評価や第三者評価の普及促進に向けて、どのような方策が考えられるか。
- (3) 幼児教育の質の評価に関する手法の在り方についてどのように考えるか。また、その成果の普及について、どのような工夫が考えられるか。

#### 4. 家庭・地域における幼児教育の支援について

- (1) 家庭や地域において幅広く幼児教育の理解を深めるためには、どのような工夫が必要か。
- (2) 預かり保育や幼児教育施設における子育ての支援の在り方をどのように捉えるか。
- (3) 経済的困窮や虐待など様々な問題を抱える家庭への支援の観点から、福祉機関をはじめとした関係機関との連携強化についてどのように考えるか。

#### 5. 幼児教育を推進するための体制の構築について

- (1) 国公私の別や施設類型を超えた地域の幼児教育の質の向上のために、自治体はどのような推進体制を構築することが考えられるか。
- (2) 幼児教育の担当部局の一元化の在り方、幼児教育センターの設置など幼児教育に関する一元的な施策の企画・実施の在り方についてどのように考えるか。
- (3) 幼児教育の専門性を有し指導・助言を行う指導主事や幼児教育アドバイザー等の育成・配置の在り方についてどのように考えるか。
- (4) 国における幼児教育に関する調査研究拠点の役割についてどのように考えるか。

⇒ 引き続き、幼児教育の実践の質向上に関する検討会において、関係部会等とも連携しながら検討を行い、検討結果を特別部会に報告する。

# 参 考 資 料

## 【幼児教育を巡る動向】

- 幼児教育施設の現状 . . . . . 2
- 子ども・子育て支援新制度 . . . . . 10
- 幼児教育・保育の無償化 . . . . . 18

## 【幼児教育の質の向上に関する論点】

- 幼児教育の内容・方法の改善・充実 . . . . . 32
- 幼児教育を担う人材の確保・資質及び専門性の向上 . . . . . 50
- 幼児教育の質の評価の促進 . . . . . 70
- 家庭・地域における幼児教育の支援 . . . . . 80
- 幼児教育を推進するための体制の構築 . . . . . 94
- 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組 . . . 102

## 【参考】

- 令和2年度予算（幼児教育関係） . . . . . 121
- その他 . . . . . 138

# 【幼児教育を巡る動向】

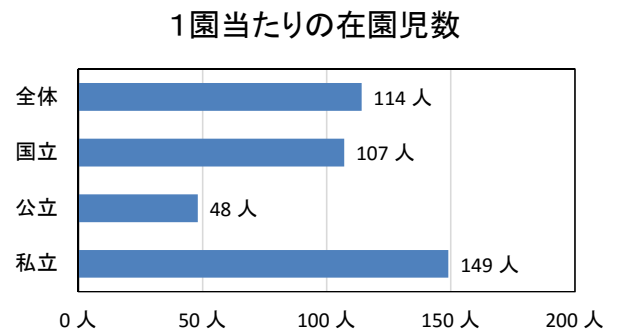
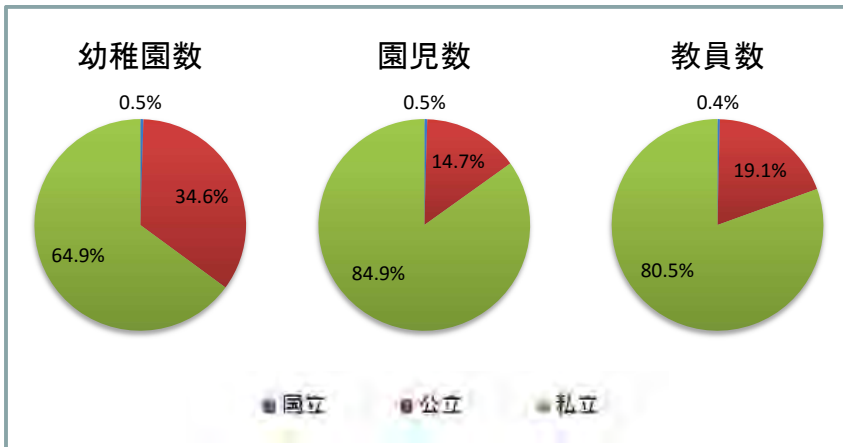
## 幼児教育施設の現状

### 幼稚園数及び幼稚園児数

(令和元年5月1日現在)

区分		合計		国立		公立		私立	
園児数	幼稚園数	10,070 園	100%	49 園	0.5%	3,483 園	34.6%	6,538 園	64.9%
	合計	1,145,576 人	100%	5,243 人	0.5%	168,037 人	14.7%	972,296 人	84.9%
	3歳児	342,218 人	100%	1,260 人	0.4%	33,105 人	9.7%	307,853 人	90.0%
	うち前年度間入園者	53,711 人	100%	0 人	0.0%	317 人	0.6%	53,394 人	99.4%
	4歳児	389,850 人	100%	2,016 人	0.5%	60,533 人	15.5%	327,301 人	84.0%
	5歳児	413,508 人	100%	1,967 人	0.5%	74,399 人	18.0%	337,142 人	81.5%
教員数(本務者)		93,579 人	100%	351 人	0.4%	17,866 人	19.1%	75,362 人	80.5%

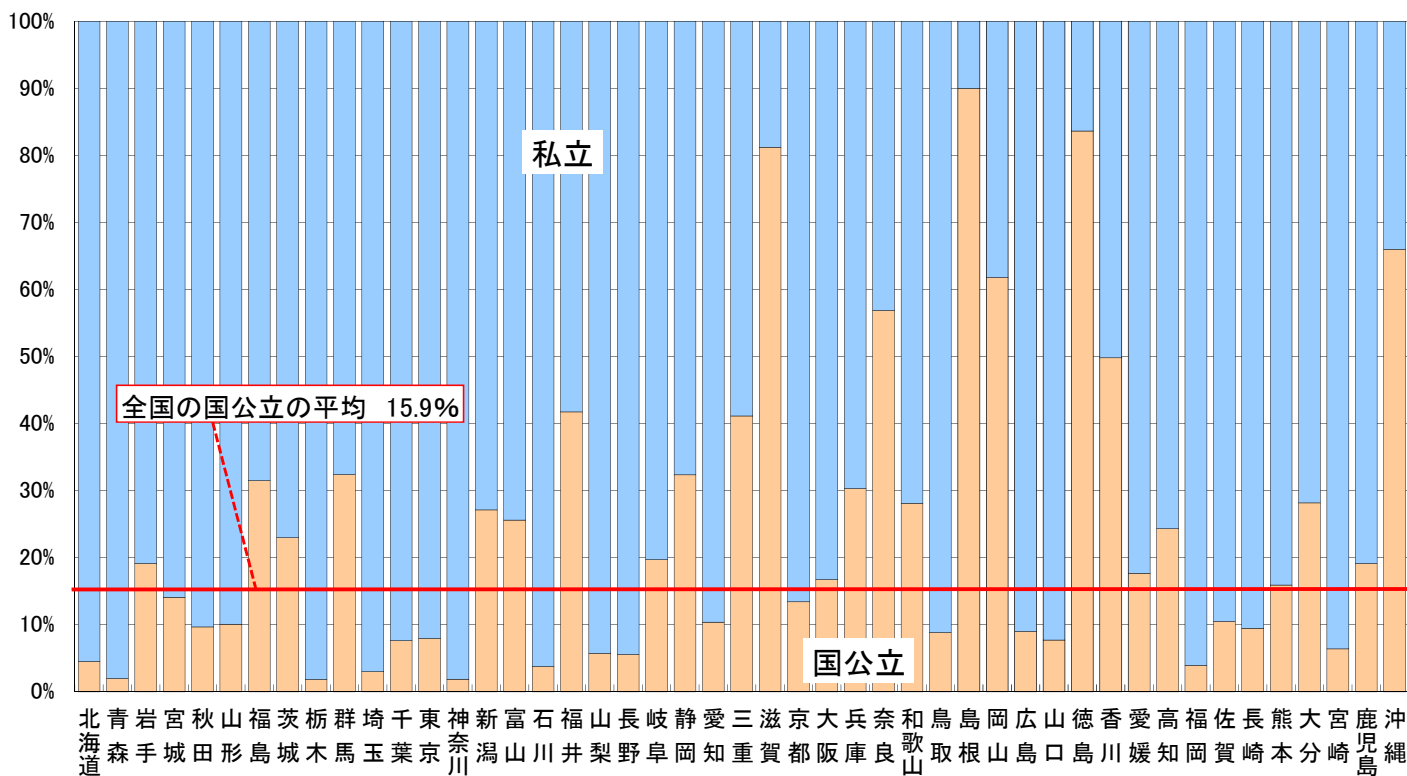
(出典:令和元年度学校基本調査)



(注) ・「前年度間入園者数」は、前年度の満3歳の誕生日以降に入園した幼児数である。  
 ・幼稚園数、在園児数及び教員数(本務者)は幼稚園型認定こども園も含む。

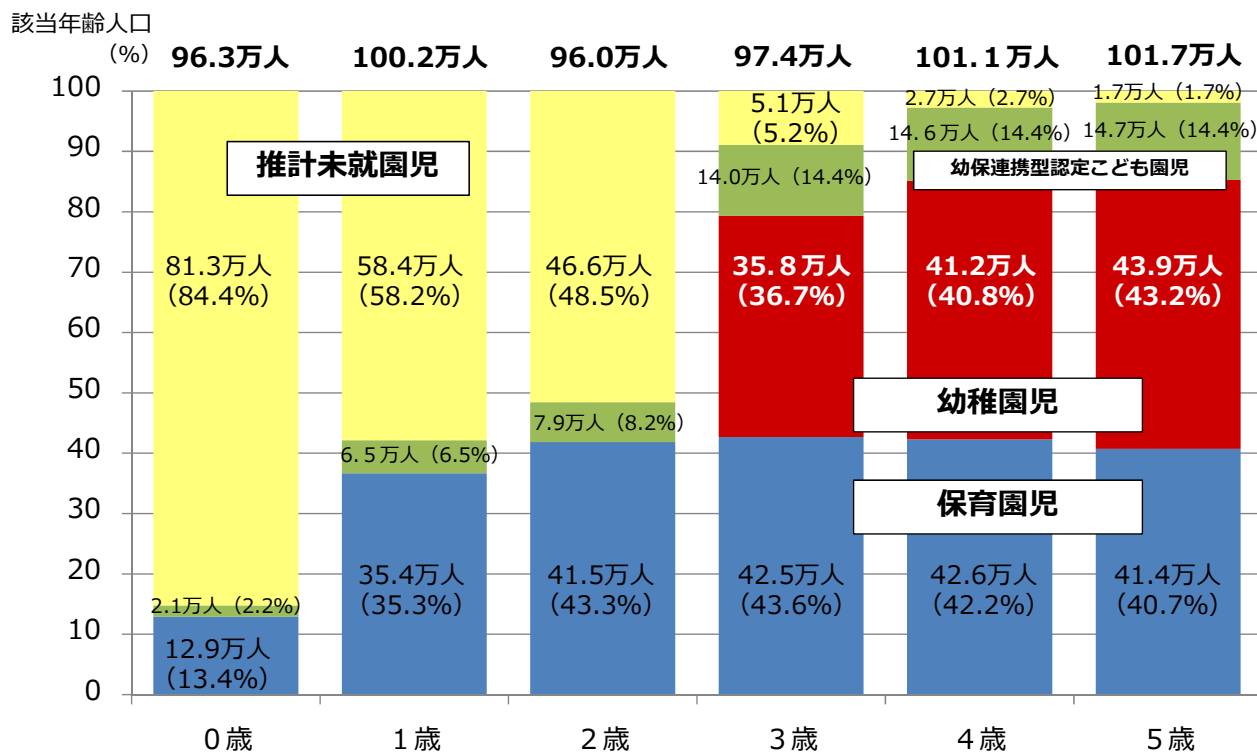
# 幼稚園の園児の公私立比 [都道府県比較]

私立幼稚園が占める割合(令和元年度)は、都道府県によって、9割以上のところもあるが、逆に2割以下のところもある。



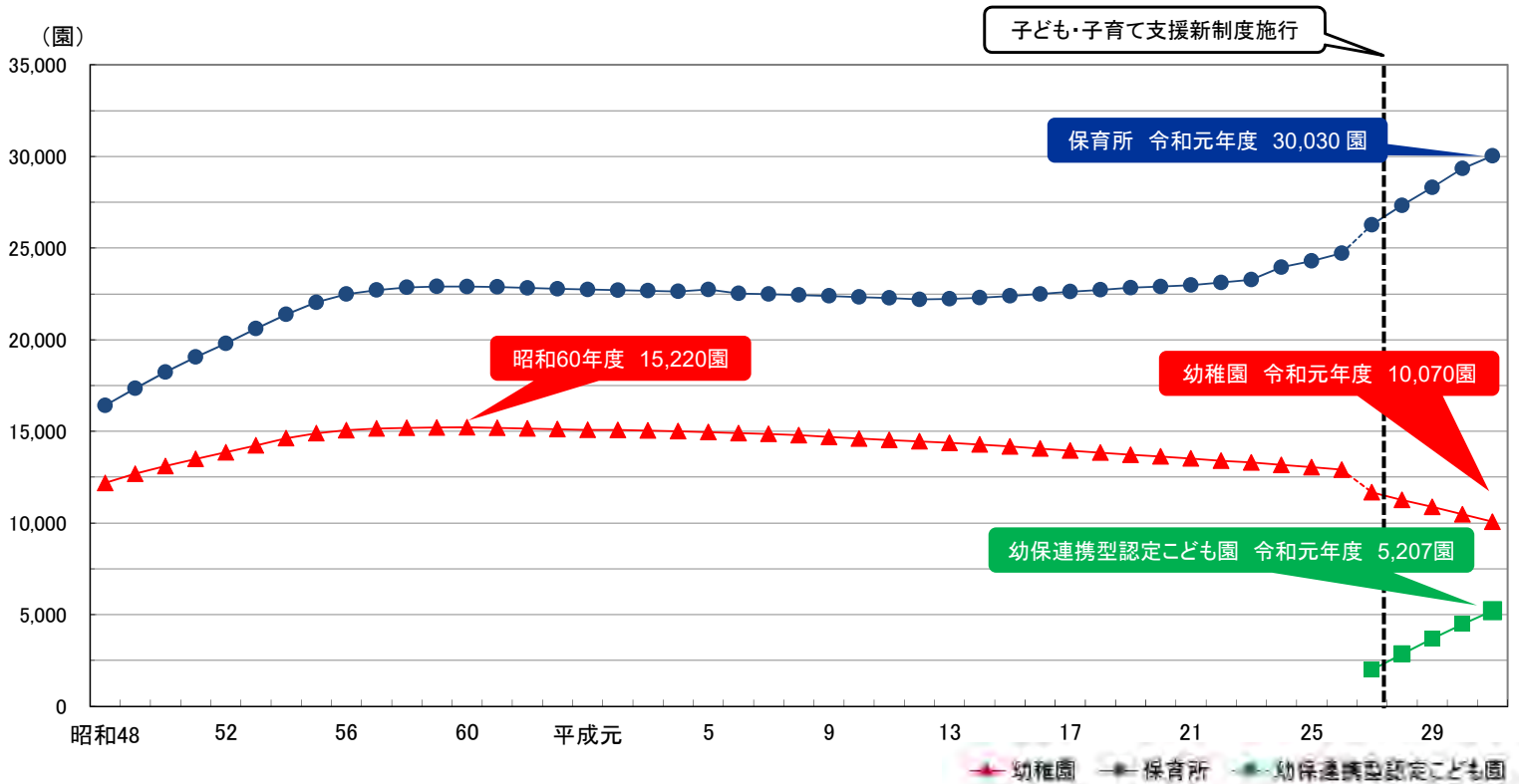
文部科学省「学校基本調査(令和元年度)」

# 幼稚園・保育所等の年齢別利用者数及び割合 (平成30年度)



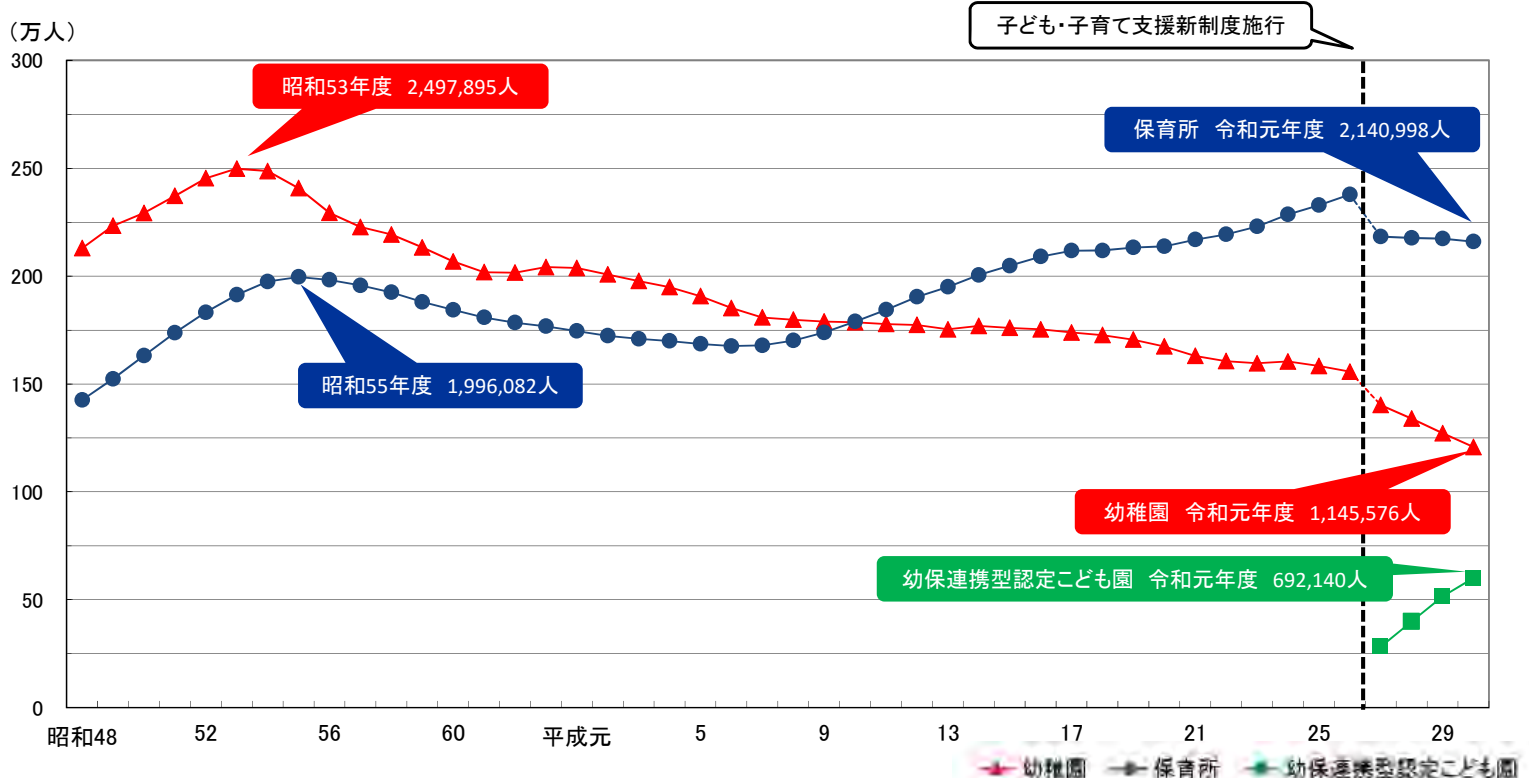
※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報(平成29年10月1日現在)より。  
 ※幼保連携型認定こども園の数は平成30年度「認定こども園に関する状況調査」(平成30年4月1日現在)より。  
 ※幼稚園の数は平成30年度「学校基本調査」(確定値、平成30年5月1日現在)より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。  
 ※保育園の数は平成30年の「待機児童数調査」(平成30年4月1日現在)より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」(平成29年10月1日現在)の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数に基づき按分したもの。  
 ※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。  
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

# 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の施設数 [推移]



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度より)を含む。  
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。  
 ・幼稚園の数値は「学校基本統計」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より。  
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より。(平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)

# 幼稚園・幼保連携型認定こども園・保育所の在園者数 [推移]



(注)・幼稚園には幼稚園型認定こども園を、幼保連携型認定こども園には地方裁量型認定こども園を、保育所には保育所型認定こども園、特定地域型保育事業(平成27年度より)を含む。  
 ・平成27年度より、幼保連携型認定こども園は単一の認可施設。平成26年度以前は、幼稚園及び保育所にそれぞれ算入。  
 ・幼稚園の数値は「学校基本統計」(各年5月1日現在)、認定こども園の数値は「認定こども園調査」(各年4月1日現在)より。  
 ・保育所の数値は「待機児童数調査」(各年4月1日現在)より。(平成26年度より前の数値は「社会福祉施設等調査」(各年10月1日現在)より推計。)



# 認定こども園制度の概要

## 「認定こども園」とは

教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、認可・認定の基準を満たす施設は、都道府県等から認可・認定を受けることができます。

- ①就学前の子どもを、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育と保育を一体的に行う機能
- ②子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

## 認定こども園の類型

### 幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として、認定こども園の機能を果たすタイプ

### 幼稚園型

幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ

### 保育所型

認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

### 地方裁量型

認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ

## 認定こども園の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

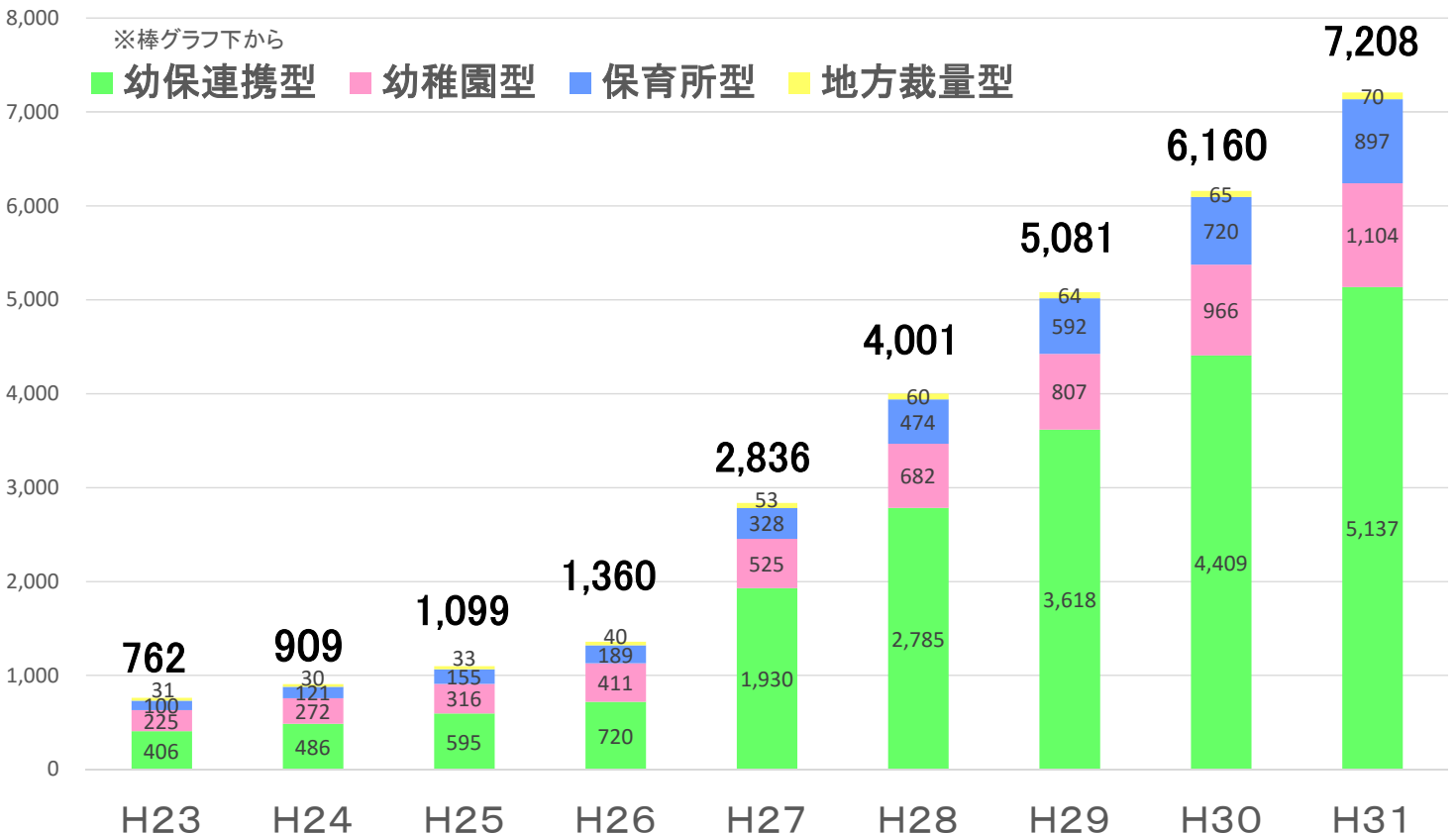
園数	(内訳)			
	幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
7,208 H30 (6,160)	5,137 (4,409)	1,104 (966)	897 (720)	70 (65)

## 各都道府県別の数

(子ども・子育て本部調べ(平成31年4月1日現在))

都道府県	園数		都道府県	園数		都道府県	園数	
	H30	H31		H30	H31		H30	H31
北海道	344	408	石川県	180	224	岡山県	86	111
青森県	260	287	福井県	107	123	広島県	134	169
岩手県	81	95	山梨県	64	70	山口県	53	60
宮城県	44	59	長野県	68	77	徳島県	54	60
秋田県	89	94	岐阜県	101	130	香川県	46	67
山形県	75	85	静岡県	247	274	愛媛県	74	84
福島県	90	105	愛知県	169	208	高知県	34	36
茨城県	198	215	三重県	40	55	福岡県	112	132
栃木県	116	129	滋賀県	85	97	佐賀県	74	85
群馬県	206	229	京都府	77	108	長崎県	135	154
埼玉県	93	119	大阪府	573	655	熊本県	133	148
千葉県	145	178	兵庫県	463	509	大分県	127	143
東京都	129	145	奈良県	60	71	宮崎県	178	192
神奈川県	140	187	和歌山県	52	58	鹿児島県	198	228
新潟県	152	197	鳥取県	40	45	沖縄県	79	129
富山県	103	116	島根県	52	58	合計	6,160	7,208

## 認定こども園数の推移



(平成31年4月1日現在)

# 子ども・子育て支援新制度

## 子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

### ◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

\* 子ども・子育て関連3法とは、①子ども・子育て支援法②認定こども園法の一部改正法③児童福祉法の一部改正等関係法律の整備法

### ◆ 主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）  
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設



\* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

- ② 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

#### ④ 市町村が実施主体

- ・ 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・ 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

#### ⑤ 社会全体による費用負担

- ・ 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提  
(幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要)

#### ⑥ 政府の推進体制

- ・ 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備(内閣府に子ども・子育て本部を設置)

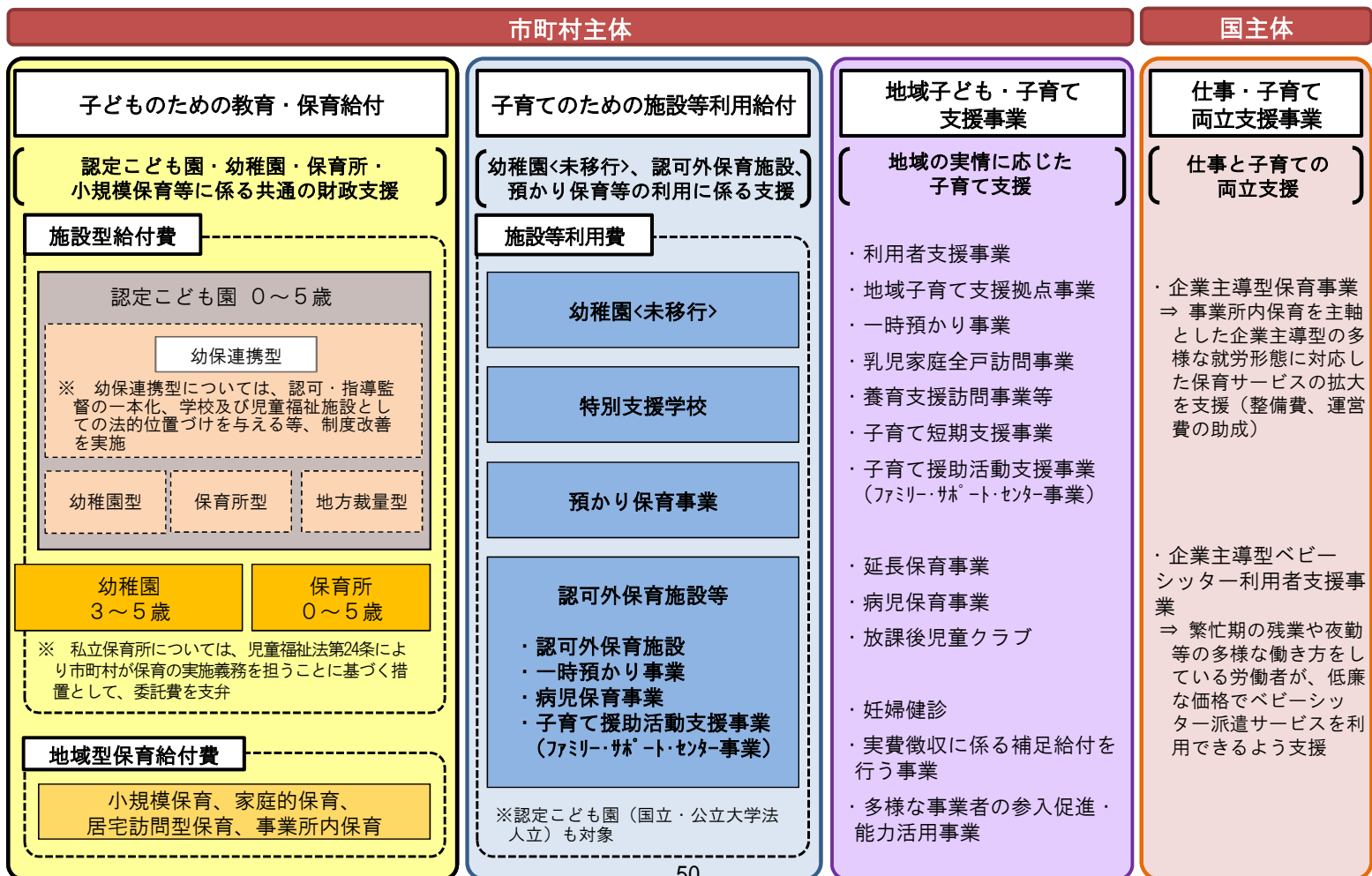
#### ⑦ 子ども・子育て会議の設置

- ・ 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等(子ども・子育て支援に関する事業に従事する者)が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・ 市町村等の合議制機関(地方版子ども・子育て会議)の設置努力義務

#### ⑧ 施行時期

- ・ 平成27年4月に本格施行

## 子ども・子育て支援新制度の概要



## 教育基本法上の「法律に定める学校」(第6条)

- ①「公の性質」を有し、
- ②教育を受ける者の心身の発達に応じた「体系的・組織的な教育」を行う。

◎教育基本法 一抄一

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。(以下略)

### 学校教育法に定めるもの

幼稚園                    中等教育学校  
 小学校                    特別支援学校  
 中学校                    大学  
 高等学校                高等専門学校

学校教育を提供

学校

### 認定こども園法に定めるもの

幼保連携型認定こども園

※ 既存の幼稚園から移行した場合、「幼稚園」の名称を用いることができる。

学校教育・保育を提供

学校・児童福祉施設  
両方の性格

## 令和元年度私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への移行状況等調査の結果 (抜粋)

- ・調査対象 全ての都道府県、市区町村 ※東京都の離島等9市区町村を除く 私立幼稚園及び私立幼稚園から移行した認定こども園
- ・調査時点 2019年4月1日

### (1) 私立幼稚園の新制度への移行状況 (実績)

<母数：7,741園(廃園・休園を除く全私立幼稚園)>

	2015年4月1日現在		2016年4月1日現在		2017年4月1日現在		2018年4月1日現在		2019年4月1日現在	
	新制度に移行した私立幼稚園	1,884園	23.2%	2,387園 (前年+503園)	29.2% (前年+9%)	2,931園 (前年+544園)	36.4% (前年+7.2%)	3,271園 (前年+340園)	41.9% (前年+5.5%)	3,661園 (前年+390園)
幼保連携型認定こども園として移行	813園	10.0%	1,041園	12.7%	1,288園	16.0%	1,336園	17.1%	1,439園	18.6%
幼稚園型認定こども園として移行	511園	6.3%	647園	7.9%	759園	9.4%	897園	11.5%	1,032園	13.3%
幼稚園のまま移行	560園	6.9%	699園	8.6%	884園	11.0%	1,038園	13.3%	1,190園	15.4%

### (2) 私立幼稚園の新制度への移行状況 (見込み)

<母数：7,741園(廃園・休園を除く全私立幼稚園)>

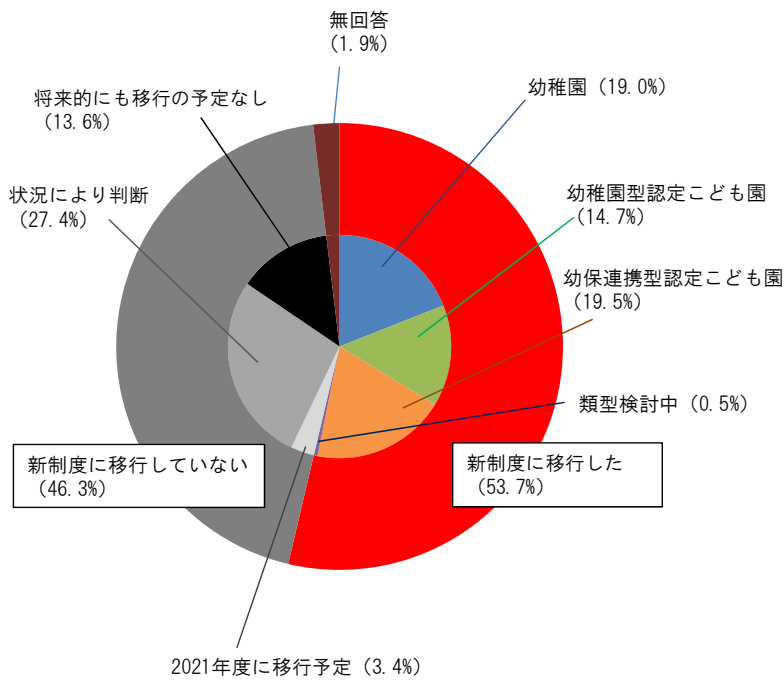
2020年度までに新制度に移行(移行する方向で検討中を含む)	4,155園 <前年度+494園>	53.7% <前年度+6.4%>
認定こども園となって移行	2,660園	34.4%
幼保連携型認定こども園	1,508園	19.5%
幼稚園型認定こども園	1,137園	14.7%
施設の種類のについては検討中	15園	0.2%
幼稚園のまま移行	1,468園	19.0%
幼稚園のままか、認定こども園として移行するか検討中	27園	0.3%
2021年度以降に移行を検討・判断	2,385園	30.8%
2021年度以降、新制度へ移行(移行する方向で検討中を含む)	267園	3.4%
状況により判断	2,118園	27.4%
将来的にも移行する予定はない	1,051園	13.6%
無回答	150園	1.9%

(注1) 移行率については、新制度に移行していない幼稚園数のうち廃園とされた園及び廃園に準じる形での休園となっている園等を除き算出している。

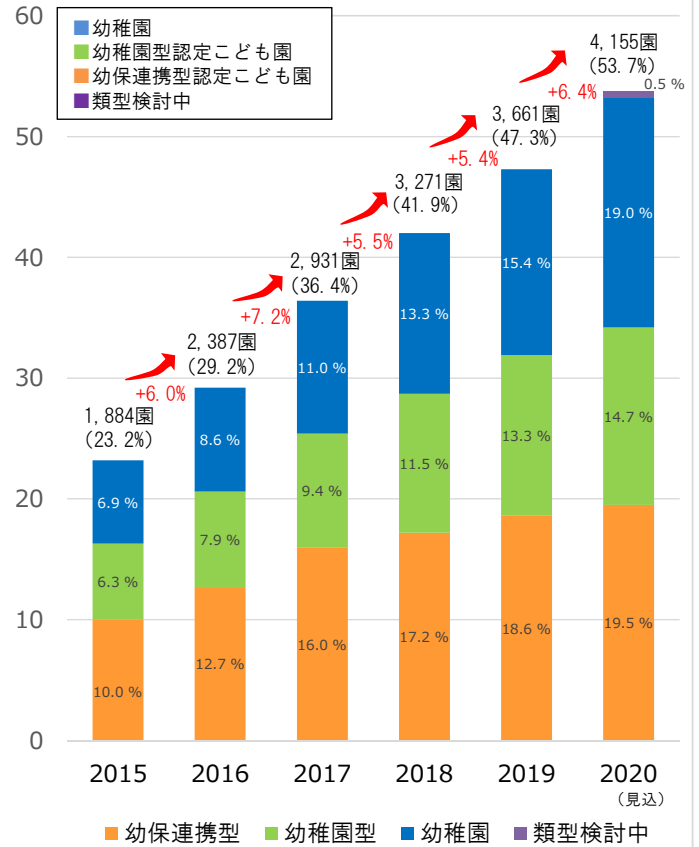
(注2) 四捨五入により合計が一致しないことがある

# (参考1) 2020年度における移行状況の内訳及び移行状況の推移

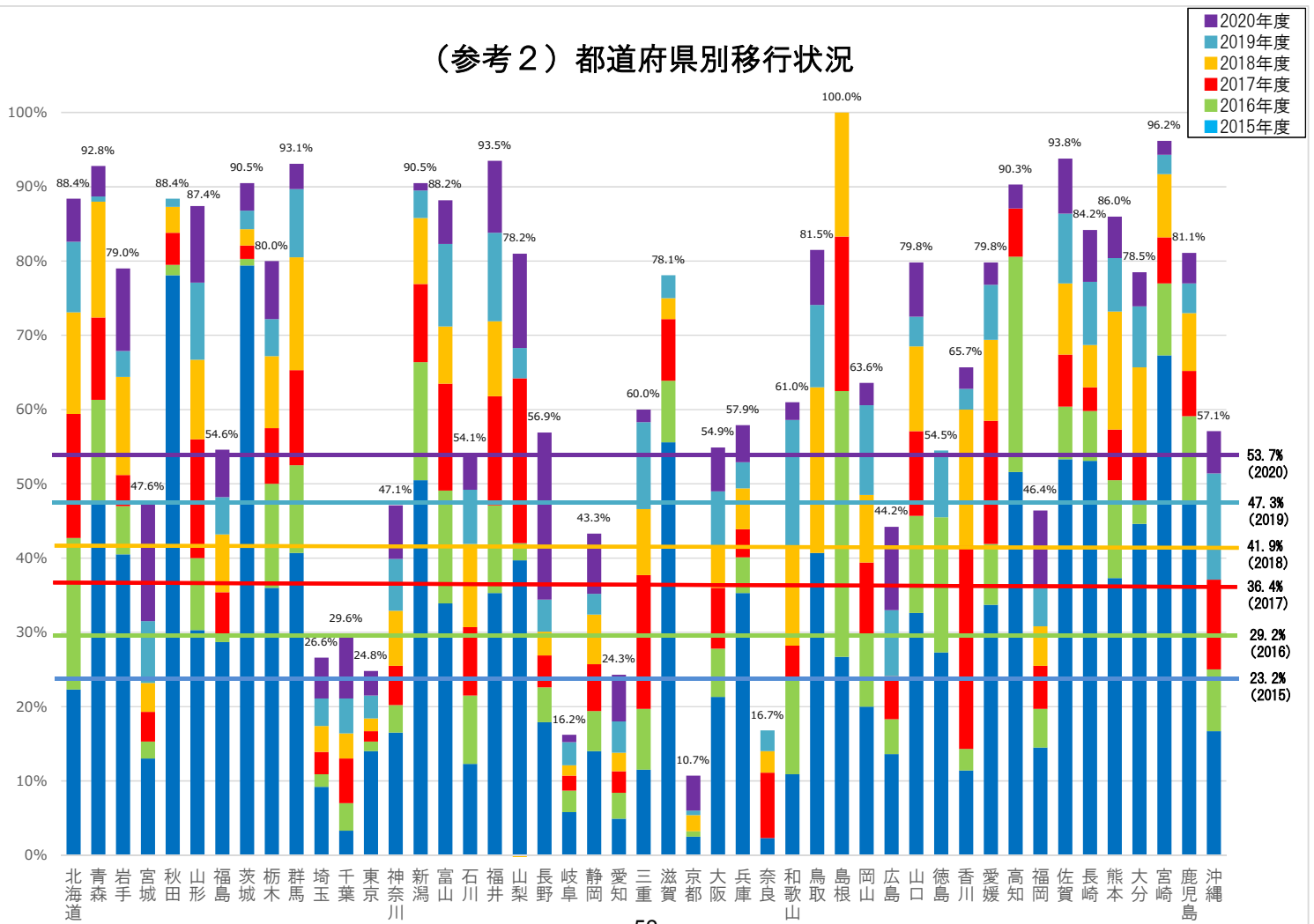
〈2020年度における移行状況の内訳(予定)〉



〈移行状況の推移〉



# (参考2) 都道府県別移行状況



# 幼児教育・保育の無償化

## 幼児教育・保育の無償化の実施に関する主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育・保育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場（法定）
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議  
（地方側）全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他  
（政府側）内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議  
（地方側）全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長  
（政府側）内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場（法定）
- ・平成30年12月25日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第1回）  
（地方側）山口県知事、三鷹市長、明石市長、和光市長、嵐山町長、蔵王町長  
（政府側）内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）
- ・平成31年2月14日 幼児教育の無償化に関する協議の場 幹事会（第2回）
- ・令和元年5月10日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立
- ・令和元年5月31日 幼児教育・保育の無償化に関する政令・内閣府令の公布
- ・令和元年10月1日 幼児教育・保育の無償化の実施



## 幼児教育の段階的無償化の取組み

各年度予算措置	負担軽減の内容
平成26年度予算 公費:312億円 (国:104億円、 地方:208億円)	幼稚園の保育料について ・生活保護世帯の保育料6,600円を無償化 ・第2子は半額、第3子以降は無償とする軽減措置の所得制限(年収約680万円まで)を撤廃
平成27年度予算 公費:189億円 (国:60億円、 地方:129億円)	幼稚園の保育料について ・市町村民税非課税世帯(年収約270万円まで)の保育料を9,100円から3,000円に引き下げ
平成28年度予算 公費:382億円 (国費:126億円、 地方:256億円)	年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・兄弟の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子以降は無償 ・ひとり親世帯においては、第1子は半額、第2子以降は無償
平成29年度予算 公費:69億円 (国費:24億円、 地方:45億円)	市町村民税非課税世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ・第2子完全無償化 年収360万円未満相当の世帯の幼稚園・保育所等の保育料について ①ひとり親世帯等の保護者負担の軽減措置の拡充 ②①以外の世帯において、1号認定子どもの負担軽減
平成30年度予算 公費:56億円 (国費:21億円、 地方:35億円)	幼稚園等の保育料について ・1号認定こどものうち、年収約360万円未満相当世帯の第1子及び第2子の負担軽減

(参考) 平成26年以降に進めてきた幼児教育の段階的な無償化に係る財源の負担割合は以下の通り。

- ・ 特定教育・保育施設については施設型給付における負担割合(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)
- ・ 新制度未移行幼稚園については就園奨励費補助事業における負担割合(国1/3、市町村2/3)
- ・ 公立施設については施設型給付における負担割合(市町村10/10)。 ※ 地方交付税措置

20

## 諸外国における幼児教育無償化の取組例

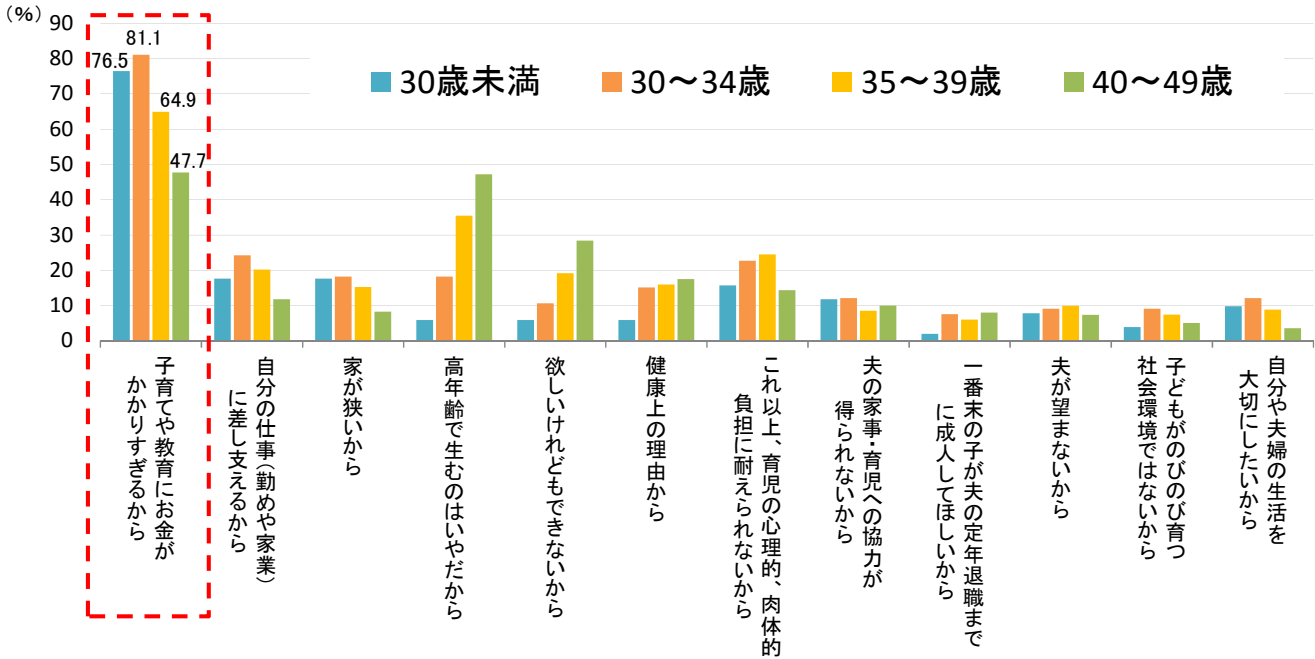
○イギリス、フランス、韓国では、幼児教育の重要性を踏まえ、無償化の取組を進めている。

イギリス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2004年までに全ての3～4歳児(※5歳から義務教育)に対する幼児教育の無償化を実現(週12.5時間、年33週分が上限)。</li> <li>・ 2010年に無償化の対象時間を拡大(週15時間、年38週分が上限)</li> <li>・ 2014年に低所得世帯(年収16,190ポンド(240万円)以下等の基準に該当する世帯)の2歳児(全体の40%)も無償化。</li> </ul>
フランス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3～5歳児を対象とした幼稚園は99%が公立であり、無償。 (3歳以上のほぼ全員が幼稚園に在籍。)</li> </ul>
韓国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3～5歳児に対する幼児教育の無償化の方針を法定(2012年)。</li> <li>・ 公立については、2013年に無償化を達成。私立については、支援規模を段階的に拡大し、無償化を目指している。</li> </ul>

# 子育てや教育にかかる費用が少子化の要因の一つ

○理想の子供数を持たない理由（複数回答）について、30歳未満では76.5%、30～34歳は81.1%が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」と回答している。

妻の年齢別にみた、理想の子ども数を持たない理由（予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦）

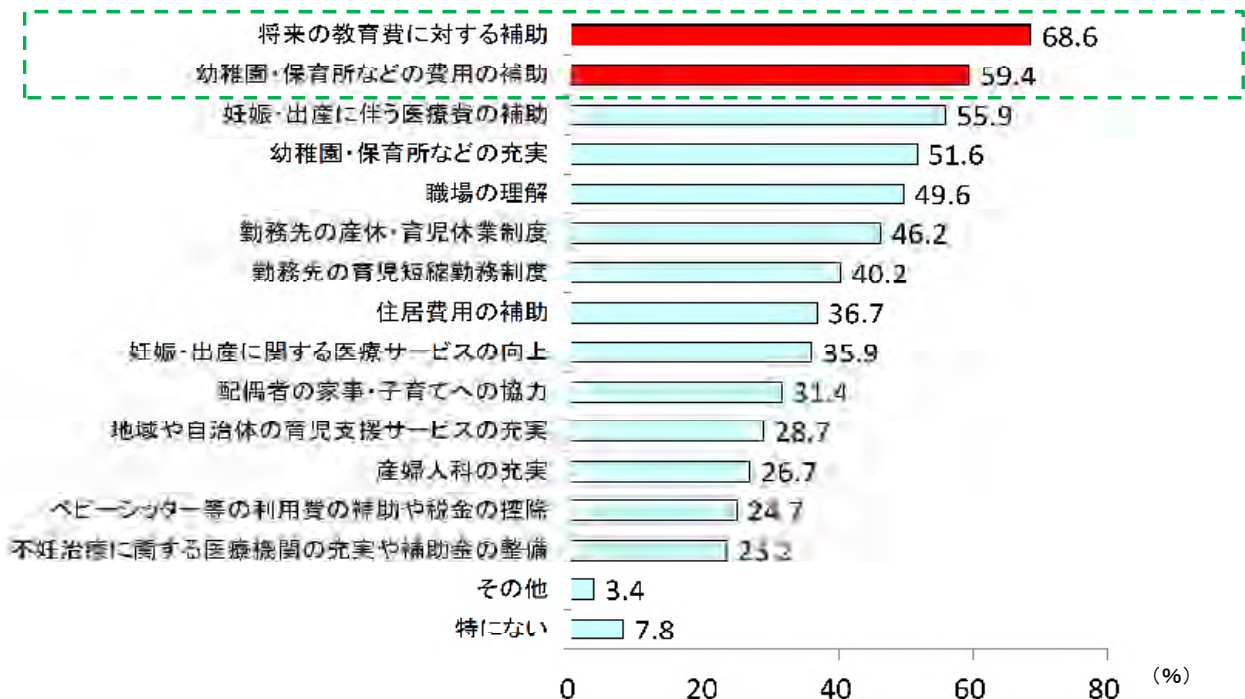


(注)妻が50歳未満である初婚どうしの夫婦のうち、予定子ども数が理想子ども数を下回る夫婦(約3割)を対象に行った質問(妻が回答者)。

出典: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」(2015年)

## 教育費等への補助を求める意見が多い

○「どのようなことがあれば、あなたは(もっと)子供が欲しいと思いますか」との質問に対し(複数回答)、「将来の教育費に対する補助」が68.6%、「幼稚園・保育所などの費用の補助」が59.4%となっている。



出典: 内閣府政策統括官(共生社会政策担当)平成26年度「結婚・家族形成に関する意識調査」より作成。

※20代、30代の男女を対象とした調査。



# 幼児教育・保育の無償化の概要

## 1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

## 2. 対象者・対象範囲等

### (1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
  - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
  - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
  - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

### (2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
  - ※ 保育の必要性の認定 … 2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
  - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

### (3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
  - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
  - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
  - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

24

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
  - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
  - ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
  - ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
  - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
  - ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

## 3. 財源

### (1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

### (2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

## 4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

## 5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、PDCAサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）  
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

# 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律について

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 基本理念

子ども・子育て支援の内容及び水準について、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮されたものとする旨を基本理念に追加する。

※ 既に現行法に基づく個人給付の対象となっている認定こども園、幼稚園、保育所等については、子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

※ 就学前の障害児の発達支援についても、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)を改正し、利用者負担を無償化する措置を講じる。

### 2. 子育てのための施設等利用給付の創設

#### (1) 対象施設等を利用した際に要する費用の支給

市町村は、①の対象施設等を②の支給要件を満たした子供が利用した際に要する費用を支給する。

##### ①対象施設等

子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設(※)、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業であって、市町村の確認を受けたものを対象とする。

※ 認可外保育施設については、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく届出がされ、国が定める基準を満たすものに限るが、5年間は届出のみで足りる経過措置を設ける(経過措置期間内において、市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設にできることとする)。

##### ②支給要件 以下のいずれかに該当する子供であって市町村の確認を受けたものを対象とする。

- ・ 3歳から5歳まで(小学校就学前まで)の子供
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供であって、保育の必要性がある子供

#### (2) 費用負担

・ 本給付に要する費用は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担する。

※ 平成31年度に限り、地方負担部分について全額国費により補填するため、必要な規定を設ける。

#### (3) その他

- ・ 市町村が適正な給付を行うため、対象施設等を確認し、必要に応じ報告等を求めることができる規定を設ける。
- ・ 差押え、公租公課の禁止、給付を受ける権利に係る時効等の規定を設ける。
- ・ 特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)等の関係法律について、所要の改正を行うとともに、経過措置について定める。

## 施行期日

令和元年10月1日 (一部の規定については、公布の日から施行)

26

## 幼児教育・保育の無償化の対象者・対象施設について

### 共働き世帯等(保育の必要性あり)

	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
0歳～2歳 (住民税非課税世帯)			○	○	○	○
満3歳児 (住民税非課税世帯)	○	○	○	○	○	○
満3歳児 (上記以外)	○		○ (1号のみ)			
3歳～5歳 (満3歳を迎えた次の4月～)	○	○	○	○	○	○

### 専業主婦世帯(保育の必要性なし)

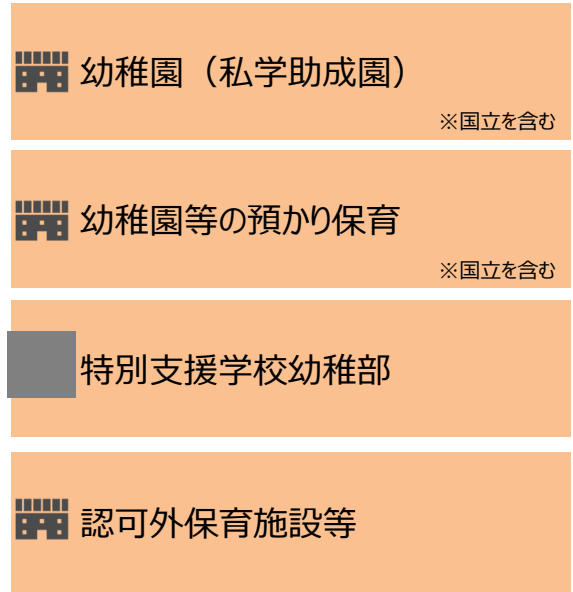
	幼稚園	預かり保育	認定こども園	保育所・地域型保育	企業主導型保育	認可外保育施設・一時預かり事業等
満3歳～5歳 (満3歳を迎えてから～)	○		○			

# 幼児教育・保育の無償化の対象施設と無償化の方式について

## 子ども・子育て支援新制度対象施設



## その他の無償化対象施設・事業



### 子どものための教育・保育給付の拡充

利用者負担額をゼロに（子ども・子育て支援法施行令の改正）  
 ⇒ 公定価格の全額を施設型給付費等により公費負担し、教育・保育を現物給付化。なお、公定価格外の特定保育料（上乗せ徴収）の有無は、幼稚園等ごとに異なりうる。

### 子育てのための施設等利用給付の創設

子ども・子育て支援法を改正し、上記施設・事業の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」を創設。  
 ⇒ 施設等で定める利用料の一定額まで施設等利用費を支給（日用品費、行事参加費、給食費、通園費は対象外）。

## 幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額（令和元年度補正予算）

- 幼児教育・保育の無償化の実施に要する令和元年度の所要額については、国負担分は内閣府予算計上の「子どものための教育・保育給付交付金」等から、地方負担分は総務省予算計上の「子ども・子育て支援臨時交付金」からそれぞれ負担し、全額を国費で負担することとしている。
- 今般、令和元年10月1日時点の利用児童数等の直近の数値を基に推計した結果、国と地方の所要額が合わせて493億円増加したことから、令和元年度補正予算に当該額を計上する。
- 所要見込額が増加した主な要因は、女性活躍や保育の受け皿拡大が進展している中で、世帯の所得が増加するとともに、保育所等の利用者が増加したことなどが考えられる。

### <幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額>

（単位：億円）

項目	財源負担割合			令和元年度当初予算				令和元年度補正予算				
	国	県	市町村	国	県	市町村	国	県	市町村			
<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	1/2	1/4	1/4	2,059	1,030	515	515	2,361 +302	1,181 +151	590 +75	590 +75
	公立	-	-	10/10	818	0	0	818	1,009 +191	0	0	1,009 +191
新制度の対象と ならない幼稚園、 認可外保育施設等		1/2	1/4	1/4	1,004	502	251	251	左と同額			
合計※1					3,882	1,532	766	1,584	4,375 +493	1,683 +151※2	842 +76	1,850 +266

※1 端数処理の関係で合計と内訳が一致しない場合がある。

※2 内閣府の補正予算には、上記(+151億円)のほか、人事院勧告を踏まえた人件費の改定(+108億円)及び既定予算の残余(△101億円)と合わせて158億円を計上。

## 幼児教育・保育の無償化に係る国と地方の所要額について (令和2年度予算)

区分			国・地方合計（億円）			
			国	都道府県	市町村	
施設型給付 (地域型保育給付含む)	<新制度> 保育所・幼稚園等	私立	4,980	2,490	1,245	1,245
		公立	2,038	-	-	2,038
子育てのための 施設等利用給付	新制度の対象とならない幼稚園等		1,247	623	312	312
	認可外保育施設等		267	133	67	67
	預かり保育等		326	163	82	82
合計			8,858	3,410	1,705	3,743

<備考>

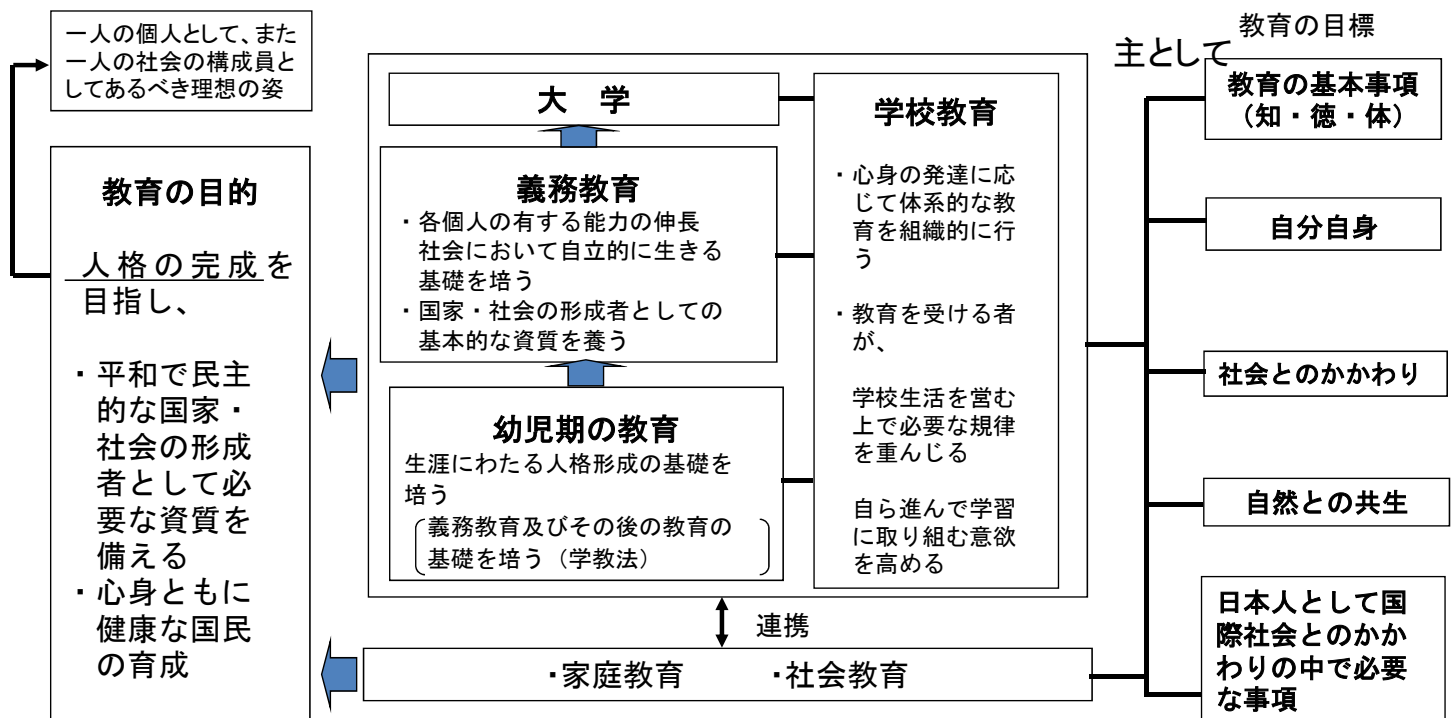
四捨五入により、端数において合計とは一致しない。

# 【幼児教育の質の向上に関する論点例】

## 幼児教育の内容・方法の改善・充実

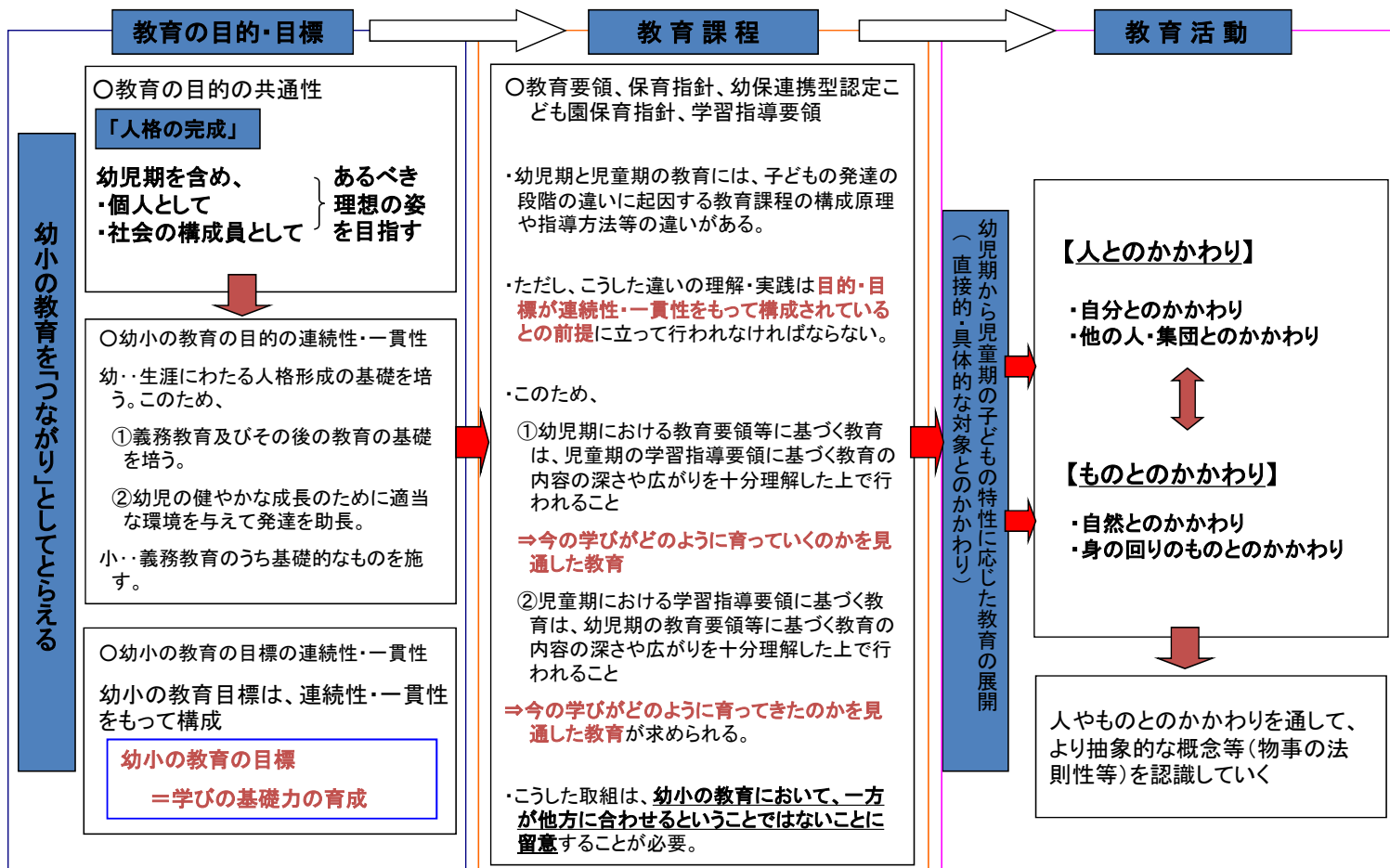
### 教育基本法の体系

- ・教育の中で必要となる事項は主として、教育の基本事項（知・徳・体）、自分自身、社会とのかかわり、自然との共生、日本人として国際社会とのかかわりの中で必要な事項からなる。
- ・学校は、幼児期から大学までこれらの教育を体系的かつ組織的に行うもの。



※「幼児期の教育」・・・当該教育のうち、幼稚園担当部分（保育所、認定こども園の教育機能部分を含む）として使用。それ以外の教育は家庭教育、社会教育に含む。





※「教育の目的・目標」→「教育課程」→「教育活動」という流れに加え、実際には「教育活動」から「教育課程」を見直すといった流れもある。

「幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方について(報告)」  
平成22年11月11日幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の在り方に関する調査研究協力者会議 より作成

## 幼稚園の目的・目標

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抜粋）

第二十二条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- 二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- 三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- 四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- 五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

# 幼稚園教育要領について

## 概要

幼稚園教育要領は、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、国が学校教育法に基づき定めている大綱的基準。これまで概ね10年に一度改訂が行われてきた。

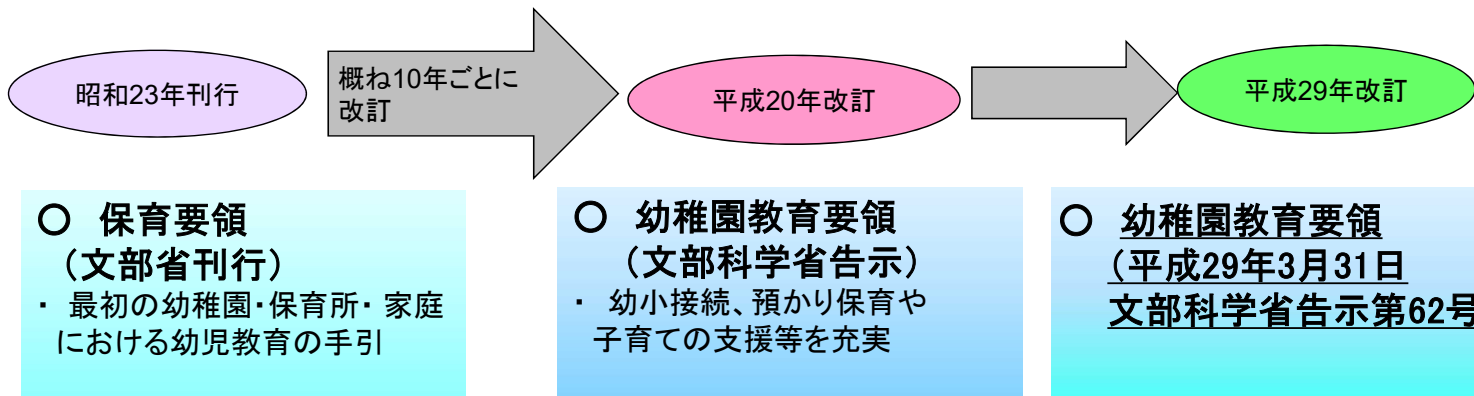
## 根拠規定

### ○学校教育法

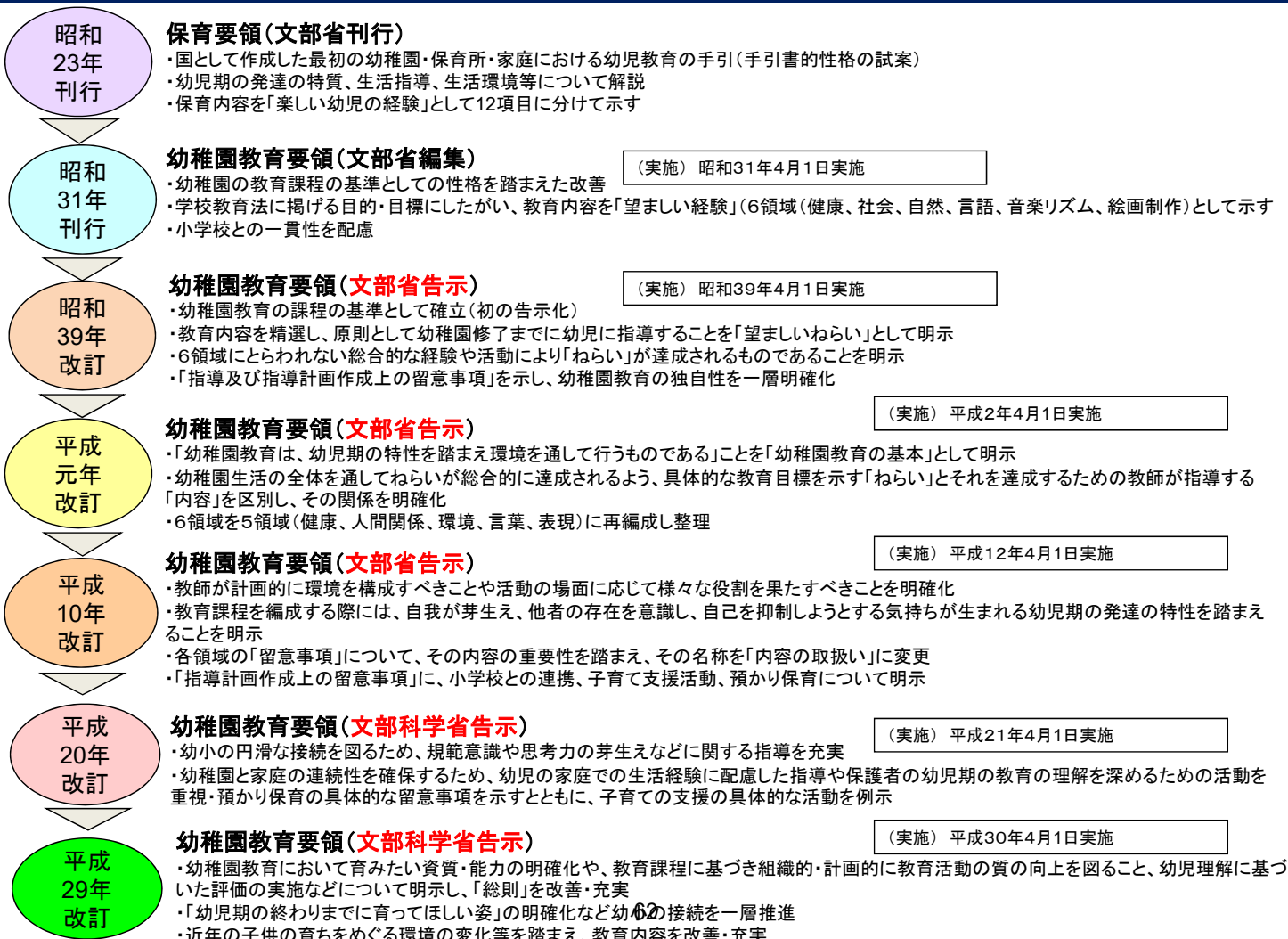
第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

### ○学校教育法施行規則

第38条 幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする。



## (参考) 幼稚園教育要領等の変遷



時期	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領	保育所保育指針
昭和23年3月		保育要領（文部省刊行）※	
25年9月			保育所運営要領（厚生省編集）
27年3月			保育指針（厚生省編集）
31年2月		幼稚園教育要領（文部省編集）	
(幼) 39年3月 (保) 40年8月		幼稚園教育要領（文部省告示）	保育所保育指針（厚生省編集）
(幼)平成元年3月 (保) 2年3月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・環境を通して行うものであることを「幼稚園教育の基本」として明示 ・6領域を5領域に再編成し整理 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・養護的機能を明確化するため、全年齢を通じて入所児童の生命の保持、情緒の安定に関わる事項を記載。 ・6領域を5領域に再編成し整理 など
(幼) 10年12月 (保) 11年10月		幼稚園教育要領（文部省告示） ・教師が計画的に環境を構成すべきことや活動の場面に応じて様々な役割を果たすべきことを明確化 ・「生きる力の基礎を育てる」ことの記述 など	保育所保育指針（厚生省編集） ・地域子育て支援の役割を明記 ・「生きる力の基礎を育てる」ことを記述 など
20年3月	平成27年の子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて策定	20年3月28日同日に告示・平成21年4月1日実施 幼稚園教育要領（文部科学省告示） ・幼小の円滑な接続を図るため、規範意識や思考力の芽生えなどに関する指導を充実 ・いわゆる預かり保育及び子育ての支援の基本的な考え方を記述 など	保育所保育指針（厚労省告示） ・保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化 など
26年4月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	29年3月31日同日に告示・平成30年4月1日実施 ＜内容について一層の整合性を図っている＞	
29年3月	幼保連携型認定こども園教育・保育要領（内閣府・文科省・厚労省共同告示）	幼稚園教育要領（文部科学省告示）	保育所保育指針（厚労省告示）

※国として作成した最初の幼稚園・保育所・家庭における幼児教育の手引（手引書性格の試案）

## 幼稚園教育要領の改訂のポイント

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化や幼児理解に基づいた評価の実施、特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実など総則を改善・充実。
- 近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、教育内容を改善・充実。

### 1. 総則の改善・充実

- 幼稚園教育において育みたい資質・能力（「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」）を明確化。
- 5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」※として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。
- 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施。
- 障害のある幼児や海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応など特別な配慮を必要とする幼児への指導を充実。

※「健康な心と体」、「自立心」、「協同性」、「道徳性・規範意識の芽生え」、「社会生活との関わり」、「思考力の芽生え」、「自然との関わり・生命尊重」、「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」、「言葉による伝え合い」、「豊かな感性と表現」の10項目について幼児の具体的な姿を示す。



## 2. ねらい及び内容の改善・充実

近年の子供の育ちをめぐる環境の変化等を踏まえ、以下の事項を改善・充実。

### (1) 領域「健康」

- 見通しをもって行動すること。
- 食べ物への興味や関心をもつこと、食の大切さに気付くこと。
- 多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすること。
- 遊びを通して安全についての構えを身に付けること。

### (2) 領域「人間関係」

- 身近な人と親しみ、関わりを深め、工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わい、愛情や信頼感をもつこと。
- 諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもって自分の力で行う事の充実感を味わうことができるようにすること。
- 自分のよさや特徴に気付くようにすること。

### (3) 領域「環境」

- 日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと。
- 文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや我が国の伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどが養われるようにすること。
- 自分なりに比べたり、関連付けたりしながら考えたり、試したりして工夫して遊ぶこと。○自分の考えをよりよいものにしようとする気持ちが育つようにすること。

### (4) 領域「言葉」

- 言葉に対する感覚を豊かにすること。
- 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

### (5) 領域「表現」

- 豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。
- 様々な素材や表現の仕方に親しむこと。

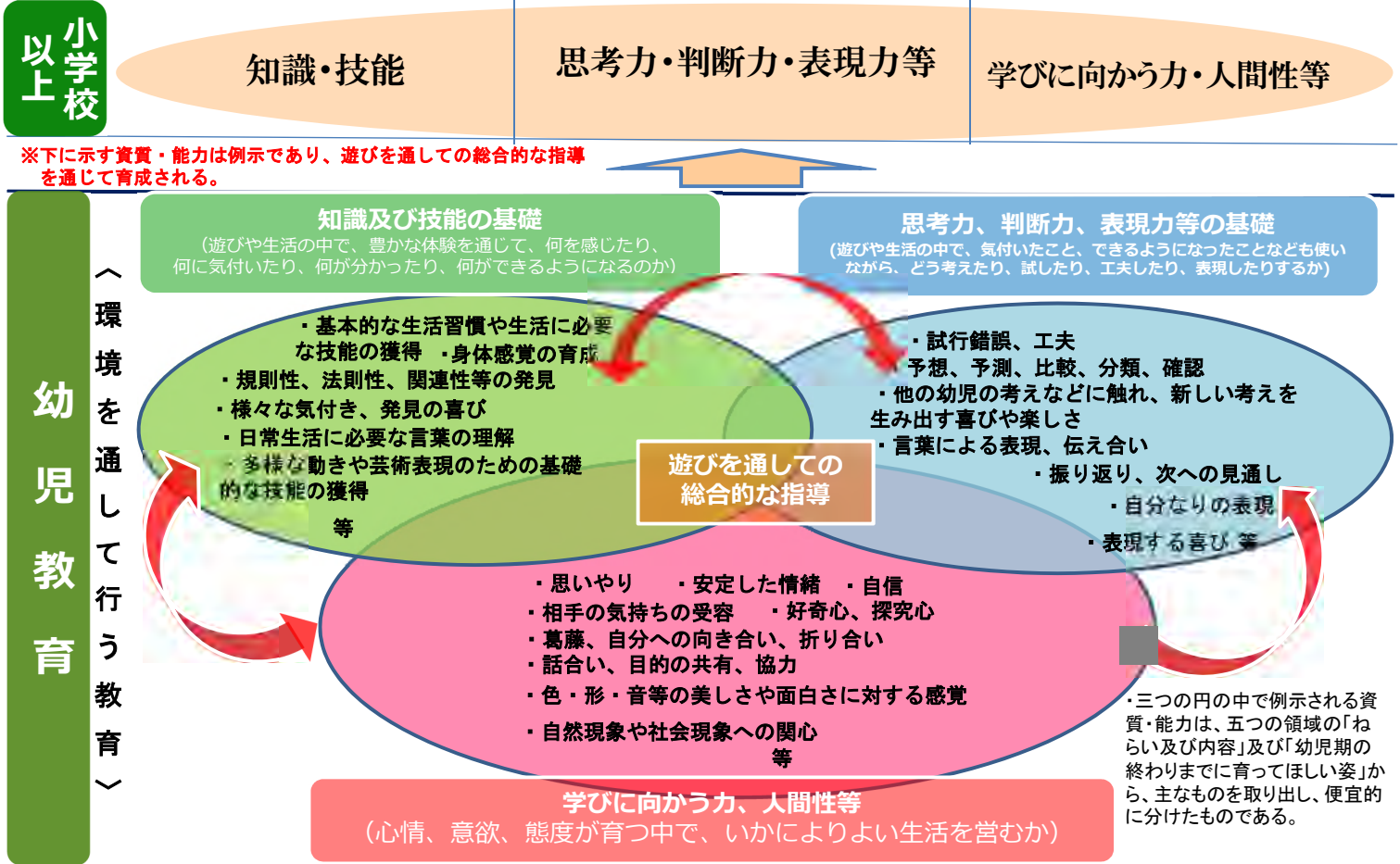
40

## 3. 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項に関する改善・充実

幼稚園における教育課程が「社会に開かれた教育課程」としての役割を更に果たしていくために、以下の事項を改善・充実。

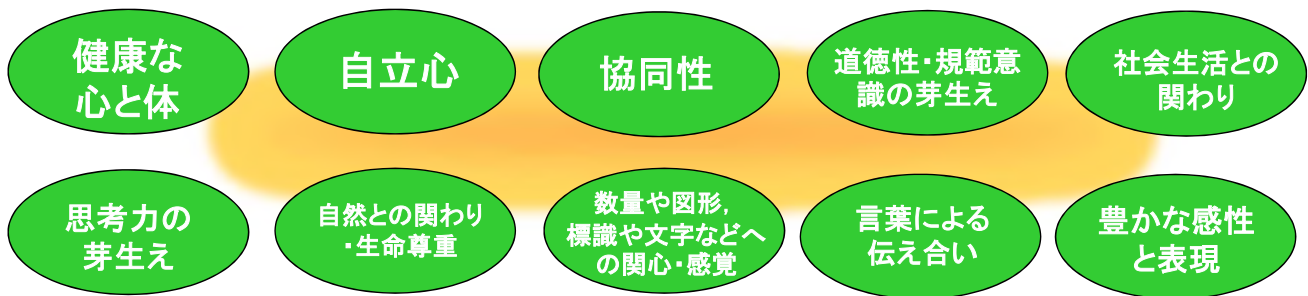
- 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成する際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むこと。

# 幼児教育において育みたい資質・能力の整理



## 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

○ 5領域のねらい及び内容に基づいて、各幼稚園で、幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、幼稚園教育において育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿であり、特に5歳児後半に見られるようになる姿である。



○ 幼稚園の教師は、遊びの中で幼児が発達していく姿を、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつつたり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮することが求められる。

○ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が到達すべき目標ではないことや、個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意する必要がある。 幼児の自発的な活動としての遊びを通して、一人一人の発達の特性に応じて、これらの姿が育っていくものであり、全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意する必要がある。

○ 5歳児に突然見られるようになるものではないため、5歳児だけでなく、3歳児、4歳児の時期から、幼児が発達していく方向を意識して、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意する必要がある。

第1章 総則

第3 教育課程の役割と編成等

5 小学校教育との接続に当たっての留意事項

- (1) 幼稚園においては、幼稚園教育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うようにするものとする。
- (2) 幼稚園教育において育まれた資質・能力を踏まえ、小学校教育が円滑に行われるよう、小学校の教師との意見交換や合同の研究の機会などを設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めるものとする。

解説(抜粋)

※下線部：主な改訂箇所

○幼稚園と小学校では、子供の生活や教育方法が異なる。

○子供の発達と学びの連続性を確保するためには、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切。

○幼稚園教育と小学校教育の円滑な接続を図るため、小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切。その際、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有して意見交換を行ったり、事例を持ち寄って話し合ったりすることなどが考えられる。

(参考) 小学校学習指導要領 ※下線部：主な改訂箇所

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

- (1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

第2章 各教科

第5節 生活

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

- 1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。

※国語、算数、音楽、図画工作、体育、特別活動においても、上記と同様の記載がされている。



# スタートカリキュラムのイメージ



## 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

- 幼保連携型認定こども園教育・保育要領は、全ての子どもに質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供を行うため、認定こども園法第10条に基づき、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する基準として定められた。
- 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園においても、この教育・保育要領を踏まえて教育又は保育を行わなければならない(認定こども園法第6条)。



幼稚園教育要領の改訂及び保育所保育指針の改定に伴い、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に関する検討会」を設置し、審議のまとめを踏まえ、改訂

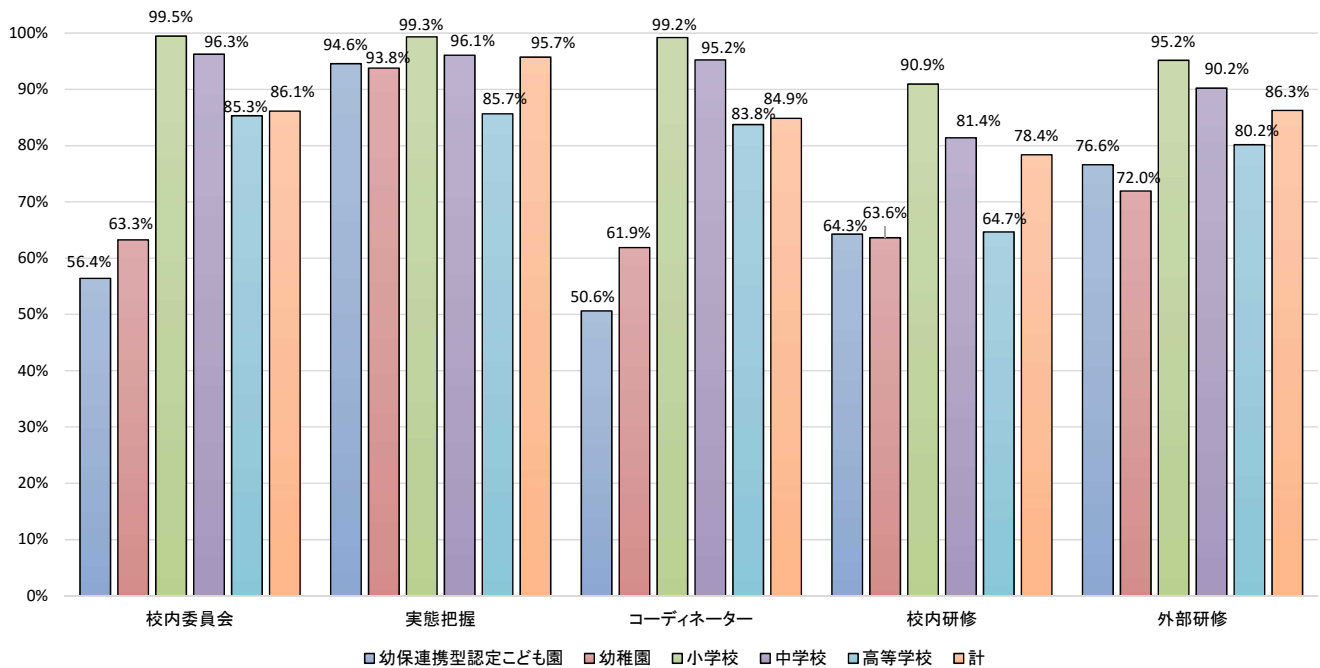
### 基本的な考え方

- 幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性
  - ・ 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力の明確化
  - ・ 修了時まで育ってほしい具体的な姿「幼児期のおわりまでに育ってほしい姿」の明確化※小学校との接続
  - ・ 園児の理解に基づいた評価の実施
  - ・ 特別な配慮を必要とする園児への指導の充実
  - ・ 満3歳未満の園児の保育に関する視点及び領域、ねらい及び内容並びに内容の取扱いの明示
  - ・ 満3歳以上の園児の教育及び保育の内容の改善・充実
  - ・ 近年の課題に応じた健康及び安全に関する内容の充実
- 認定こども園として特に配慮すべき事項等の充実
  - ・ 教育と保育が一体的に行われること、在園期間を通して行われること等を明示
  - ・ 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の明確化
  - ・ 満3歳以上の園児の入園時や移行時等について、多様な経験を有する園児の学び合いについて、長期的な休業中等について明示
  - ・ 子育ての支援等における認定こども園の役割や配慮等の充実

# 特別支援教育に関する体制整備状況

○ 幼稚園における特別支援教育に関する体制整備としては、実態把握や外部研修の活用が7割～9割の園で行われている一方、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの配置等は他校種に比べて少ない。

国公立計・学校種別・項目別実施率－全国集計グラフ(平成30年度)

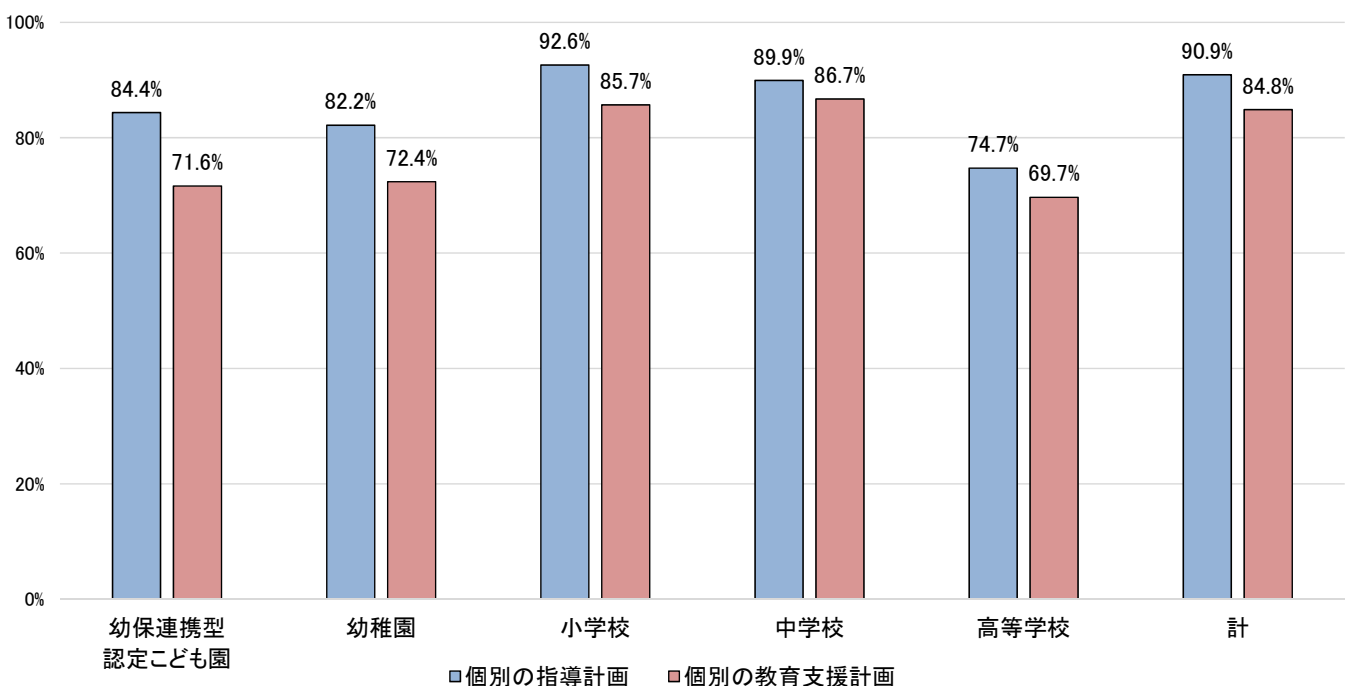


※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

(出典)文部科学省「平成30年度特別支援教育体制整備状況調査」

## 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒

国公立計・個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒(平成30年度)



※「個別の指導計画」: 幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かな指導が行えるよう、学校における教育課程や指導計画、当該幼児児童生徒の個別の教育支援計画等を踏まえて、より具体的に幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。

※「個別の教育支援計画」: 障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、福祉、医療、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒とは、特別支援学級に在籍する児童生徒、通級による指導を受けている児童生徒及び通常の学級に在籍する幼児児童生徒(通級による指導を受けている児童生徒を除く)、学校等が個別の指導計画、個別の教育支援計画を作成する必要があると判断した者の計。

※個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に個別の指導計画、個別の教育支援計画が作成されている人数の割合。

※幼稚園には幼稚園型認定こども園、小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含める。

# 幼児教育を担う人材の確保

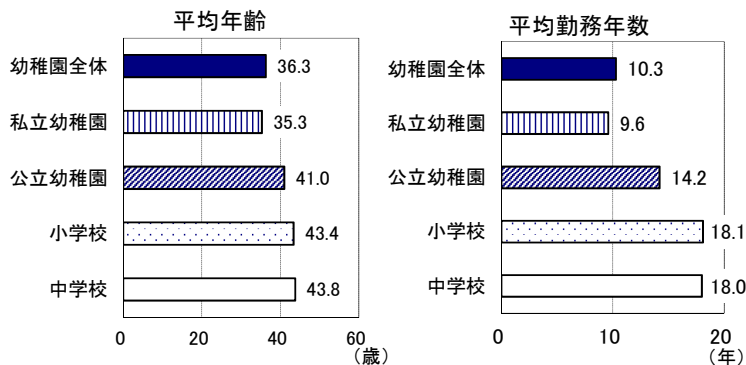
## ・ 資質及び専門性の向上

### 幼稚園教諭等の専門性向上に関する状況

#### 幼稚園教諭等の専門性向上に関する主な状況

##### 現場

- 幼稚園等では、教科書のような主たる教材を用いず環境を通して行う教育が基本。
- 新幼稚園教育要領の着実な実施、幼小連携の取組、特別な配慮を必要とする幼児への対応など。
- 小中学校と比較し、平均年齢が若く、平均勤務年数が短い。



※教員とは園長（校長）、教頭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭の合計である。  
（代替教員、実習助手は除く。）

（出典）「平成28年度学校教員統計調査」（平成28年10月1日現在）

- 多くの幼稚園は、預かり保育や子育ての支援などの教育課程以外の活動を実施。

預かり保育を実施する幼稚園：全体の87.8%（公立：70.5%、私立：96.9%）（R1）

子育ての支援活動を実施する幼稚園：全体の84.0%（公立：87.1%、私立：82.3%）（R1）

※ 文部科学省「令和元年度幼児教育実態調査」より

#### 幼稚園教諭等の研修に関する主な取組例

##### 国

- 教育公務員特例法等の一部改正（H28年度）（教師の資質向上に係る新たな体制の構築等）
- （独）教職員支援機構と連携した幼児教育指導者養成研修や、幼稚園担当指導主事等を対象とした会議の実施
- （独）国立青少年教育振興機構による幼児教育関係の指導者向けシンポジウムの開催
- 調査研究の実施（幼児教育実態調査、OECD国際幼児教育・保育従事者調査等）
- 研修のための環境整備（研修の実施に必要な費用の支援、研修参加のための費用及び代替要員に係る費用の支援、園務改善のためのICT化支援、一時預かり・預かり保育への支援等）等

##### 地方公共団体

- 教育委員会と大学等からなる協議会の設置、校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定、教員研修計画の策定
- 法定研修のほか、園長研修等、自治体独自の研修の実施
- 指導主事や幼児教育アドバイザー等による巡回訪問、園内研修・公開保育等への支援
- 研修のための環境整備 等

##### 関係団体

- （一社）保育教諭養成課程研究会による「幼稚園教諭・保育教諭のための研修ガイド」の作成（文部科学省委託）
- （公財）全日本私立幼稚園幼児教育研究機構による「研修ハンドブック」の作成 等



# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要①

## 趣旨

大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。

## 提言等

- ・**教育再生実行会議第七次提言**「これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育、教師の在り方について」(平成27年5月14日)
- ・**中央教育審議会答申**「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」(平成27年12月21日)
- ・**「次世代の学校・地域」創生プラン**(平成28年1月25日大臣決定)



- 教師がキャリアステージに応じて修得すべき能力を示す**指標を策定**
- 地方公共団体、大学等からなる協議の仕組みを整備**
- 教師の資質・能力の開発・向上を**国として支援するための拠点**の整備などを提言。

## 1. 教育公務員特例法の一部改正

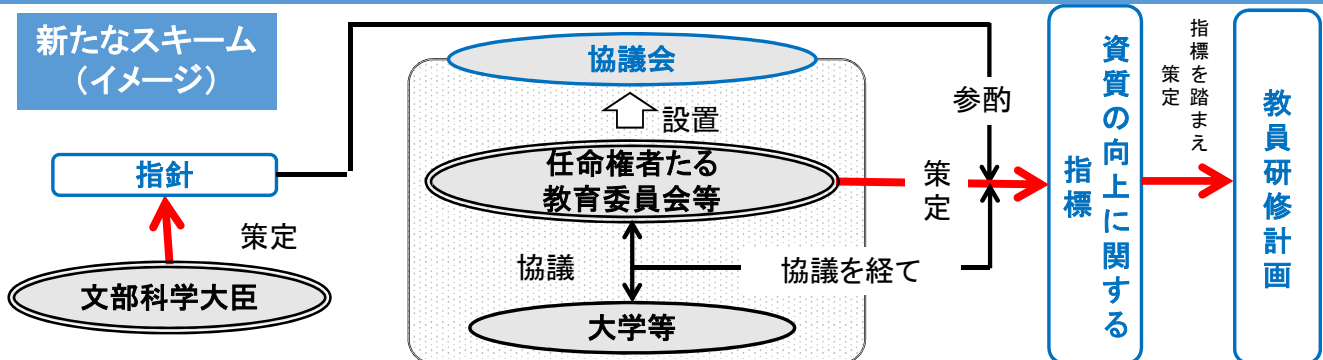
### (1) 校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備

- ・**文部科学大臣**は、以下に述べる教員の資質の向上に関する指標を定めるための**必要な指針を策定**する。
- ・**教員等の任命権者(教育委員会等)**は、**教育委員会と関係大学等とで構成する協議会を組織し、指標に関する協議等を行い、指針を参酌しつつ、校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定める**とともに、指標を踏まえた**教員研修計画を定める**ものとする。

### (2) 十年経験者研修の見直し

十年経験者研修を**中堅教諭等資質向上研修に改め、実施時期の弾力化**を図るとともに、**中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図るための研修**とする。

# 教育公務員特例法等の一部を改正する法律の概要②



## 2. 教育職員免許法の一部改正

普通免許状の授与における**大学において修得を必要とする単位数に係る科目区分を統合し、外国語の小学校特別免許状を創設**する。

## 3. 独立行政法人教員研修センター法の一部改正

業務に、教職員その他の学校教育関係職員に**必要な資質に関する調査研究及びその成果の普及、任命権者が指標を定めようとする際の助言**並びに教員免許更新講習の認定、教員資格認定試験の実施及び教育職員免許法認定講習等の認定に関する事務を追加する(文部科学省からの業務移管)とともに、その名称を**「独立行政法人教職員支援機構」**に改める。

## 4. 施行期日

平成29年4月1日(ただし、2. については平成31年4月1日(一部については公布日又は平成30年4月1日)、3. の一部については平成30年4月1日又は平成31年4月1日)



大学と教育委員会が連携した教員の育成体制を整備した上で、学習指導要領の全面実施に備えることが必要

## 学習指導要領等

道徳の教科化及び幼稚園教育要領は平成30年度から全面実施予定。  
次期学習指導要領は平成32年度から順次実施予定。

# 教員養成に関する近年の政策動向について

## 教員養成に関する課題

- 必要単位数が法律に規定されており、新たな教育課題が生じても速やかな単位数の変更が困難
- 学校現場の状況の変化や教育を巡る環境の変化に対応した教職課程になっていない
- 大学教員の研究的関心に偏った授業が展開される傾向があり、教員として必要な学修が行われていない

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について  
(平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等への対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

### 教育職員免許法の改正 (平成28年11月)

- 教科の専門的内容と指導法を一体的に学ぶことを可能とする「教科及び教職に関する科目」に大括り化

### 教育職員免許法施行規則の改正 (平成29年11月)

- 学校現場で必要とされる知識や技能を養成課程で獲得できるよう、教職課程の内容を充実。

### 教職課程コアカリキュラムの作成 (平成29年11月)

- 全大学の教職課程で共通的に修得すべき資質能力を明確化
- 英語については特に指導法、専門科目についても作成

### 全大学の教職課程の審査・認定 (平成30年)

- 改正法令及びコアカリキュラムを反映した教員養成の体制が確保されていることを、教職課程を置く全ての大学について審査

#### 教科及び教職に関する科目

教科の専門的内容と指導法を統合した科目など意欲的な取り組みが実施可能となる

#### 教科の専門的内容の例

- ・物理学
- ・化学
- ・生物学
- ・地学

#### 教科の指導法の例

- ・学習指導要領における理科の目標と内容
- ・板書計画や指導案の作成
- ・模擬授業

#### 教職課程において充実させた内容の例

- ・領域に関する専門的事項
- ・特別支援教育の充実
- ・学校体験活動
- ・ICTを用いた指導法
- ・学校と地域との連携
- ・チーム学校への対応
- ・学校安全への対応
- 等

#### 教職課程コアカリキュラムの例(保育内容の指導法の場合)

全体目標	幼稚園教育において育みたい資質・能力を理解し、幼稚園教育要領に示された当該領域のねらい及び内容について背景となる専門領域と関連させて理解を深めるとともに、幼児の発達に即して、主体的・対話的で深い学びが実現する課程を踏まえて具体的な指導場面を想定して保育を構築する方法を身に付ける。
一般目標	幼稚園教育要領に示された幼稚園教育の基本を踏まえ、各領域のねらい及び内容を理解する。
到達目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 幼稚園教育要領における幼稚園教育の基本、各領域のねらい及び内容並びに全体構造を理解している。</li> <li>2) 当該領域のねらい及び内容を踏まえ、幼児が経験し身に付けていく内容と指導上の留意点を理解している。</li> <li>3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。</li> <li>4) 領域ごとの幼児が経験し身に付けていく内容の関連性や小学校の教科等とのつながりを理解している。</li> </ol>

平成31年4月1日から、認定を受けた1,283校の大学等の合計1万9,416課程で履修内容を充実させた教育課程の開始

## 幼稚園教諭等への研修の実施状況

### 都道府県・指定都市が行う幼稚園教諭等を対象とした研修の状況

- 公立幼稚園の教諭等(教諭、助教諭、講師)に対する新規採用教員研修を実施した(公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する新規採用教員研修と合同実施された場合も含む。)都道府県・指定都市は、67団体中61団体あった。そのうち、90.2%(55団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。なお、平均研修日数は下表のとおり。

公立幼稚園教諭に対する新規採用教員研修の実施要項等で示されている研修日数(研修を実施した都道府県・指定都市の平均)

	H19年度	H21年度	H23年度	H25年度	H27年度	H30年度
園内	10.2日	9.8日	9.7日	9.4日	8.7日	9.4日
園外	10.3日	9.5日	9.6日	9.4日	8.9日	9.0日

- 公立幼稚園の教諭等(教諭、助教諭、講師)に対する中堅教諭等資質向上研修(※)を実施した(公立幼保連携型認定こども園の保育教諭に対する中堅教諭等資質向上研修と合同実施された場合も含む。)都道府県・指定都市は、67団体中56団体あった。そのうち、87.5%(49団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。

※ 中堅教諭等資質向上研修は、「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第87号)により、10年経験者研修が平成29年度から改められたもの。

- 園長への研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中48団体であり、そのうち83.3%(40団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。
- 上記以外の研修を実施した都道府県・指定都市は67団体中58団体であり、そのうち96.6%(56団体)について、公立幼稚園以外の施設の参加があった。



# 初任者研修の概要

1. 目的: 新任教員の実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を修得させる
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等のうち、新規に採用された者
3. 実施者: 任命権者(都道府県及び指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)  
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う
4. 根拠法: 教育公務員特例法第23条(平成元年から実施)
5. 研修内容: 実施者が定める

## <文部科学省が教育委員会に示した目安>

- |  |  |
|--|--|
| <p>I. 校内研修<br/>時間数: 週10時間以上、年間300時間以上<br/>指導教員を中心とする指導及び助言</p> | <p>II. 校外研修<br/>日数: 年間25日間以上<br/>①教育センター等における講義、演習<br/>②企業・福祉施設等での体験<br/>③社会奉仕体験活動研修及び自然体験活動研修<br/>④宿泊研修</p> |
|--|--|

## ○幼稚園の教諭等に対する初任者研修等の特例

- ※実施者: 任命権者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
- ※根拠法: 教育公務員特例法附則第5条
- ※研修内容: 実施者が定める

## <文部科学省が教育委員会に示した目安>

- |  |  |
|--|--|
| <p>I. 園内研修<br/>園内において、研修指導員による指導及び助言による研修を実施する。<br/>研修日数: 年間10日間</p> | <p>II. 園外研修<br/>教育センター等において、講義、演習等による研修を実施するとともに、宿泊研修を行う。<br/>研修日数: 年間10日間(うち宿泊研修4泊5日程度)</p> |
|--|--|

56

# 初任者研修の実施状況(平成30年度)

出典: 文部科学省 初任者研修実施状況(平成30年度)調査結果  
※調査対象: 121都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

## ○研修対象者数

幼稚園: 950人    幼保連携型認定こども園: 761人    小学校: 15,455人    中学校: 7,174人  
高等学校: 4,241人    特別支援学校: 2,885人    合計31,466人

## ○研修内容

教科指導、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、安全に関する指導、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

### 【初任者1人にかかる1週間当たりの校内研修の指導時間】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
7.8時間	7.7時間	8.0時間	7.9時間

### 【初任者1人にかかる校外研修の年間指導日数】

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
17.7日	17.7日	18.3日	17.6日

### 【幼稚園及び幼保連携型認定こども園に係る研修の年間実施日数】

	幼稚園	幼保連携型認定こども園
校内研修(平均)	9.5日	9.0日
校外研修(平均)	9.2日	9.0日

# 中堅教諭等資質向上研修の概要

1. 目的: 学校運営の円滑な実施において中核的役割を果たすための資質の向上を図る
2. 対象者: 公立の小学校等の教諭等  
(指標や教員研修計画等の研修体系を踏まえ任命権者の責任で決定)  
※指標とは、地域の実情に応じ、校長及び教員の職責、経験及び適正に応じて向上を図るべき校長及び教員としての資質に関する指標  
※教員研修計画とは、指標を踏まえ、校長及び教員の研修について、毎年度、体系的かつ効果的に実施するための計画
3. 実施者: 任命権者(都道府県及び指定都市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会)  
※ただし、中核市は、中核市教育委員会が行う  
※幼稚園については、任命権者(ただし、指定都市以外の市町村の設置する幼稚園については都道府県教育委員会)
4. 根拠法: 教育公務員特例法第24条(平成29年から実施)
5. 研修内容: 実施者が定める

## <10年経験者研修について文部科学省が教育委員会に示した目安>

### I. 長期休業期間等の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 教育センター等

講師: ベテラン教員、指導主事

内容: 教科指導、生徒指導等に関する研修

### II. 課業期間の研修

日数: 20日間程度

※幼稚園については、10日程度

場所: 主として学校内

指導助言: 校長、教頭、教務主任等

内容: 授業研究、教材研究等

# 中堅教諭等資質向上研修の実施状況(平成30年度)

出典: 文部科学省 初任者研修実施状況(平成30年度)調査結果

※調査対象: 121都道府県・指定都市・中核市教育委員会、大阪府豊能地区教職員人事協議会

## ○研修対象者数

幼稚園: 573人 幼保連携型認定こども園: 292人 小学校: 12,979人 中学校: 7,064人  
高等学校: 4,174人 特別支援学校: 2,608人 合計27,690人

## ○研修内容

教科指導、教育課程の編成、主体的・対話的で深い学び、生徒指導、いじめ防止、不登校対応、特別支援教育、人権教育、男女共同参画、公務員倫理・服務、学級経営など地域の実情に応じて様々な内容を扱っている。

## 【研修の実施時期の設定方法】

単年で設定した教職経験年数の者を対象として実施	複数年で設定した教職経験年数の者のうちから希望等に応じて実施
71.9%	31.4%

## 【研修の対象となる教職経験年数(単年及び複数年設定を合わせた数)】

	幼稚園 (48教委)	幼保連携型 認定こども園 (33自治体)	小学校 (118教委)	中学校 (118教委)	高等学校 (66教委)	特別支援学校 (63教委)
8年目	10教委(20.8%)	5自治体(15.2%)	15教委(12.7%)	15教委(12.7%)	10教委(15.2%)	9教委(14.3%)
9年目	16(33.3%)	5(15.2%)	25(21.2%)	24(20.3%)	15(22.7%)	11(17.5%)
10年目	21(43.8%)	11(33.3%)	48(40.7%)	47(39.8%)	26(39.4%)	24(38.1%)
11年目	24(50.0%)	18(54.5%)	84(71.2%)	84(71.2%)	41(62.1%)	40(63.5%)
12年目	7(14.6%)	4(12.1%)	18(15.3%)	18(15.3%)	9(13.6%)	9(14.3%)

## 【研修の年間実施日数(平均)】

幼稚園	幼保連携型 認定こども園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
14.0日	13.0日	22.8日	23.1日	22.5日	22.5日

# 幼稚園教諭の免許状の保有状況について

- 幼稚園教諭の免許状保有状況については、**68%**が二種免許状であり、他学校種に比べて多い。
- 幼稚園教諭免許状（普通免許状）と保育士資格の併有状況については、現職の幼稚園の園長、副園長・教頭、教諭のうち**85.8%**が併有。

※ 文部科学省「令和元年度幼児教育実態調査」より

各学校における保有免許状別の教員構成（%）

	幼稚園				小学校				中学校				高等学校			
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立	
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1	19.2	50.2	20.3	15.9
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2	79.8	49.3	79.2	81.6
二種	<b>68.0</b>	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3	0.3	0.4	0.3	0.4
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4	0.7	0.1	0.2	2.1

- ※ 各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。
- ※ 「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。
- ※ 文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

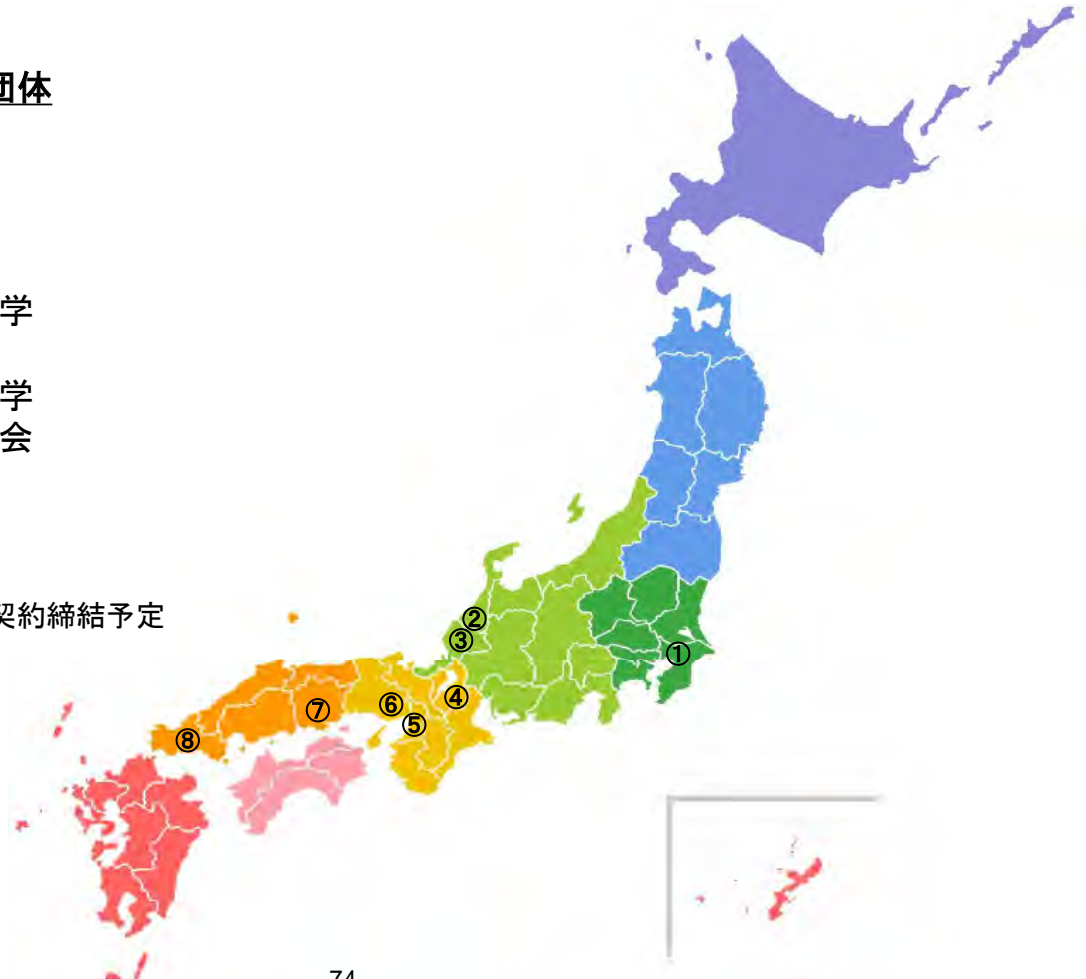
## 幼稚園免許法認定講習等推進事業 採択先一覧

### ○令和元年度採択団体

1. 千葉大学
2. 金沢学院大学
3. 福井大学
4. びわこ学院大学
5. 大阪総合保育大学
6. 関西国際大学
7. 川崎医療福祉大学
8. 山口県教育委員会

大学：8団体  
教育委員会：1団体

※令和2年度分は今後契約締結予定



# 幼稚園教諭と保育士の比較

幼稚園教諭と保育士は、ともに幼児(児童)を対象にする職種であるが、他方で、学校に勤務する教育職員としての性格と、児童福祉施設に勤務する福祉職員の性格など、異なる専門性を有している。

	幼稚園教諭(幼稚園教諭免許状)	保育士(保育士資格)															
資格	幼稚園教諭免許状の取得	保育士登録簿への登録															
資格の根拠法	教育職員免許法(第3条ほか) 教育職員は免許状所有者でなければならない。	児童福祉法(第18条の4ほか) 専門的知識・技術をもって児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う。															
資格の要件	<p>①基礎資格(学位等)を有し、免許法に定める単位を修得</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○専修免許状:修士(大学院修了程度) (認定機関数)<sup>注1</sup> (免許状取得者数)<sup>注2</sup></li> <li>○一種免許状:学士(大学卒程度) 大学院 114校 専修 199人</li> <li>○二種免許状:短期大学士(短大卒程度) 短大 212校 2種 27,185人</li> </ul> <p>専攻科・短大専攻科・指定教員養成機関 46校 計 43,835人 計 635校 注1:平成30年4月1日現在 注2:平成29年度</p> <p>②幼稚園教員資格認定試験に合格(平成17年度から実施) 受験資格:高卒以上かつ20歳以上で保育士として3年以上の在職経験を有する者。 【合格者数:21人(受験者数:98人)(平成30年度)】</p> <p>③教育職員検定に合格(人物、身体、実務及び学力の検定) 実務及び学力の検定:基礎となる免許状を有した上での免許法に定める年数の教員としての在職経験+単位を修得</p> <p>④実務及び学力の検定に係る特例(令和7年3月31日まで) 基礎資格(学位等)を有し、保育士として3年かつ4,320時間の在職経験+免許法に定める8単位を修得</p>	<p>①指定保育士養成施設の卒業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(施設数)</th> <th>(資格取得者数)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大学</td> <td>275校</td> <td>12,812人</td> </tr> <tr> <td>短大</td> <td>238校</td> <td>21,728人</td> </tr> <tr> <td>専修等</td> <td>171校</td> <td>5,369人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>684校</td> <td>39,909人 (平成30年度)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②保育士試験に合格 受験資格:大学・短大卒、高卒+実務2年、中卒+実務5年 合格者数:19,483人/74,371人(平成30年度)</p>		(施設数)	(資格取得者数)	大学	275校	12,812人	短大	238校	21,728人	専修等	171校	5,369人	計	684校	39,909人 (平成30年度)
	(施設数)	(資格取得者数)															
大学	275校	12,812人															
短大	238校	21,728人															
専修等	171校	5,369人															
計	684校	39,909人 (平成30年度)															
履修単位(①)	最低124単位(一種免許状の場合) (学士を取得するために124単位。これに加え、又はその一部として、幼稚園教諭一種免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」等は59単位必要。) 最低62単位(二種免許状の場合) (短期大学士を取得するために62単位。これに加え、又はその一部として、幼稚園教諭二種免許状取得に必要な「教科及び教職に関する科目」等は39単位必要。)	68単位以上 :「教養科目」、「保育の本質・目的に関する科目」、「保育の対象の理解に関する科目」、「保育の内容・方法に関する記録」、「保育実習」等															
試験科目等(②)	○試験科目(筆記試験のみ) :「教職に関する科目」、「指導案の作成」	○試験科目(筆記試験・実技試験) :「保育原理」、「教育原理」など筆記試験9科目及び実技試験															

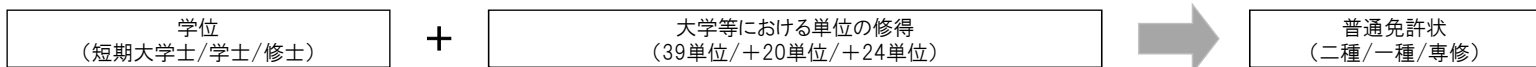
## 幼稚園免許状取得の特例の概要

### 〔目的〕

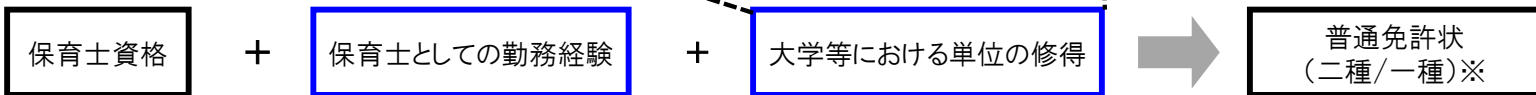
○ 保育士に対する幼稚園免許の要件を緩和することにより、幼稚園免許・保育士資格の併有を促進し、「幼保連携型認定こども園」への円滑な移行を促進する。 ※保育所に勤務する保育士の幼稚園教諭免許の併有状況:74%

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年間の特例

〔通例:大学の教職課程を履修して免許状を取得する場合〕



〔今回の特例措置〕(「幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する検討会議」にて検討)



※学士の学位を有する場合:一種免許状  
※短期大学士、専門学校卒の場合:二種免許状

3年 かつ 4,320時間

ただし、以下の施設における勤務に限る。  
認定こども園、認可保育所、幼稚園併設型認可外保育施設、地域型保育事業として認可された小規模保育事業(A型及びB型)、地域型保育事業として認可された事業所内保育事業(利用定員が6名以上であるもの)、公立の認可外保育施設(へき地保育所を含む)、「認可外指導監督基準」を満たす認可外保育施設

#### 〔メルクマール〕

- ①保育所保育指針に基づき教育・保育を実施していること
- ②小学校就学前の幼児を対象としていること
- ③一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること
- ④上記①～③を担保する行政監督(許認可等)の仕組みがあること

8単位

#### (内訳)

- ・保育内容の指導法 } 2単位
- ・教育の方法及び技術 } 2単位
- ・教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)
- ・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)
- ・教育課程の意義及び編成の方法 2単位
- ・幼児理解の理論及び方法 1単位
- 1単位

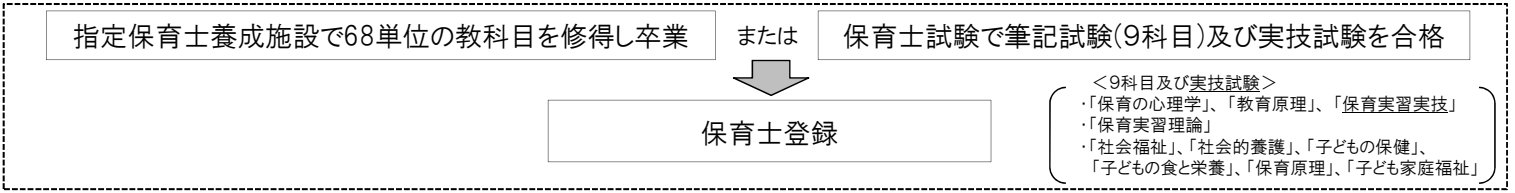


# 保育士資格取得の特例の概要

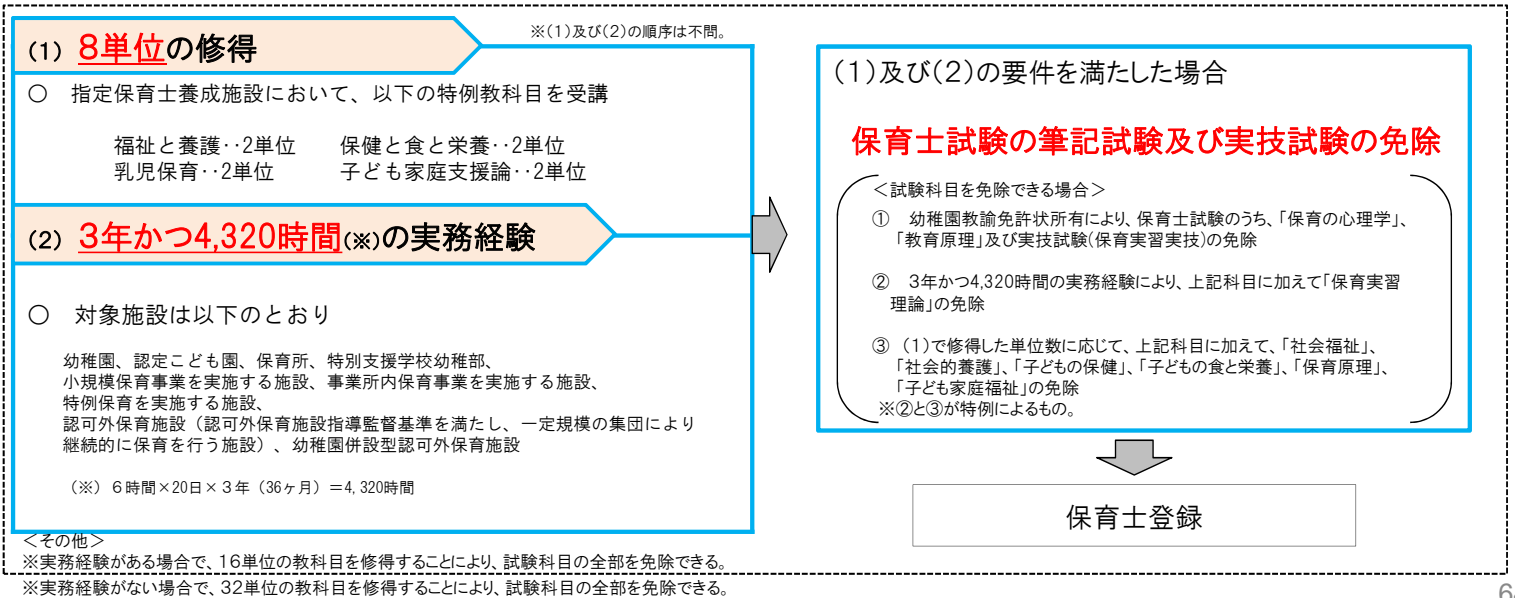
○ 幼稚園教諭免許状・保育士資格の併有を促進するために、**幼稚園教諭免許状所有者の保育士試験における保育士資格取得の特例**を設ける。

※新たな認定こども園制度施行(平成27年4月以降)から10年後までの特例

## 【通常の制度】



## 【特例制度】 ※幼稚園教諭免許状所有者



64

## 幼稚園教諭等を対象とした処遇改善の措置（新制度）

これまでの対応により、幼稚園教諭の給与は、平成26年度水準と比較して**10%以上の改善**が図られるとともに、技能・経験を積んだ職員については、更に**追加的な改善（月額4万円・5千円）**を実施。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度/30年度	平成31年度	
<b>処遇改善等加算Ⅱ</b> (技能・経験に着目した更なる処遇改善)			最大4万円・5千円	最大4万円・5千円	
			+	+	
				1% (新しい経済政策パッケージ)	
				+	
<b>処遇改善等加算Ⅰ</b> (賃金改善要件分)	3% (勤続年数11年以上は4%)	3% (勤続年数11年以上は4%)	2% 3% (勤続年数11年以上は4%)	2% 3% (勤続年数11年以上は4%)	
			} 11%以上		
<b>公定価格の基本分等</b> (人事院勧告対応)	1.9% (H27人勤) 2.0% (H26人勤)	1.3% (H28人勤) 1.9% (H27人勤) 2.0% (H26人勤)		1.1% (H29人勤) 1.3% (H28人勤) 1.9% (H27人勤) 2.0% (H26人勤)	0.8% (H30人勤) 1.1% (H29人勤) 1.3% (H28人勤) 1.9% (H27人勤) 2.0% (H26人勤)
	H26当初水準	H26当初水準		H26当初水準	H26当初水準

※人事院勧告による改善は年度当初に遡及適用

# 幼稚園教諭等（民間）に関するキャリアアップ・処遇改善のイメージ（1号関係）

## 研修による技能の習得を通じた、キャリアアップ

＜標準規模の幼稚園(定員160人)の職員数＞  
 ※公定価格上の職員数  
 園長1人、副園長・教頭1人、主幹教諭1人、  
 幼稚園教諭7人、事務職員2人  
 合計12人

※新たな名称はすべて仮称

園長 <平均勤続年数27年>

副園長・教頭 <平均勤続年数24年>

主幹教諭 <平均勤続年数19年>

新 中核リーダー ※ライン職

新 専門リーダー ※スタッフ職

### ○キャリアアップのための研修の受講

→都道府県・市町村、幼稚園団体、大学等が実施する、保育者としての資質向上のための既存の研修をキャリアアップに活用

#### 【研修分野例】

- ①教育・保育理論 ②保育実践
- ③特別支援教育 ④食育・アレルギー
- ⑤保健衛生・安全対策
- ⑥保護者の支援・子育ての支援
- ⑦小学校との接続 ⑧マネジメント
- ⑨制度や政策の動向

※ 研修修了の効力：全国で有効

※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効

月額4万円の処遇改善 ※標準規模の園で3人  
 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3)

#### 【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ マネジメント+3つ以上の分野の研修を修了
- エ 中核リーダーとしての発令

#### 【要件】

- ア 経験年数概ね7年以上
- イ 若手リーダーを経験
- ウ 4つ以上の分野の研修を修了
- エ 専門リーダーとしての発令

新 若手リーダー

月額5万円の処遇改善 ※標準規模の園で2人  
 (園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/5)

#### 【要件】

- ア 経験年数概ね3年以上
- イ 担当する職務分野(左記③～⑦など)の研修を修了
- ウ 若手リーダーとしての発令

幼稚園教諭等 <平均勤続年数7年>

※ 研修は、分野別研修のほか、職責に応じたその他の研修でも可

※ 指導教諭、教務主任、学年主任など既存の発令を行っている場合は、上記の発令に代替可

※ 各幼稚園、認定こども園の状況を踏まえ、中核リーダー・専門リーダーの配置比率は柔軟に対応可

※ 「園長・副園長・教頭等を除く幼稚園教諭等全体の概ね1/3」とは、公定価格における職員数に基づき算出したもの。

このほか、更なる「質の向上」の一環として、全職員に対して**2%(月額6千円程度)**の処遇改善を実施

66

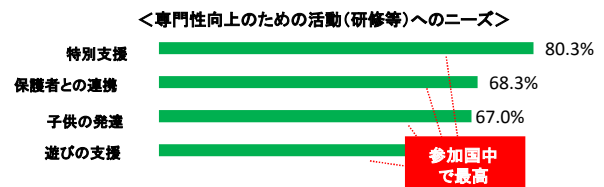
## OECD 国際幼児教育・保育従事者調査2018

### OECD国際幼児教育・保育従事者調査

- ・ 幼児教育・保育施設の保育者及び園長を対象に、研修、園での実践、勤務環境、管理運営等に関する国際比較可能なデータを収集した**初めての国際調査**。日本、ドイツ、韓国、ノルウェーなど**OECD加盟9か国が参加**。
- ・ 日本では2018年10月～11月に**幼稚園・保育所・認定こども園約220園**で**3～5歳児**の保育を担当する保育者（幼稚園教諭、保育士等）及び園長あわせて約1,800人を対象に質問紙調査を実施。

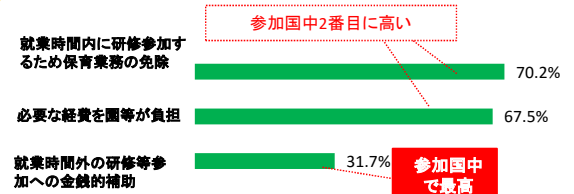
### 保育者の専門性向上への意欲が高く、研修への参加率も高い。

- 日本の保育者は専門性向上のための活動（研修等）へのニーズが高く、**専門性向上への意欲が高い**。特に**特別支援等については、参加9か国中で最も高い**。
- 過去12か月の間に何らかの専門性向上のための活動（研修等）に**参加した日本の保育者の割合は85.3%と高い**。



### 保育者の研修への参加に対する園による支援が充実している。

- 過去12か月の間の研修等について、「研修等に参加するため、**保育業務が免除された**」日本の保育者は70.2%、「**経費を園等が負担した**」日本の保育者は67.5%であり、いずれも参加国中2番目に高い。
- 過去12か月の間の研修等について、「**就業時間外の研修等に対して金銭的な補助があった**」保育者の割合は日本が参加国中**最も高い**。



### 保育者は社会性や情緒的な発達に関わる実践を重視している。

- 日本の保育の実践については、数に関する発達を促す等の実践と比して「子供たちがグループの中で様々な遊びができるような環境を整える」、「保育者は、子供がどんなことが悲しいのか話すことを手助けする」等の実践の割合が高い等、**社会性や情緒的な発達に関わる実践がよく行われている**といった特徴がある。

**最終学歴が学士以上の保育者の割合が低い一方、高等学校卒業相当の保育者の割合も低い。**

- 日本の保育者の最終学歴における学士レベル（ISCED6）以上の割合は参加国中で最も低い。
- 一方、高等学校卒業等（ISCED4未満）の保育者の割合についても、1.1%と参加国中最も低い。

※ ISCED（International Standard Classification of Education）：UNESCOが開発した、学校教育におけるプログラムを教育段階及び分野（普通または職業プログラム）ごとに整理し、各国間で比較可能とする分類。

**学士以上の保育者の割合**      **高等学校卒業等の保育者の割合**

学士以上の保育者の割合		高等学校卒業等の保育者の割合	
トルコ	80.6%	<b>日本</b>	<b>1.1%</b>
デンマーク	69.3%	韓国	3.8%
ドイツ	67.0%	トルコ	8.1%
チリ	53.1%	チリ	13.2%
ノルウェー	51.0%	ドイツ	22.5%
韓国	49.9%	デンマーク	25.0%
アイスランド	47.7%	ノルウェー	33.0%
イスラエル	46.2%	イスラエル	38.7%
<b>日本</b>	<b>17.7%</b>	アイスランド	48.0%

**子供との関わり等の実践的な養成課程を経た保育者が多い。**

- 日本の保育者の養成課程において「教育実習・保育実習が含まれていた」割合は90.4%と参加国中最も高い。

**給与に満足している保育者の割合**

トルコ	39.0%
韓国	37.5%
デンマーク	35.6%
イスラエル	32.9%
チリ	31.5%
ノルウェー	29.5%
ドイツ	26.1%
<b>日本</b>	<b>22.6%</b>
アイスランド	9.7%

**給与への満足度や社会的に評価されていると感じている割合等が低い。**

- 「職務に対して支払われる給与に満足している」日本の保育者は参加国中で2番目に低い。
- 社会・保護者・子供のそれぞれから、評価されていると感じている保育者の割合は参加国中最も低い。

**園長は、保育者の不足が園長の実力発揮の最大の妨げであると感じている。**

- 日本の園長が、園長として実力を発揮する上で妨げになっていると考える割合が最も高いのは「保育者の不足」であり、国公立園においては参加国中2番目、私立園においては参加国中3番目に高い。

# 幼児教育の質の評価の促進

70

## 幼稚園における学校評価 <関係法令>

### 【関係法令】

#### ○学校教育法

第42条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

(幼稚園については、第28条により準用)

#### ○学校教育法施行規則

第66条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第67条 小学校は、前条の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の学校の関係者による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

第68条 小学校は、第六十六条第一項の規定による評価の結果及び前条の規定により評価を行った場合はその結果を、当該小学校の設置者に報告するものとする。

(幼稚園については、第39条により準用)



## 【幼稚園教育要領】

### 第6 幼稚園運営上の留意事項

- 1 各幼稚園においては、園長の方針の下に、園務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、教育課程や指導の改善を図るものとする。また、各幼稚園が行う学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や幼稚園運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

(参考)

**自己評価** : 各学校の教職員等が行う評価。法令で実施等を義務化。

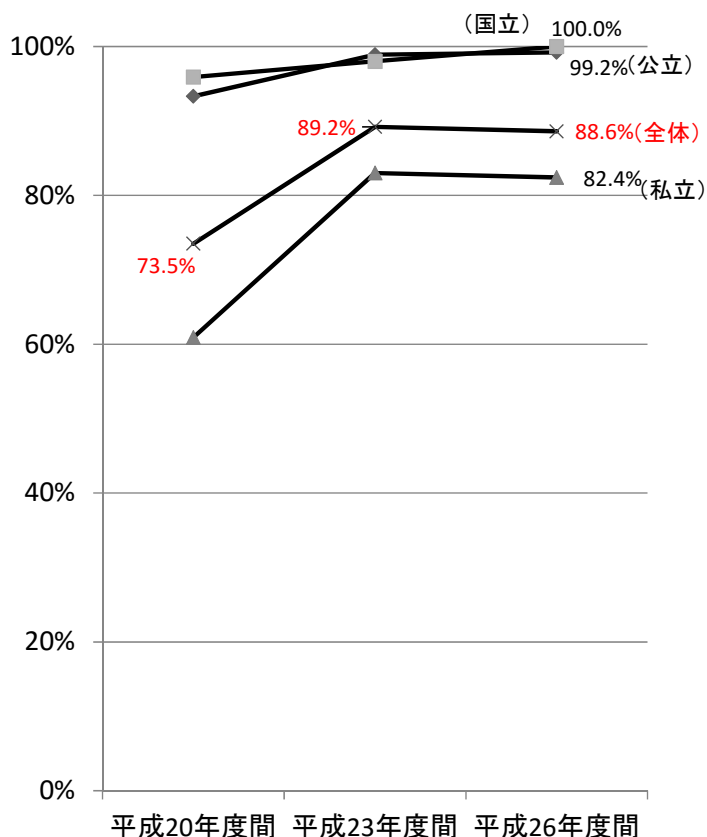
**学校関係者** : 保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等が、自己評価の結果について評価することを基本として行う評価。法令で実施等を努力義務化。

**第三者評価** : 学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況を踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から評価。法令で実施義務や実施の努力義務を課してはいない。

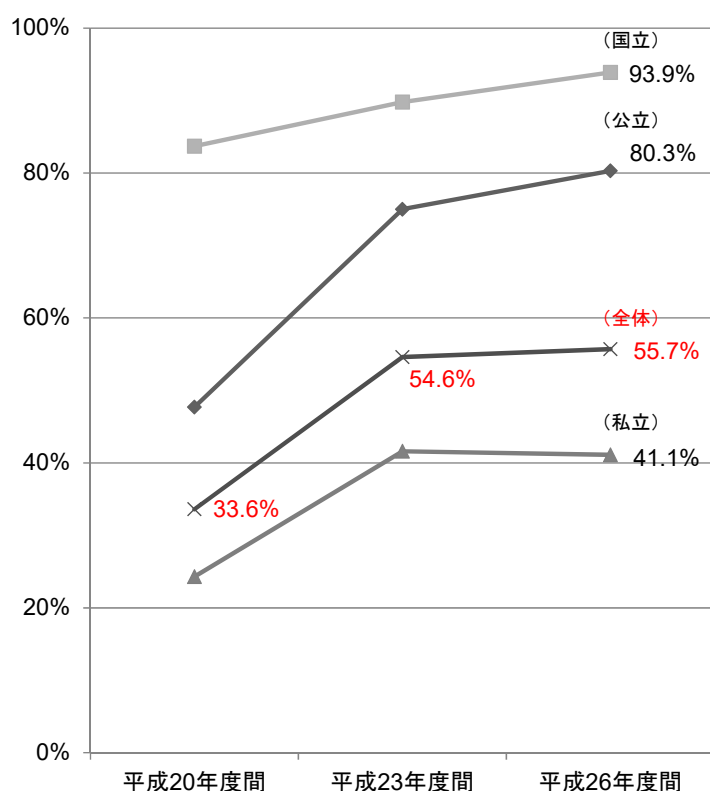
72

## 幼稚園における学校評価 <実施状況>

### <幼稚園における自己評価の実施状況>



### <幼稚園における関係者評価の実施状況>



# 幼稚園における学校評価 <活用状況等（自己評価）>

## <自己評価の活用方法>

(平成26年度間 国公立幼稚園計)  
※割合の母数: 自己評価実施校数  
※複数回答可

職員会議等で改善の手だてについて話し合う機会を設けた	保護者や地域住民等と改善の手だてについて話し合う機会を設けた	改善のための具体的な取組に活かした	その後の基本方針や目標設定に反映した	その他
87.9%	25.0%	61.9%	49.9%	1.3%

## <自己評価の保護者や地域住民等への公表方法>

(平成26年度間 国公立学校計)  
※割合の母数: 自己評価実施校数  
※複数回答可

直接説明する機会を設定	学校便り等に掲載	学校要覧や学校ガイド	学校のホームページ記載	Eメール配信	地域の広報誌や回覧	地域の掲示板や公共施設	公表していない
51.6%	66.4%	5.2%	40.7%	0.5%	7.9%	2.3%	7.5%

※ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」 74

# 幼稚園における学校評価 <活用状況等（関係者評価）>

## <関係者評価の活用方法>

(平成26年度間 国公立幼稚園計)  
※割合の母数: 自己評価実施校数  
※複数回答可

職員会議等で改善の手だてについて話し合う機会を設けた	保護者や地域住民等と改善の手だてについて話し合う機会を設けた	改善のための具体的な取組に活かした	その後の基本方針や目標設定に反映した	自己評価結果の見直しを行った	その他
42.0%	8.9%	26.8%	18.8%	12.2%	0.3%

## <関係者評価の保護者や地域住民等への公表方法>

(平成26年度間 国公立学校計)  
※割合の母数: 自己評価実施校数  
※複数回答可

直接説明する機会を設定	学校便り等に掲載	学校要覧や学校ガイド	学校のホームページ記載	Eメール配信	地域の広報誌や回覧	地域の掲示板や公共施設	公表していない
41.7%	57.1%	3.6%	36.8%	0.4%	6.2%	2.0%	13.3%

「第三者評価」：

学校とその設置者が実施者となり、学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者により、自己評価や学校関係者評価の実施状況も踏まえつつ、教育活動その他の学校運営の状況について、専門的視点から評価を行うもの。

（「幼稚園における学校評価ガイドライン」（平成23年改訂）より）

## <第三者評価の実施状況>

（国公立学校種別）  
※割合の母数：全学校数

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
平成23年度間	4.2%	3.8%	4.6%	11.9%	13.5%
平成26年度間	4.5%	4.8%	5.7%	13.1%	15.5%

※ 文部科学省「学校評価等実施状況調査（平成26年度間）」

76

## 幼稚園における学校評価ガイドライン

### （幼稚園における学校評価ガイドラインについて）

平成20年3月に、「学校評価ガイドライン〔改訂〕」に示された内容に準ずるとともに、幼稚園の特性を考慮し、「幼稚園における学校評価ガイドライン」を作成。さらに、「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」を踏まえ、「幼稚園における学校評価ガイドライン〔平成23年改訂〕」を作成。

### 「幼稚園における学校評価ガイドライン」の特徴

- 「学校評価ガイドライン」に準ずる。
- 幼稚園の特徴（教科教育ではなく、入園の選択幅が大きく、規模が比較的小さい等）を考慮して作成。

〔目次〕

1. 幼稚園における学校評価の特性
2. 学校評価の目的・定義と流れ
3. 学校評価の実施・公表
4. 積極的な情報提供
  - 《別添》・学校評価の進め方のイメージ例 ・評価項目・指標等を検討する際の視点となる例
  - ・学校の教育目標等と重点的に取り組むことが必要な目標や計画、評価項目等の設定の關係例
  - ・自己評価結果公表シート例 ・提供する情報の例

### （義務教育諸学校等について）

平成18年3月「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を作成。

その後、平成20年に「学校評価ガイドライン〔改訂〕」、平成22年に「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕」、平成28年に「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」を作成。

# 公定価格上における施設関係者評価加算（1号）（令和2年度～）

## 施設関係者評価加算（1号）の条件に見直しによる、公開保育と学校関係者評価を通じた幼児教育の質向上サイクルの推進（令和2年度～）

・各園の保育実践の質を継続的に高めていくためには、自園でPDCAサイクルを回していくことに加え、幼児教育アドバイザー、ECEQコーディネーターといった専門家の知恵を借りながら、公開保育や学校関係者評価を通じて各保育者が子どもの「見取り」の力を高めたり、自園の評価軸の妥当性を客観的に評価していくことが重要。しかし、現在の施設関係者評価加算ではそれらの取組を実施するために必要な加算額となっていない。

学校関係者評価が単なる運営評価にとどまらず、教育・保育の質向上につながるものとするため、公開保育の取組と学校関係者評価を一体的に実施する施設に対して施設関係者評価加算の充実を行う。代わりに、自己評価の実施を加算の取得要件とする。

### ○施設関係者評価加算（1号）の現状と見直し案 《現行》

加算単価 59,420円／年（事務経費を措置）

### 《想定される改善単価》

（公開保育と学校関係者評価を組み合わせて実施する施設）

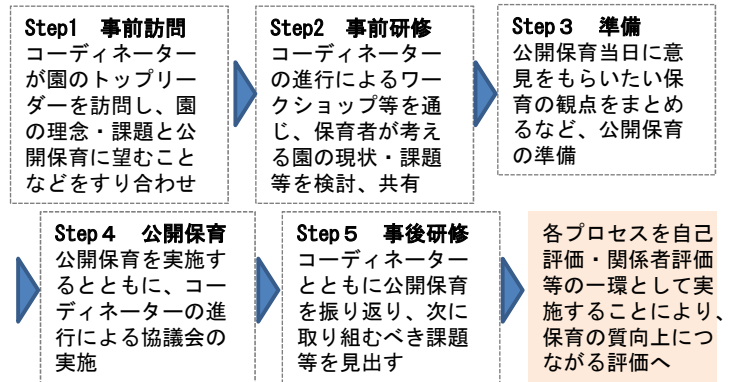
加算単価 300,000円／年

（コーディネーター謝金・事務経費を措置）

（その他の施設）

加算単価 59,420円／年（事務経費を措置）

### ○公開保育を通じ評価を保育実践の向上につなげる取組例



公益財団法人全日本私立幼稚園幼児教育研究機構  
公開保育を活用した幼児教育の質向上システムECEQの5ステップの概要

78

## 幼稚園における評価

自己評価	法的根拠	学校教育法第28条、第42条 学校教育法施行規則第39条、第66条、第68条
	位置付け	義務
	評価の観点	設定した目標や具体的計画等に照らして、その達成状況や達成に向けた取組の適切さ等について評価
	結果の扱い	公表、設置者に報告
	備考	幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月、平成23年11月改訂)
関係者評価	法的根拠	学校教育法第28条、第42条 学校教育法施行規則第39条、第67条、第68条
	位置付け	努力義務
	評価者	保護者、地域住民等の学校関係者などにより構成された評価委員会等
	評価の観点	自己評価の結果について評価することを基本
	結果の扱い	公表、設置者に報告
	備考	幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月、平成23年11月改訂)
第三者評価	法的根拠	なし
	位置付け	学校とその設置者の判断により実施(法令上の実施義務や努力義務を課すものではない。)
	評価者	学校運営に関する外部の専門家を中心とした評価者
	評価の観点	教育活動その他の学校運営の状況について専門的視点から評価
	結果の扱い	第三者評価の評価者は、評価結果と今後の改善方策をとりまとめた報告書を学校とその設置者に提出。評価結果については保護者等に説明や情報提供を実施(ただし、保護者等への説明等にとどまらず広く公表することについては、個人情報保護の観点等に留意して、慎重に取り扱うことが望まれる。)
	備考	幼稚園における学校評価ガイドライン(平成20年3月、平成23年11月改訂)

### 【参考】保育所における評価

- ・保育所における保育内容等の評価については、保育所保育指針に基づき実施。(公表は努力義務)  
※「保育所における自己評価ガイドライン(2020年改訂版)(令和2年3月)」
- ・その他自ら行う評価については、子ども・子育て支援法、社会福祉法及び設備運営基準に定めがある。
- ・また、第三者評価については、「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」を踏まえて都道府県推進組織が定めた評価基準に沿って実施。(社会福祉法及び設備運営基準による。努力義務)

79

# 家庭・地域における幼児教育の支援

80

## 家庭・地域における幼児教育の支援 一 関係規定

家庭及び地域における幼児期の教育の支援（子育ての支援）及び預かり保育

### ○ 学校教育法(昭和22年法律第26号)抜粋

第24条 幼稚園においては、第22条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第25条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める。



# ○ 幼稚園教育要領(平成29年告示)抜粋

第3章  
教育課程外の教育活動など

教育課程に係る教育時間の終了後等に行う  
教育活動などの留意事項

## 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 1 地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動については、幼児の心身の負担に配慮するものとする。また、次の点にも留意するものとする。
  - (2) 家庭や地域での幼児の生活も考慮し、教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動の計画を作成するようにすること。その際、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすること。
- 2 幼稚園の運営に当たっては、子育ての支援のために保護者や地域の人々に機能や施設を開放して、園内体制の整備や関係機関との連携及び協力に配慮しつつ、幼児期の教育に関する相談に応じたり、情報を提供したり、幼児と保護者との登園を受け入れたり、保護者同士の交流の機会を提供したりするなど、幼稚園と家庭が一体となって幼児と関わる取組を進め、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たすよう努めるものとする。その際、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むよう配慮するものとする。

※下線部：主な改訂箇所

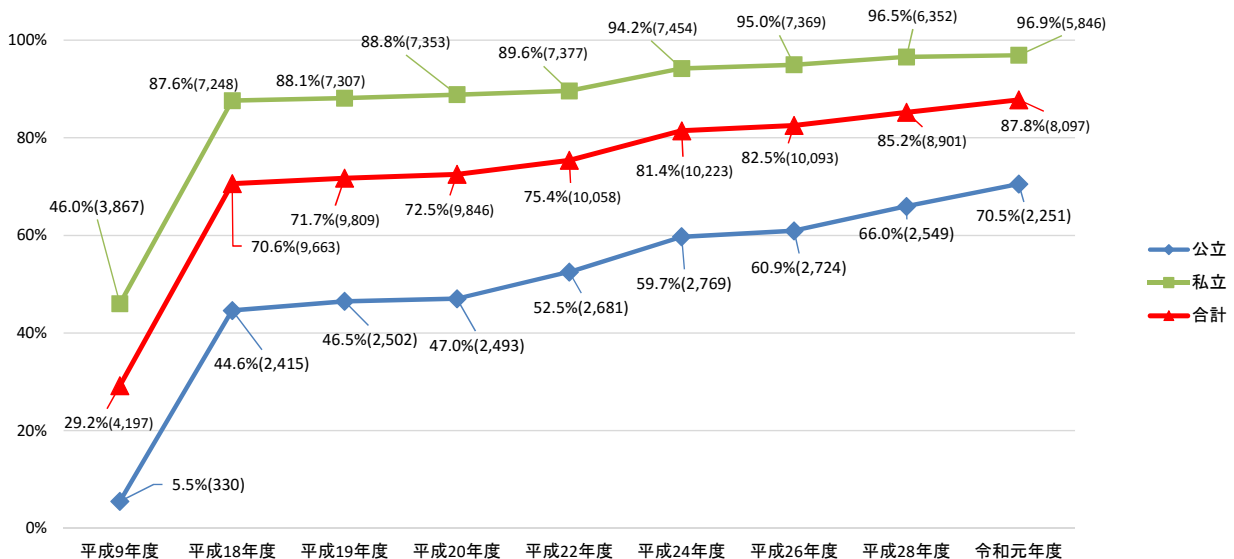
82

令和元年幼児教育実態調査より

## 幼稚園における預かり保育実施状況

### (1) 預かり保育実施状況

● 令和元年度に、預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%であった。(公立：70.5%、私立：96.9%)



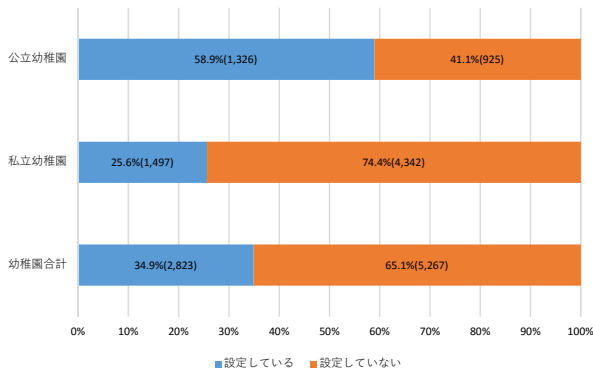
	実施園数	実施園数のうち、私学助成(特別補助)を受けている園数	実施園数のうち、一時預かり事業(幼稚園型)を実施している園数
公立	2,251園 (70.5%)	—	1,023園 (45.4%)
私立	5,846園 (96.9%)	3,747園 (64.1%)	1,343園 (23.0%)
合計	8,097園 (87.8%)	3,747園 (46.3%)	85 2,366園 (29.2%)

平成22年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園園数  
平成24・26・28年度、令和元年度の母数：調査回答園数  
(平成24年度 公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園)  
(平成26年度 公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園)  
(平成28年度 公立：3,865園、私立：6,579園、合計：10,444園)  
(令和元年度 公立：3,192園、私立：6,033園、合計：9,225園)  
( )内は園数  
※左表の( )内について  
実施園数下の割合は調査回答園数に占める実施園数の割合  
うち私学助成を受けている園数及び一時預かり事業を実施している園数下の割合は実施園数に占める割合

83

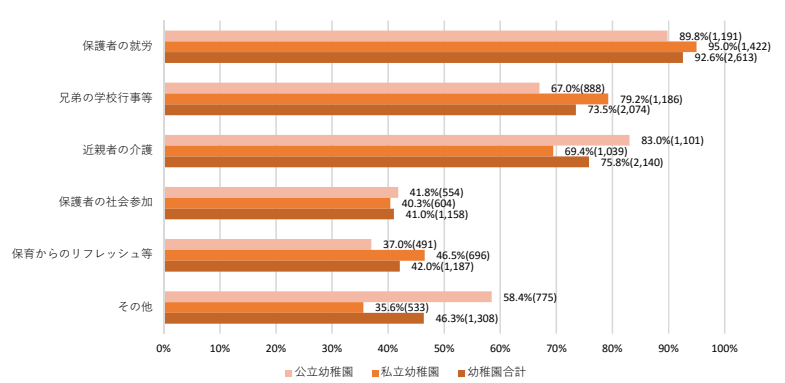
## (2) 預かり保育を行う条件

### ① 条件設定の状況



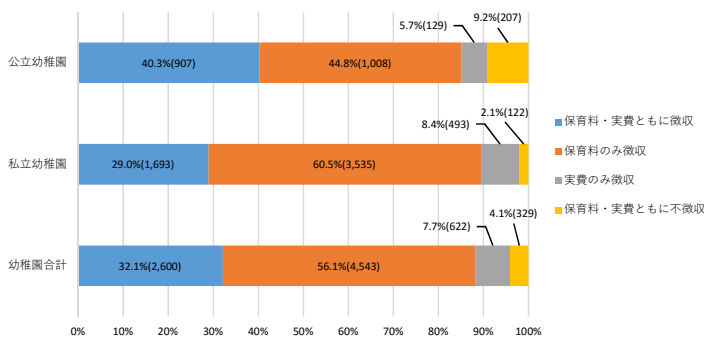
母数：預かり保育実施園数（無回答園を除く）  
（公立：2,251園、私立：5,839園、合計：8,090園）  
（ ）内は園数

### ② 預かり保育を行う条件（複数回答）



母数：預かり保育を行う条件を設定した園数  
（公立：1,326園、私立：1,497園、合計：2,823園）  
（ ）内は園数

## (3) 預かり保育における料金徴収の状況



※「実費を徴収」とは、保育料以外のおやつ代等の実費を徴収している場合。  
（保育料に実費を含めて一括徴収している場合には、「保育料のみ徴収」に計上。）

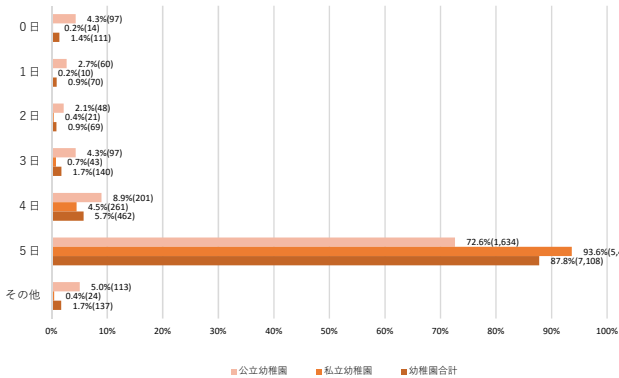
母数：預かり保育実施園総数（無回答園を除く）  
（公立：2,251園、私立：5,843園、合計：8,094園）  
（ ）内は園数

## (4) 預かり保育の実施日数等

### ① 長期休業期間中以外の実施状況

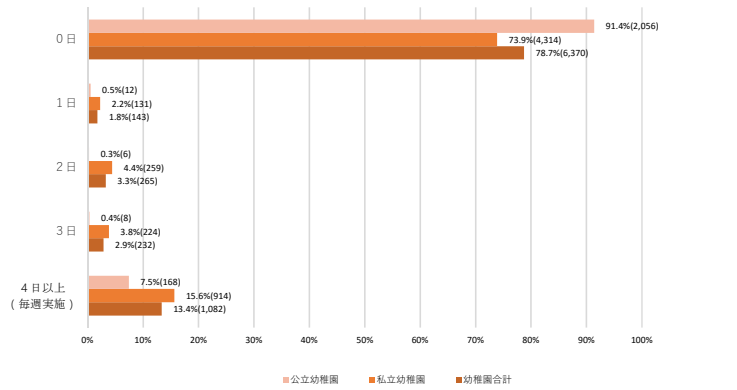
#### (i) 実施状況

平日（月～金曜日） 週当たりの平均実施日数



母数：預かり保育実施園数（無回答園を除く）  
（公立：2,250園、私立：5,846園、合計：8,096園）  
（ ）内は園数

土曜日 月当たりの平均実施日数



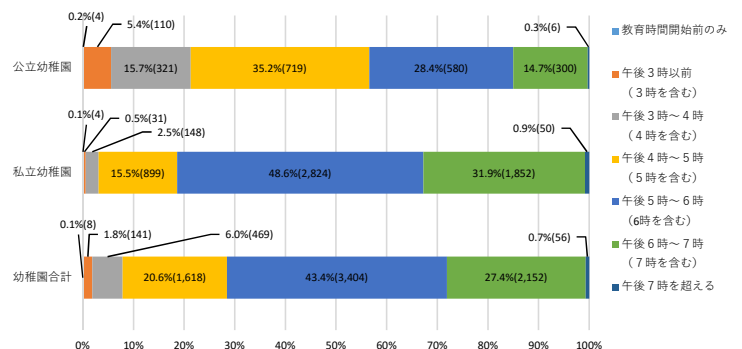
母数：預かり保育実施園数（無回答園を除く）  
（公立：2,250園、私立：5,842園、合計：8,092園）  
（ ）内は園数

#### (ii) 預かり保育における受入れ幼児数 （令和元年6月24日（月）～28日（金）の平日5日間）

	公立	私立	合計
受入れ延べ幼児数 （5日間）	145,055人	696,947人	842,002人
1園1日あたり	14.2人/園・日	24.0人/園・日	21.5人/園・日

※実施園数：公立：2,040園、私立：5,809園、合計：7,849園

#### (iii) 預かり保育の終了時間



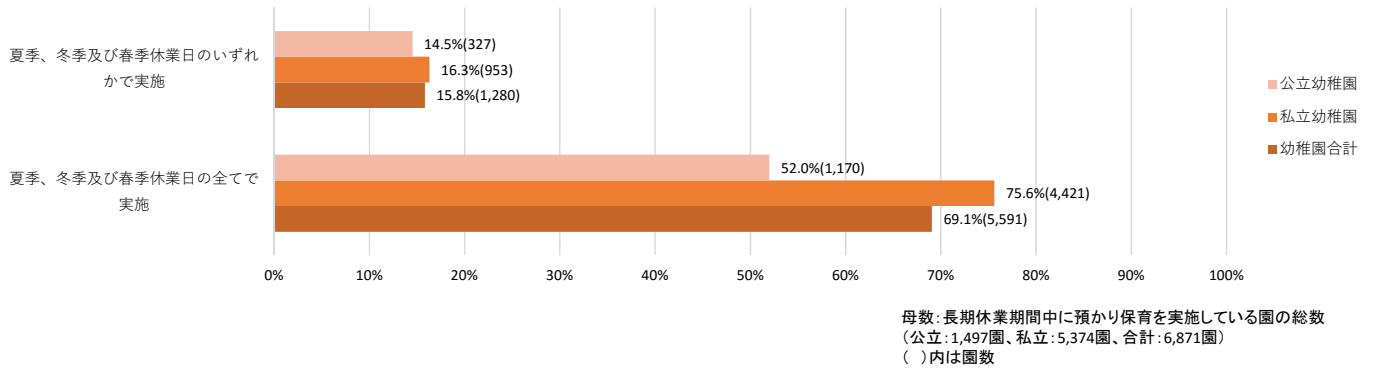
母数：長期休業期間中以外に預かり保育を実施している園の総数（無回答園を除く）  
（公立：2,040園、私立：5,808園、合計：7,848園）  
（ ）内は園数

(4) 預かり保育の実施日数等

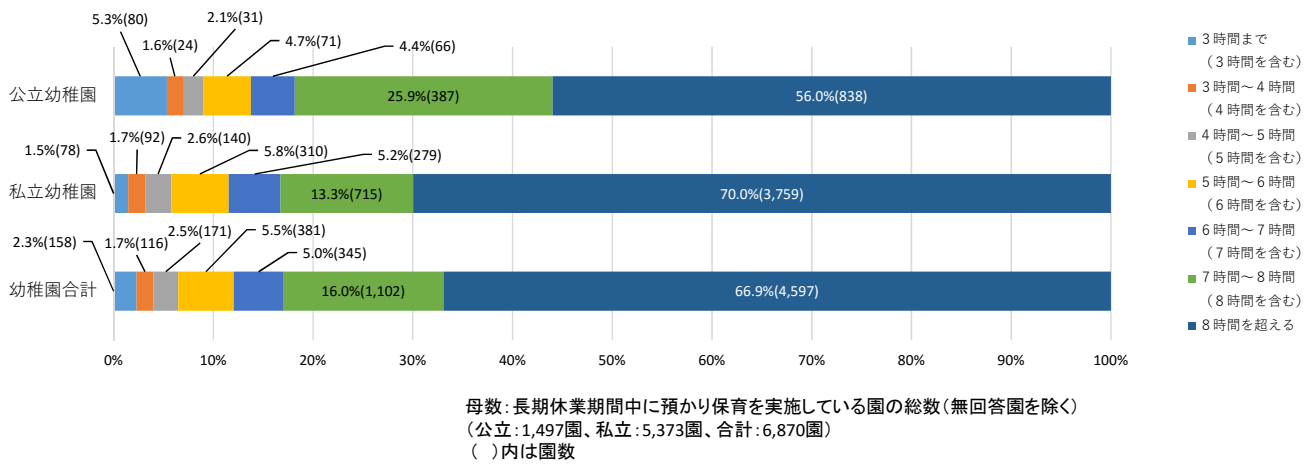
② 長期休業期間中の実施状況

※預かり保育を実施している幼稚園の、平成30年度における長期休業期間中の預かり保育の実施状況

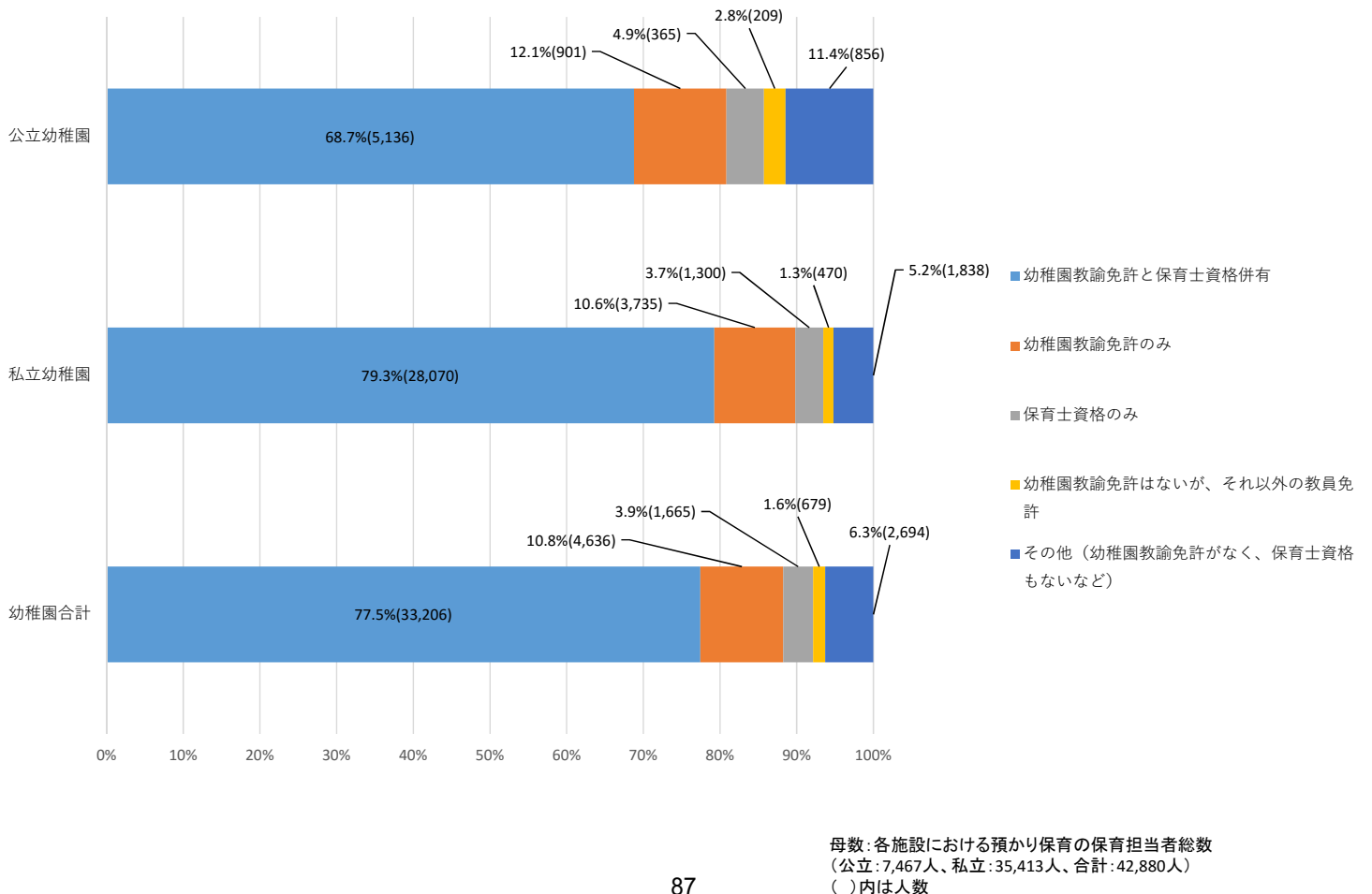
(i) 実施状況



(ii) 実施時間数



(5) 預かり保育の担当者における幼稚園教諭免許と保育士資格の併有状況

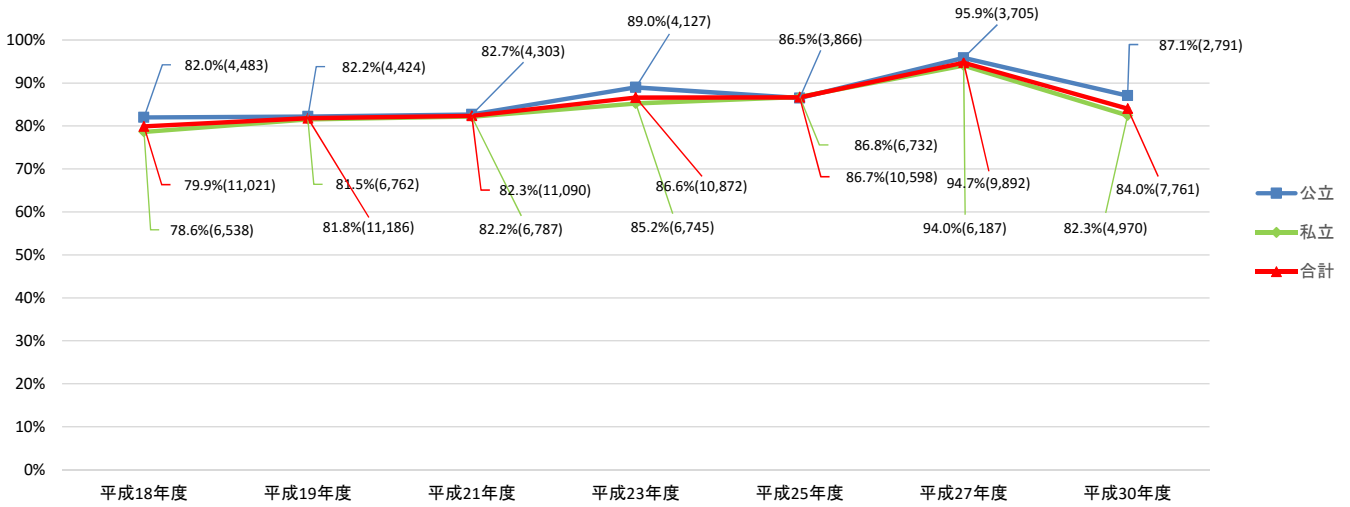




# 幼稚園における子育ての支援活動実施状況

## 子育ての支援活動（預かり保育を除く）の実施率

- 平成30年度に子育ての支援活動（預かり保育を除く）を実施している幼稚園は全体の84.0%であった。（公立：87.1%、私立：82.3%）



	実施園数	実施園数のうち、私学助成（特別補助）を受けている園数	実施園数のうち、地域子育て支援拠点事業等を実施している園数
公立	2,791園 (87.1%)		136園 (4.9%)
私立	4,970園 (82.3%)	2,424園 (48.8%)	612園 (12.3%)
合計	7,761園 (84.0%)	2,424園 (48.8%)	748園 (9.6%)

平成21年度以前の母数：学校基本調査の幼稚園数  
 平成23・25・27年度の母数：調査回答園数  
 （平成23年度 公立：4,638園、私立：7,914園、合計：12,552園）  
 （平成25年度 公立：4,470園、私立：7,760園、合計：12,230園）  
 （平成27年度 公立：3,865園、私立：6,579園、合計：10,444園）  
 （平成30年度 公立：3,206園、私立：6,038園、合計：9,244園）  
 ( )内は園数

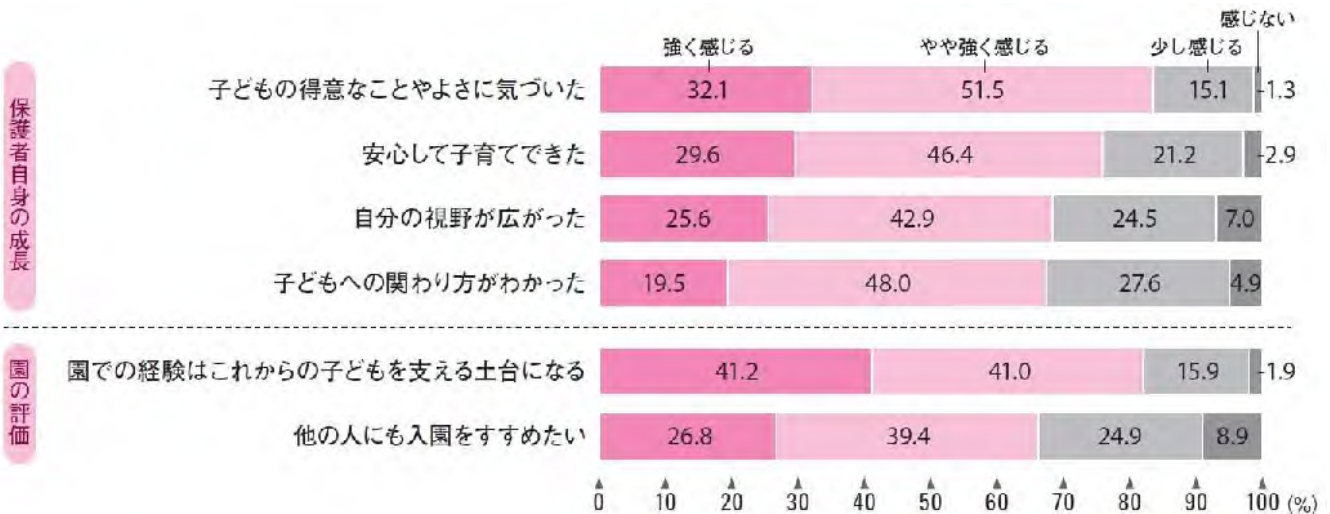
※ 左表の( )内について  
 実施園数下の割合は調査回答園数に占める実施園数の割合  
 うち私学助成を受けている園数及び地域子育て支援拠点事業等を実施している園数下の割合は実施園数に占める割合

## 園生活を通じた保護者自身の成長

子どもの幼稚園や保育園などでの生活を通して、約7～8割の保護者は、園生活を通して保護者自身の成長も感じている。

### 【保護者自身の成長と園の評価】

Q 園生活を通して、以下のことをどれくらい感じますか。



(出典)ベネッセ教育総合研究所「園での経験と幼児の成長に関する調査」2016年【調査概要】

調査対象：幼稚園・保育園・認定こども園などに通う年長児をもつ保護者2,266人(母親2,060人、父親206人) ※年齢は25～49歳

調査時期：2016年2月19日～2月22日

調査地域：全国

調査方法：インターネット調査

調査項目：園での子どもの経験、園の環境、園と関わる機会、園から提供される情報の参考度、園生活を通じた成長実感、子どもの「学びに向かう力」「文字・数・思考」、園の満足度など

## 一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）について（R2）

【趣 旨】 幼稚園等において、主に在籍園児（1号認定子ども）を対象に実施する預かり保育に係る支援を行うもの

【実施主体】 市区町村（市区町村が認めた者へ委託等も可） **※負担割合は国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3**

【要件】

- ・実施場所 幼稚園又は認定こども園（公立・私立） ※ 新制度移行園は一時預かり事業（幼稚園型）を活用することが基本（経過措置として、私学助成の預かり保育補助を受けることも可能）。
- ・対象児童 主に在籍園児（1号認定子ども） ※ 非在籍園児の利用が少数であること等の場合には非在籍園児も預かり可能

- ・配置職員 認可保育所と同じ 

0歳児	3 : 1	1・2歳児	6 : 1
3歳児	20 : 1	4歳以上児	30 : 1

※ 算出される数が1人の場合でも2人以上配置

上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合、かつ幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、**専任職員は1人で可**（※ 職員は常勤・非常勤を問わない）

- ・職員資格 保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）  
（当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者を含む）

※ ただし、**担当職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者**

＜補助単価額＞ ※ 小規模施設においても利用者負担軽減を図るため、規模に関わらず、利用料が定額となるよう補助

		基本分(利用時間想定)	長時間加算	障害児単価
在籍園児 (1人当たり日額)	平日の教育時間前後	・年間延べ利用者数2,000人超 400円 ・年間延べ利用者数2,000人以下 1,600千円/年間延べ利用者数-400円 【4時間(又は教育時間との合計8時間)】	左記の基本分(利用時間想定)を超える場合に超過時間に応じて加算  ① 150円 2時間未満 ② 300円 2時間以上 3時間未満 ③ 450円 3時間以上	<b>＜新規＞ 4,000円</b>  ※障害児には一律に本単価を適用する。 左記の利用日・利用時間に応じた単価・加算は適用しない。
	長期休業期間中	400円【4時間】・800円【8時間】		
	休日(土日祝等)	800円【8時間】		
非在籍園児(1人当たり日額)		800円【8時間】		
就労支援型施設加算(1施設年額)		事務職員の配置 約138万円【6か月以上】・約69万円【6か月未満】 ※一定の条件あり		
保育体制充実加算(1施設年額)		長時間・長期休業中実施・年間延べ利用児童数2,000人以上・職員すべて有資格者 約144万円		

90

## 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）による2歳児定期利用の制度概要【H30創設】 ①

【趣 旨】 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する。

【実施主体】 「子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市区町村

【要件】

(1) 実施場所

幼稚園(新制度園及び私学助成園) ※認定こども園は対象外

(2) 対象児童

3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

(※) 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約(保育の必要度の高い順に受入れ)

(3) 設備基準・保育内容

保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98㎡

保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文科科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。

(4) 職員配置基準

児童6人につき職員1人

(※) 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭)からの支援を受けられる場合は、専任職員(常勤・非常勤を問わない)は1人で可

(5) 職員資格

・保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者(子育て支援員)

(※) 当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ただし、職員の2分の1(当分の間、3分の1)以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

(※) 本事業の担当職員のうちに、必ず保育士資格保有者1名を含めること。

(6) 保育時間・開所日数・開所時間

保育時間は8時間が原則。開所日数・開所時間は、対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

(7) 給食

自園調理は必須としない。外部搬入の場合、調理室は不要（保存・加熱のための最低限の設備は必要）。

(8) 保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価（子ども1人日額）】

基本分（8時間までの利用）：1,850円、長時間加算（+1時間～+3時間）：230円～690円

	～8h	9h	10h	11h～
基本分	1,850円			
長時間加算	—	230円(+1h)	460円(+2h)	690円(+3h)
合計	1,850円	2,080円	2,310円	2,540円

【留意事項】

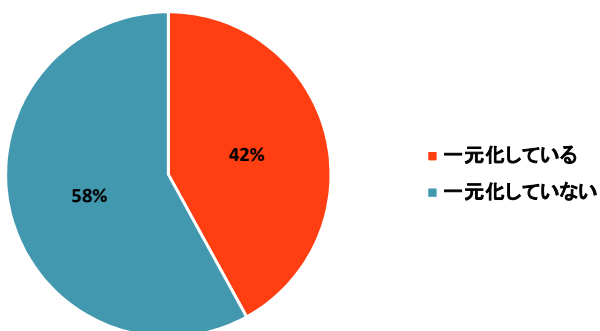
- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ（寄付行為の変更は不要）
- ・ 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

# 幼児教育を推進するための体制の構築

## 地方公共団体における幼児教育・保育の担当部局の一元化の状況

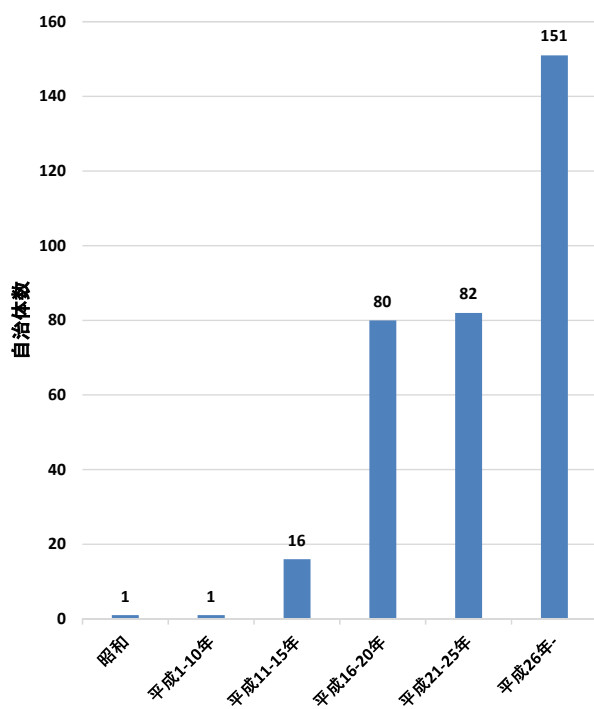
○ 地方公共団体の幼児教育・保育の担当部局の一元化は、近年増加傾向にあるものの、全体の約4割。

幼児教育・保育の担当部局の一元化

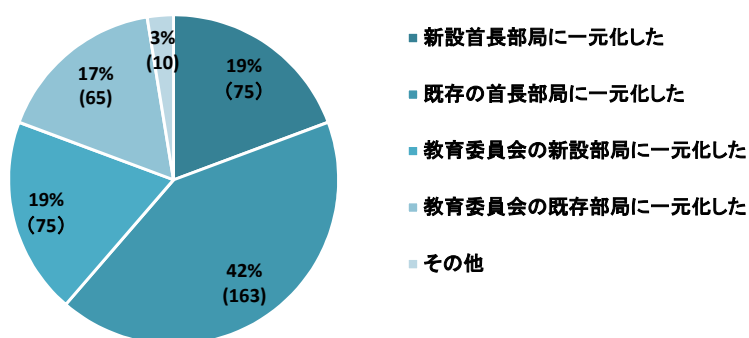


n=391

担当部局の一元化の時期



担当部局の一元化の方法



n=388

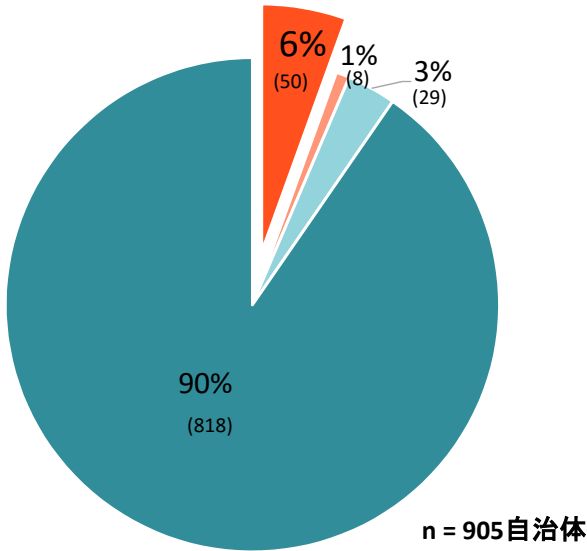
○ 全都道府県・市町村を対象に調査を実施。(平成30年7月時点)  
 ○ 有効回答数：931自治体(回答率：52.2%)  
 ○ 出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業」実施に係る調査分析事業成果報告書(東京大学大学院教育学研究科付属発達保育実践政策学センター)

# 地方公共団体における幼児教育センターの状況

○ 幼児教育センターを設置している地方公共団体は、全体の約6%。うち、約67%が教育委員会に設置。

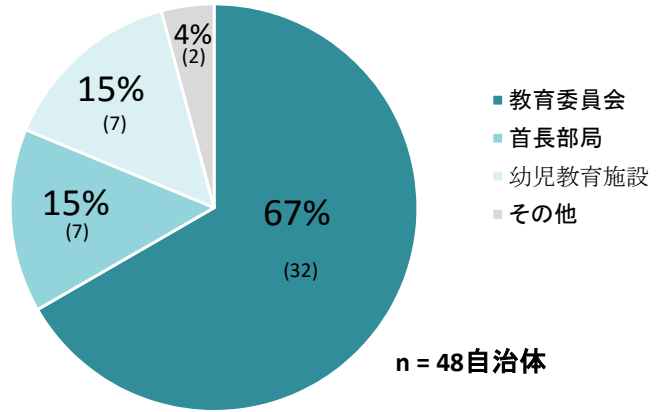
※「幼児教育センター」とは、都道府県等が広域に、幼児教育の内容・指導方法等に関する調査研究、幼稚園教諭・保育士・保育教諭や幼児教育アドバイザーに対する研修機会の提供や相談業務、市区町村や幼児教育施設に対する助言・情報提供等を行う地域の拠点のこと。

幼児教育センターの設置状況



- 設置している
- センターの設立は決まっており、その準備を進めている
- センターの設立を検討中である
- センターの設置は予定していない

幼児教育センターの設置場所



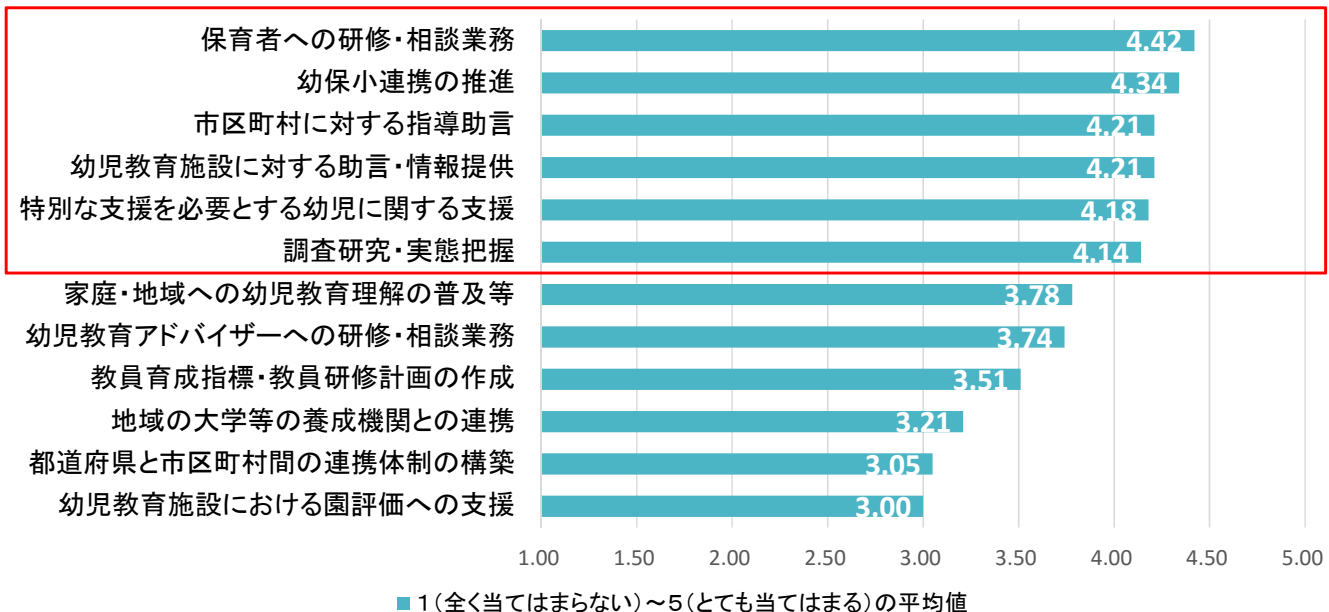
※ 未回答の自治体があるため、センターを設置する自治体数はグラフ間で一致しない。

○ 全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成30年7月時点）  
 ○ 有効回答数：931自治体（回答率：52%）  
 ○ 出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）

## 幼児教育センター設置の成果

幼児教育センターは、保育者への研修・相談業務、幼保小連携の推進、市区町村や幼児教育施設に対する指導助言、特別な支援を必要とする幼児に関する支援などに機能している。

幼児教育センターを設置した成果についての自治体担当者の認識



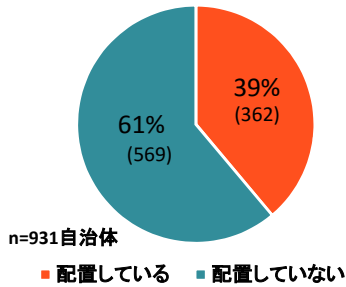
○ 全都道府県・市町村を対象に調査を実施。（平成30年7月時点）  
 ○ 有効回答数：931自治体（回答率：52%）  
 ○ 出典：平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書（東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター）



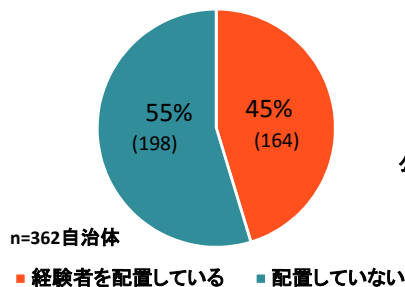
# 地方公共団体における幼児教育担当の指導主事、幼児教育アドバイザーの状況

- 幼児教育担当指導主事を配置している地方公共団体の割合は、全体の約39%。
- うち、幼稚園教諭、保育士、保育教諭（園長を含む。）の経験者を配置している地方公共団体は、約45%。

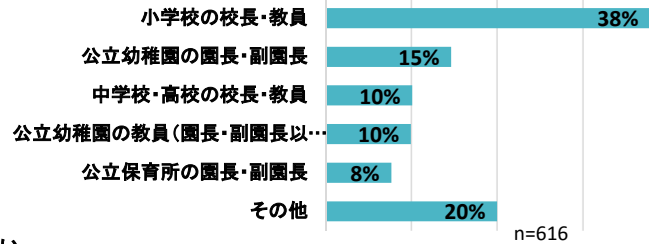
幼児教育担当指導主事の配置状況



幼児教育担当指導主事を配置する自治体のうち、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の経験者を配置する自治体数



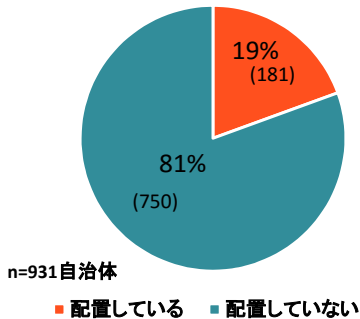
幼児教育担当主事の経歴(上位5つ)



## 幼児教育アドバイザーを配置している地方公共団体の割合は、全体の約19%。

※「幼児教育アドバイザー」とは、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の幼児教育施設等を巡回、教育内容や指導方法、環境の改善等について指導を行う者のこと。

幼児教育アドバイザーの配置状況

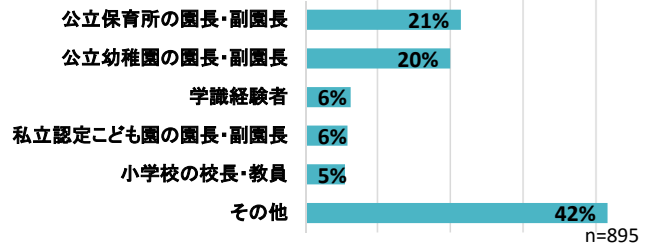


常勤/非常勤別の配置状況

	常勤	非常勤
配置割合	10%	11%
自治体数	95	106

n=931自治体

幼児教育アドバイザーの経歴(上位5つ)



○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。(平成30年7月時点)

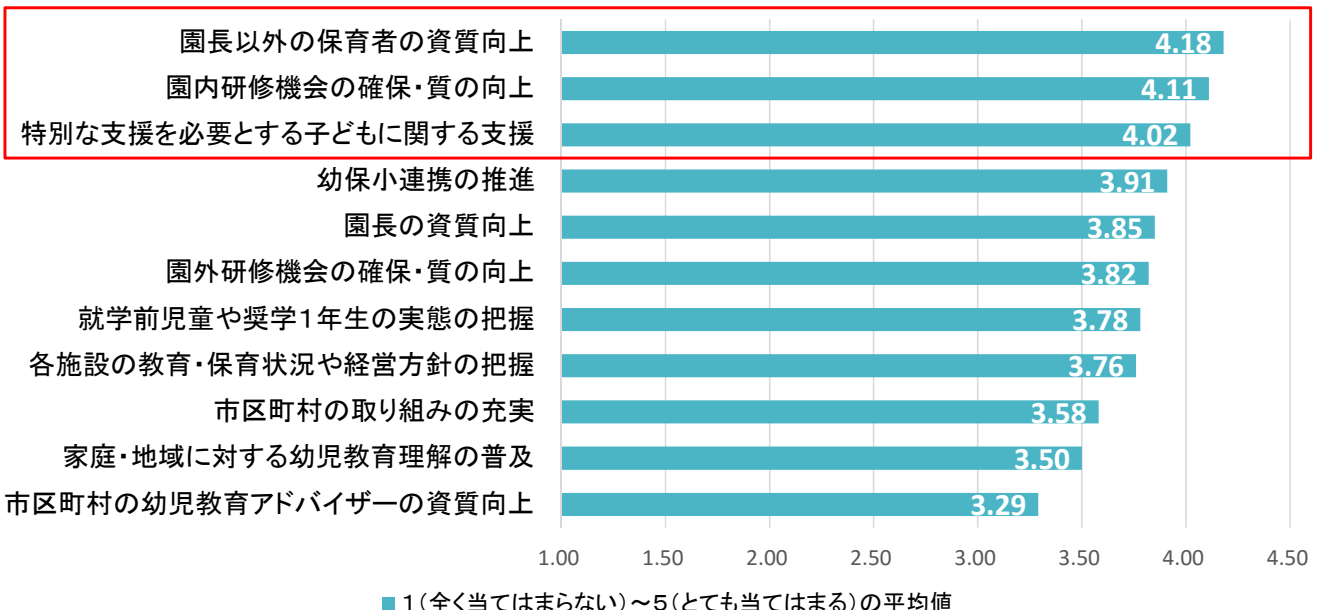
○有効回答数: 931自治体(回答率: 52%)

○出典: 平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター)

## 幼児教育アドバイザー配置の成果

幼児教育アドバイザーは、保育者の資質向上、園内研修機会の確保・質の向上、特別な支援を必要とする子どもに関する支援などに機能している。

### 幼児教育アドバイザーを設置した成果についての自治体担当者の認識



○全都道府県・市町村を対象に調査を実施。(平成30年7月時点)

○有効回答数: 931自治体(回答率: 52%)

○出典: 平成30年度「幼児教育の推進体制構築事業の成果に係る調査分析」成果報告書(東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター)

## ○令和2年度採択団体

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1. 北海道教育委員会  | 29. 草加市      |
| 2. 気仙沼市教育委員会 | 30. 八王子市     |
| 3. 秋田県       | 31. 聖籠町教育委員会 |
| 4. 鹿嶋市       | 32. 山梨県教育委員会 |
| 5. さいたま市     | 33. 袋井市      |
| 6. 富山県教育委員会  | 34. 三重県教育委員会 |
| 7. 金沢市       | 35. 京都府教育委員会 |
| 8. 長野県教育委員会  | 36. 大阪市      |
| 9. 岐阜市教育委員会  | 37. 堺市       |
| 10. 静岡県教育委員会 | 38. 八尾市教育委員会 |
| 11. 函南町      | 39. 伊丹市      |
| 12. 東近江市     | 40. 沖縄県教育委員会 |
| 13. 舞鶴市      |              |
| 14. 京丹波町     |              |
| 15. 奈良県教育委員会 |              |
| 16. 奈良市      |              |
| 17. 鳥取県教育委員会 |              |
| 18. 島根県教育委員会 |              |
| 19. 岡山県      |              |
| 20. 玉野市教育委員会 |              |
| 21. 高梁市      |              |
| 22. 美作市      |              |
| 23. 広島県教育委員会 |              |
| 24. 広島市教育委員会 |              |
| 25. 徳島県      |              |
| 26. 高知県教育委員会 |              |
| 27. 熊本県教育委員会 |              |
| 28. 大分県      |              |

1～28は、令和元年度から実施  
29～40は、令和2年度から実施



## 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正について

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を変更する内閣府告示  
 <施行日：令和2年4月1日（内閣府告示第86号）>

### 第二 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

#### 一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方

また、子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであり、市町村、都道府県及び国は、それぞれの役割に応じて、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の確保及び向上を図ることが必要である。具体的には、認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携・接続のための取組の促進、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、**幼児教育・保育に関する専門的知識・技能に基づき助言その他の支援を行う者の配置、教育・保育に関する施策を総合的に実施するための拠点の整備、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設及び地域型保育事業（省略）を行う者並びに子ども・子育て支援施設等（省略）に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を図り、市町村及び都道府県は、これらの事項について、子ども・子育て支援事業計画に具体的に記載する。**

#### 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

##### 1 市町村内及び都道府県内の関係部局間の連携及び協働

市町村及び都道府県は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を目指す子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、例えば、**認定こども園、幼稚園、保育所等及び地域子ども・子育て支援事業の担当部局を一元化する、幼児教育センターとしての機能を担う体制を整備する、関係部局の併任職員を配置する**など、円滑な事務の実施が可能な体制を整備し、子ども・子育て支援事業計画の作成並びにこれに基づく質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の実施を図ることが望ましい。（略）



# 新型コロナウイルス感染症拡大の状況における幼稚園等の具体的な取組

## 新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園における臨時休業の実施状況について

○ 令和2年4月16日の緊急事態宣言等を受けて、令和2年4月22日現在、約3/4の幼稚園が臨時休業を実施、約1/4が開園している。

【表】4月22日現在臨時休業を実施している学校の割合（全国）

	公立	国立	私立	合計
幼稚園	73%	94%	74%	74%
小学校	95%	99%	98%	95%
中学校	95%	99%	99%	95%
義務教育学校	95%	100%	100%	95%
高等学校	97%	100%	98%	97%
中等教育学校	100%	100%	100%	100%
特別支援学校	96%	98%	79%	96%
専修学校高等課程	100%	100%	93%	93%
計	93%	98%	82%	91%

(※) 表中の割合は、回答があった学校数全体のうち、「22日現在、臨時休業を実施している」と回答のあった学校数の割合を示す。

【公立学校】（単位：学校数）

	回答	臨時休業を 実施中	臨時休業を 決定	臨時休業を 検討中	臨時休業の 実施無し
幼稚園	3,112	2,265	90	78	179
小学校	18,964	17,933	669	282	80
中学校	9,196	8,705	303	142	46
義務教育学校	150	123	6	1	0
高等学校	3,634	3,412	24	97	1
中等教育学校	37	37	0	0	0
特別支援学校	1,095	1,039	20	25	2
専修学校高等課程	5	5	0	0	0
計	36,064	33,519	1,112	625	808

【国立学校】（単位：学校数）

	回答	臨時休業を 実施中	臨時休業を 決定	臨時休業を 検討中	臨時休業の 実施無し
幼稚園	49	46	0	0	3
小学校	68	67	0	0	1
中学校	69	68	0	0	1
義務教育学校	4	4	0	0	0
高等学校	15	15	0	0	0
中等教育学校	4	4	0	0	0
特別支援学校	45	44	0	0	1
専修学校高等課程	1	1	0	0	0
計	258	249	0	0	6

【私立学校】（単位：学校数）

	回答	臨時休業を 実施中	臨時休業を 決定	臨時休業を 検討中	臨時休業の 実施無し
幼稚園	5,388	3,981	24	101	1,382
小学校	240	235	1	0	4
中学校	738	728	3	0	7
義務教育学校	1	1	0	0	0
高等学校	1,418	1,386	9	0	23
中等教育学校	18	18	0	0	0
特別支援学校	14	11	1	0	2
専修学校高等課程	343	320	3	2	18
計	8,160	6,880	41	103	1,336

# 新型コロナウイルス感染症対策のための幼稚園における臨時休業の実施状況について

○ 令和2年5月4日の緊急事態宣言の延長等を受けて、令和2年5月11日現在、引き続き、約3/4の幼稚園が臨時休業を実施、約1/4が開園している。

【表】 5月11日現在臨時休業を実施している学校の割合（全国）

	公立	国立	私立	合計
幼稚園	77%	84%	69%	73%
小学校	88%	90%	90%	88%
中学校	88%	90%	92%	88%
義務教育学校	87%	100%	100%	88%
高等学校	90%	93%	88%	89%
中等教育学校	100%	100%	88%	96%
特別支援学校	90%	82%	60%	89%
専修学校高等課程	80%	0%	82%	82%
計	87%	87%	76%	86%

(※) 表中の割合は、回答があった学校数全体のうち、「11日現在、臨時休業を実施している」と回答のあった学校数の割合を示す。

(※) 私立については、東京都、福岡県が未回答となっている。

104

## 新型コロナウイルスに関連した地方自治体への通知等

### ○新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(4月17日改訂版)(抄)

#### 8. 幼稚園を臨時休業する場合の預かり保育等の提供に関すること

「1(1)児童生徒等又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について」及び「1(2)感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について」に基づき幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人が家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上での預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討いただきたいこと。

特に、子ども・子育て支援新制度や幼児教育・保育の無償化において保育の必要性の認定を受けている幼児であって、保護者が医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者である場合や、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子どもの保育が必要な場合などについては積極的な対応を検討いただきたいこと。

また、これらの居場所確保の取組に当たって昼食を提供することも工夫の一つと考えられるため、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいこと。

### ○新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項及び幼児や職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の関係者への情報提供について(4月23日付事務連絡)(抄)

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対策のために幼稚園において臨時休業を行う場合の留意事項について

##### (1) 家庭及び地域における教育の支援等

幼稚園における臨時休業を行う際の考え方については、緊急事態宣言の対象区域が全国になっている現在、「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン(令和2年4月17日改訂版)」の1.(3)以降に示したとおりとなりますが、このたびは発出された「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」(令和元年4月21日初等中等教育局長通知)において、児童生徒の心身の状況の把握と心のケアや、臨時休業を行う場合の教職員の勤務等、幼稚園にとって参考になる事柄がより具体的に示されています。については、同通知も参考にいただき、自宅で過ごす幼児及びその保護者との連携を密にし、幼児本人とも直接電話等で対話すること等により、幼児の健康状態の把握や心のケア等、家庭における幼児の心身の健全な発達に向けた必要な支援を行うこと、また、在宅勤務や時差出勤を適切に実施すること等、各幼稚園において、家庭及び地域における教育の支援等に努めていただくよう、お願いいたします。

##### (2) 要保護児童対策協議会に登録されている支援対象幼児に関する状況把握等

特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の幼児に関しては、臨時休業に伴い在宅時間が増加することに伴う児童虐待のリスク等も踏まえ、各園において、電話等で定期的に幼児の状況を把握するようお願いいたします(概ね1週間に1回以上)。加えて、自治体等を通じて児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、幼児に対する必要な支援を行っていただきますようお願いいたします。



# 新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集

幼稚園や認定こども園が臨時休業等を行った場合に実施した幼児・保護者等に対する様々な支援の取組をまとめました。各園の課題やリソースに即した様々な取組事例があり、また学校再開後の幼稚園運営に役立つ事例もたくさんありますので、臨時休業中の園だけでなく教育活動を継続・再開している園においても、是非御活用ください。

令和2年5月13日 時点

文部科学省  
初等中等教育局  
幼児教育課

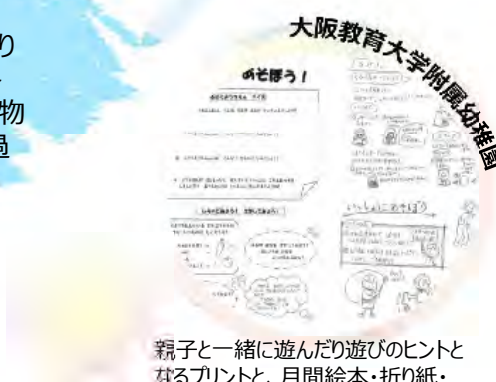
## 遊びの「贈り物」を郵送

子ども達が家庭でも年齢に応じて親子で楽しみながら取り組めるよう、様々な遊びの素材を詰め込んだ「贈り物」を各家庭に郵送する。子ども達には「幼稚園から自分宛の贈り物が届いた」喜びを味わいながら、家庭での楽しいひとときを過ごしてもらおう。



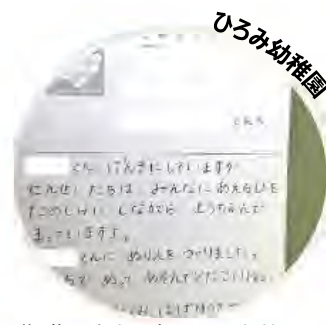
富士中央幼稚園

「贈り物」の製作過程を易しい言葉で解説したフォロー動画もHPで配信しています。後で表紙を描き足して完成する絵本を贈るなど、幼稚園再開後の教育活動につながる工夫もしています。



大阪教育大学附属幼稚園

親子と一緒に遊んだり遊びのヒントとなるプリントと、月間絵本・折り紙・画用紙等の教材を同封しています。



ひろみ幼稚園

贈り物の宛名は各園児の名前にして、温かい手紙と共に送っています。



小倉幼稚園

園で日頃行っている活動を家庭でも親子でできるように、クラスで踊っていた曲のCDも同封しています。



静岡豊田幼稚園

「双六」、「三並べ」、「絵合わせゲーム」など、子供達が完成させた後に家族で遊ぶことができるようなものを送っています。

※上記事例の他にも、例えばこんなものを送ったという事例が届いています！

あやとり・折り紙・紙風船・落書き帳・塗り絵・こいのぼり作り・絵本・母の日プレゼント作り・間違い探し・迷路・運動遊びの紹介・ひっくりかエール・とんとん相撲・宙返り段ボール・ストローロケット・お面作り・切り紙セット・チョウチョの貼り紙遊び・ビンゴ・絵描き歌・自作DVD



## 保育動画の配信

普段の保育内容や、家庭でできる遊びの内容を動画にまとめ、保護者に対して配信する。  
(Youtube等の動画配信サービスの限定公開を活用したり、園のHPに掲載するなどして保護者に周知)



親子で一緒にできるごっこ遊びや、じゃんけん遊び・身近な材料を使った製作・クイズなどを記事・動画で紹介しています。

70本以上の動画を配信し、学年、動画ジャンルを明記した配信リストを作成し検索しやすいように工夫しています。

ジャンル例：  
遊び（手遊び、読み聞かせ、製作、鬼ごっこ等）、生活（幼稚園探検、食事、着替等）、音楽（季節の歌等）、運動・表現（ダンス等）



朝の会・日課や絵本の読み聞かせ等を動画にまとめて配信しています。動画はiPhoneのみで編集。

歌や遊び・ゲーム、ダンスや手遊びなど、家族と一緒に楽しく活動することを促す動画を配信しています。



園でいつも踊っている体操を配信しています。限定公開にも関わらず再生回数が1500回を超えています。

影絵遊び、歌、お遊戯、体操、人形劇、科学遊び等を配信しています。日本科学協会、国立科学博物館、日本レクリエーション協会等の各種団体のコンテンツ等も併せて紹介。写真（右）は動画撮影の様子。

※上記事例以外にも、例えばこんな動画を配信したという事例が届いています！  
紙飛行機・このぼりなど家庭にある材料で作れる製作物の作り方動画、担任の紹介動画、園内の自然や生き物の様子を伝える動画、鍵盤ハーモニカの練習用動画、手品、先生の学年対抗チャレンジ動画（大縄など）、ふしぎ実験動画、エプロンシアター、ジェスチャーゲーム、先生あてゲーム

## 園ホームページを使った情報発信

園のホームページに家庭で取り組める多種多様な遊び等のアイデアや園の生き物の様子などを掲載し、家庭での遊びの充実や、幼稚園と家庭生活のつながりの維持を図る。



家庭で過ごすための遊びのヒント等を毎日ホームページで発信しています。

自宅でも親子で楽しむことができる簡単な制作遊びや料理などをホームページで発信しています

## オンラインで同時双方向のコミュニケーション

ビデオ通話ソフト等を利用して、お話ししたり、歌を歌ったり、共同でお遊戯や簡単な製作に取り組んだりするなどして園児とオンラインでコミュニケーションを取る。



担任と子供たちがクラスのつながりを感じることができるよう、Zoomで「クラスのおつまり」を実施し、歌を歌ったり、名前を呼んだり、オンラインでできる簡単なコミュニケーションを実施しています。

Google for Educationを利用しており、GoogleのMeetを用いたオンライン保育を実施し、お遊戯や簡単な製作などに同時双方向で取り組んでいます。

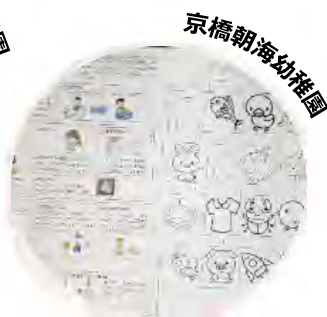
## 絵本の貸し出し

園が保有する絵本を貸し出し、家庭での読み聞かせや読書に役立ててもらおう。



## 生活習慣・健康管理のチェックシート配布

ほけん便りの配布・メール送付を通じた情報発信や、生活習慣を整えたり健康管理をするためのおやくそく表、チェックシート等といったワークシートを家庭に送付し、早寝早起き、食事、排せつ、片付け、歯磨き、お手伝いなど規則正しい生活や、感染症予防対策をサポート。



「けんこうかんさつシート」を郵送し、親子で起きる時間や寝る時間を決めて守れるようにしたり、感染症拡大予防のためにできることを習慣付くようにしている

生活基本的生活習慣の確立に向けて家庭で取り組んでほしい内容を、「できたよカード」（幼児も色塗りをしながら達成感が味わえるカード）とともにホームページに掲載。

## 動画で生活習慣・感染症予防の情報発信

生活習慣や感染症予防に関する動画を作成して、youtube等で配信する。



早寝、早起きや食事、排泄、手洗いなど家庭において健康で規則正しい生活を送ろうとする意欲や態度を促す動画を職員が作成してHPから配信しています。

正しい手洗い、咳エチケットの紹介や手洗い、うがいクイズの動画を作成して配信しています。

## 決まった時間にオンラインでクラス会を実施

ビデオ通話ソフトやLive動画の配信サービスを利用して、決まった時間にオンラインでクラス会を実施すること等により生活リズムを整える。

110

## 遊びの贈り物や配信動画に園再開後の生活にわくわくするような工夫を盛り込む

家庭に送付した遊びの素材や、配信した動画に園での生活を思い出したり、楽しみに思うような工夫をする。



ホームページに掲載している遊びの素材に幼稚園がはじまるまでのすぐろく「ごすなすごろく」を載せ、教師の名前や園歌等を思い出せるような工夫をしています。

先生が家庭にもある素材で自由に工作する様子を動画に掲載しています。幼児の空間を創る力の育成を促しながら、本園ならではの製作活動を楽しみにする工夫です。

## ホームページ、SNS等で園の生き物や遊びの準備状況等を知らせる

幼児の飼っている動植物の様子や遊びの準備状況をHP等で知らせたり、特に入園したばかりの年少児あてに園内の自然や遊具の紹介をしたりすることで、また幼稚園で遊びたいという気持ちを高める。



育てているうさぎや野菜の様子をブログで発信しています。幼稚園再開後に向けて現在の様子を伝え、期待をもって登園できるようにしたいと考えています。

どんな風にして遊ぶか、想像しながら楽しみにして欲しいと思い、職員の幼稚園での環境設定や教材準備の様子を「幼稚園だより」に書いてHPにアップしています。



## 担任による電話や家庭訪問で幼児と話す

定期的に電話や家庭訪問（軒先など）を通じて保護者・幼児と担任が直接話をする事で、健康状態等の把握だけでなく園とのつながりを保ち、スムーズに園に戻れるようにしている。

HPに園のマスコット『かめたろう』が園内を探検する様子を毎日更新し、園生活に期待をもてるような工夫をしています。



## 給食の提供や、発注済み食材の地域への販売を行う

感染予防の配慮を実施しつつ、預かり保育の利用者等に給食を提供したり、発注済みの給食食材を地域の保護者や他施設に販売等を行う。

### 新屋幼稚園

預かり保育の幼児に、町の学校給食センターから昼食の提供をしています。配膳時の感染防止のため、食器を使わない弁当形式にしているほか、昼食場所は遊戯室を使い、準備するときから換気・消毒等を行っています。机は間隔をあけて並べ、机1つに子ども1人が座るようにしています。

### 犬山幼稚園

給食の発注取り消しができなかった米は、開所している保育園での給食に生かしてもらい、雑あられは、各家庭に配布しました。また、園庭の一角にある畑で年長児が栽培していた野菜を収穫して、教材配布時に一緒に各家庭に配布しました。

## 密にならないよう配慮しつつ園庭を開放し、幼児がのびのびと遊べる環境を整える

公園も人が多く年齢の大きい児童が活発に活動するため幼児が体を動かす居場所がないといった声を踏まえ、感染拡大防止に配慮しつつ園庭を開放し、幼児がのびのびと遊べる環境を整える。

平日の午前中に園庭開放を実施しています。園児が全部で20名以下と少数のため、人数制限はしていません。

### ※感染予防の配慮の事例

- ・入れ替え制にして利用人数を制限する。(1クラス毎、1時間で交替など)
- ・園庭開放前に検温し、発熱や咳の症状がある場合には利用できないようにする。
- ・園で遊ぶ時には親子共にマスクを着用。
- ・利用する日時と名前を記入し、手のアルコール消毒してから遊ぶ。
- ・遊具使用前後に使用する消毒液の設置
- ・遊んだ後も手洗い、うがい(コップ持参)、アルコール消毒してから帰宅。
- ・複数の子供が使う固定遊具だけでなく、親子で追いかけて遊ぶなど、おすすめの遊び方も伝える。

小中学校とも共同で、市内各調理室や給食センターにすでに納品された野菜などを袋詰めし、ドライブスルー方式で市民に販売しました。渋滞を誘発して近所に御迷惑をおかけしたので、気をつけてください。

### ひまわり幼稚園



給食は中止していますが、向かい合わせにならないようにしつつ外やテラスで間隔をあけて食べるなどすることで、楽しみながら感染防止を行っています。

### せんりひじり幼稚園



多くの遊びたくなる場(拠点)のある環境構成を心がけて園庭の開放を実施しています。

## 定期的な電話・家庭訪問・アンケート等を通じた状況把握・支援

定期的な電話等を通じて保護者や幼児の家庭での状況を把握し、必要な保護者に対する支援を行う。特に特別な支援を要する子供や虐待リスクのある子供などは関係機関に情報を共有するなど、丁寧な見守りを行う。

### 桜木幼稚園

週に一度、担任から電話で保護者の話を伺い、幼児のことだけでなく、家族の体調や子育てに対する不安等も聞いています。事前に全クラス統一した記録表を作成し、そこに記入してファイルに綴っておくことで、担任が不在時に問い合わせや相談があったときにも対応できるようにしています。

### 武蔵野東第一・第二幼稚園

保護者連絡ツールを使用して、家庭での様子・困っていること・体調などの確認をするアンケートを実施しています。アンケートの回答に悩んでいる様子などがある方や返答のない方を優先的に、担任より家庭へ電話連絡をし、コミュニケーションを図るとともに、悩みの軽減に努めています。

### 千里第二幼稚園

特に気になる園児については、定期的に担任より電話連絡をして、園児と直接話をしています。また、関係機関と連携して学校、子ども家庭センターやデイサービスなど訪問された時の様子を共有して、見守りを進めています。

### 上高瀬幼稚園

週に1度電話をかけ、特に気になる家庭・園児・保護者の場合には、会話の中で様子を把握するように努め、市の子育て支援課とも定期的に共有しています。

週に一回、職員が各学年に応じた製作キットやお手紙を各家庭にポストに配布する際、呼び鈴を押すことでポスト配布したことを伝えつつ園児と保護者の様子を確認しています。在宅確認ができなかった場合、園からその保護者に電話をかけ、園児と保護者の様子を確認し、全職員で共有しています。





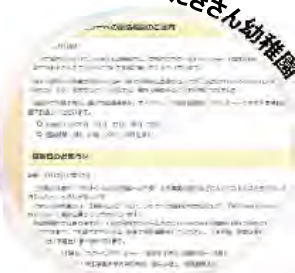
## 対面・ビデオ通話・SNS等で保護者のカウンセリングや相談の機会を設ける

対面・オンライン・電話など多様な媒体を通じて子育ての悩みやストレス等に関して丁寧に相談に応じる。

## 保護者のレスパイトの時間を作る

園での一時預かりや、オンライン保育を実施することにより、保護者が一息つく時間を確保する。

たきさん幼稚園



スクールカウンセラーと臨床心理士による対面相談日や、スクールカウンセラーによる電話相談日を設け、園のHPや配信メールで周知しています。

希望する保護者に対して、GoogleMeetというアプリを用いて、園に非常勤で在宅勤務する臨床心理士によるオンラインカウンセリングを実施しています。また、市から紹介された子育て相談窓口についてもメールで周知しています。

陣内幼稚園

Web会議サービス「Zoom」を活用し、保護者と担任もしくは園長がお互いに顔を見ながらコミュニケーションを取り、悩みや相談等を聞き、ストレス軽減につなげています。

向南幼稚園

休業期間中でも、就労、子育ての困り感が強いなどやむを得ない事情の場合、教育時間相当部分については追加料金なしで保育しています。少人数にする、毎日検温してきてもらう、弁当は対面ではなく距離を取って食べる、ドアや窓を締め切らないなど感染拡大防止に配慮しています。

日高幼稚園

子育てが苦手だったり、ストレスを抱えてしまいがちの保護者には時々電話連絡して、心の病などを発症する前に預かり保育の申込を受けることを個別に伝えています。

七松幼稚園

武蔵野東第一・第二幼稚園

自閉症児クラスの保護者に対しては、担任とウェブ会議ツールを使ったオンライン懇談を実施しています。一人一人の保護者と30分間のオンライン懇談を行い、コミュニケーションを図るとともに、子どもの育ちや様子を共有したり、保護者の相談を聞いたりしています。

立花愛の園幼稚園

毎週各クラス担任によるZoomを使ってのリモート保育し、その時間は親の気分転換を図れるように配慮しています。



## 自園の保育のあり方を見直したり、教師の保育力を高める取組

自園の教育理念・教育課程・指導計画等の再確認・改善を行ったり、計画的に教師の保育技術の研鑽を行ったり、職員チームビルディングを促進したりする。

山梨大学教育学部附属幼稚園

保育動画の作成に取り組むこと、通常の保育以上に、教材の扱いや見やすさ、伝え方について職員が知恵を出し合って工夫する姿が見られ、保育者の実践力の向上につながっています。また、他園と動画を情報共有していくことで職員の意欲向上や動画コンテンツの改善につながっています。

せんりひじり幼稚園



園の理念（フィロソフィーブック）の slides を動画にして、在宅の研修課題として配信しています。レポート提出により園の大切にしていることの共有を図っています。

ふたば幼稚園



手作りおもちゃの作成を、おもちゃの対象児・ねらい・遊びの広がりも含めて考え作成し、研修の一環としています。

小倉幼稚園

自己研鑽のため、職員に園の教育図書のを貸し出しをしています。保育のことだけでなく広い視野で物事を考えられるように、普段なら忙しくてなかなか読むことのないジャンルの本なども揃える努力をしています。

富士中央幼稚園



教職員がPCで各自研修できるように環境を整え、保育の質の向上に全園で取り組んでいます。それぞれが把握している休園中の子どもたちの様子や、今できる幼児教育のアイデアや取り組みを、常に共有できるように配慮しています。

精華小学校附属墨見幼稚園

教育課程の見直し、体力プランの見直し、避難防犯経路の確認、園内研の取り組み方、アプローチカリキュラムの見直しと確認、幼稚園教育要領の読み合わせ等を実施しています。

西須磨幼稚園

在宅勤務を主にしているので、googleハンガアウトを使って、勤務の開始時と終了時にミーティングを行い、進捗状況を確認することで、連帯感を確認しています。同じくgoogleハンガアウトを利用して、年間のねらいの確認やカリキュラムの作成、各学年の発達についての勉強会などをオンラインで各チームで行っています。さらにgoogleスプレッドシート・ドキュメントを使って、今後できる取り組みを全職員から募集し（育休中の職員なども積極的に意見を出しています）ミーティング内容をすべての職員でオンラインで共有しています。

有馬幼稚園

例年、なかなか丁寧になできなかったことを休園で生じた時間を使って改めて確認する「園内ミニ研修会」を実施しました。様々な対応に追われて中々学ぶ暇が無い「基本のき」を学んで実践するため、「担任がすべき仕事」「園内の環境の管理の仕方」等のテーマで実施しています。





## 自園の保育のあり方を見直したり、 教師の保育力を高める取組（続き）

自園の教育理念・教育課程・指導計画等の再確認・改善を行ったり、計画的に教師の保育技術の研鑽を行ったり、職員  
のチームビルディングを促進したりする。

七松幼稚園



在宅で自己研鑽をした内容を在宅勤務報告書にまとめ、法人内SNS（サイボウズ）で情報交換しています。

在宅勤務では、保育・動植物の栽培方法・マネジメント等の専門書の読書や手作り玩具の作成、他園の取り組みについてWEB上に掲載されているものの閲覧、昨年度の保育事例のまとめ等を行っています。



明海認定こども園

外国籍の保護者が多いため、外国語の習得に励んでいます。（英会話、YouTube、携帯アプリ）

にいほりこども園

自己研修の課題として、①保育教諭の言葉掛け、②のびのびと遊びや生活するための環境・援助③意欲的に仕事するための工夫④スタートカリキュラム⑤カリキュラムマネジメントについて自園の課題を改善策を考察。⑥幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿について具体的な幼児の姿などに関する考察とレポート提出を実施しました。

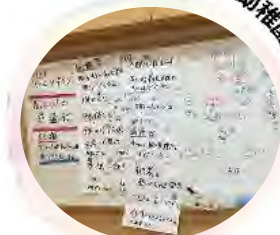
すみれ幼稚園

園内ICTの本格的な導入の前の練習期間としました。保護者への手紙やドキュメンテーションの配信等も行い、保護者との連携のとり方を変えるチャンスとなっています。また、戸外での遊ぶ時間を増やす必要性もあり、一斉保育からコーナー保育へと変えるチャンスと捉えて、保育形態や行事の在り方を見直し、変えていくいい機会となっています。

## 園内の環境の見直し・整備を行う

園庭環境の整備や危険箇所の洗い出し、絵本や教材の整理・充実など、普段はできないような園内環境の見直し・整備を行う。

自然幼稚園



出勤日に職員のチームビルディングの為の研修を行い、今年度の保育のねらいや教育課程の相談がしやすい関係づくりの場と時間を持ちました。KP（紙芝居プレゼンテーション）法を使い、流れを共有しながら、自分たちの思いを発言しやすいよう工夫しました。

向山幼稚園

園庭環境の整備、遊具の整理と表示の見直し、特別な支援を要する幼児への個別の表示作成など、保育環境を丁寧に見直すことで保育の質の向上に努めています。

千里第二幼稚園

後回しになりがちな場所の清掃や整理整頓、環境の整備などを行うことで、新たな素材や遊具の活用方法などに気付くことができた。また、畑の土を総入れ替えるなど大掛かりな環境の再構成ができました。

※上記事例の他にも、例えばこんな環境整備の事例が届いています！  
不要品処分、季節に合わせた壁面製作、側溝の砂取り、園庭の水たまり箇所の埋め立て、草取り・剪定、絵本の修理と絵本部屋の整理・充実、教材庫の整理、おもちゃの消毒、危険箇所の確認・対策、遊具のさび落とし・塗り替え、園児が遊びに使用しやすくなる植物の植え付け

## 新型コロナウイルス感染症への対応のための幼稚園等の取組事例集 その他の取組

長野台幼稚園

就労と子どもの安全で悩む保護者への配慮として、保護者が勤務する事業所宛に協力依頼を依頼するお手紙を作成して、感染拡大防止のために仕事を休みやすい環境作りの支援をしています。また、小学校休業等対応助成金を活用しやすいよう、保育認定児の利用自粛要請をしていることも記載した休園証明書を発行しています。

常盤幼稚園

修了児と保護者の不安をサポートしたいと思い、「ご入学おめでとうございます。幼稚園はいつも応援しています！」と、入学を楽しみにできるようなメッセージを送りました。保護者からは多くの感謝の返事があり、修了後も子どもや保護者を支えていく幼稚園教育の役割の重要性や小学校へ繋ぐ責任を感じるなど学びの機会となりました。

川添幼稚園

例年はクラスで話し合って植え付ける夏野菜を決めますが今はそれができません。幼児と保護者が家庭で楽しく話し合い、登園再開後の活動の意欲化にもつながるよう、家庭で話し合っけて植え付け希望の野菜をメールに書いてもらいました。また、そうして決めた野菜を、感染予防対策を行いつつ家族に植え付けに来てもらいました。

日吉幼稚園

市の幼稚園園長会・保育園園長会のグループLINEを活用して各園の状況を共有し、新しい情報もすぐに共有できるようにしています。

静岡豊田幼稚園

母の日に園児が幼稚園でプレゼントを作ることができないが、お母さんへ感謝の気持ちを伝えることが大変重要だと考え、教師がプレゼントの土台を作って以前園児が作詞した歌の歌詞とともに郵送で送り、そこに園児がお母さんの顔を描いて完成させプレゼントできるようにしました。園児には「5月10日は、『母の日』といって、おかあさんに『ありがとう』を伝える日です。お母さんへのプレゼントを作ってお手伝いを先生が少しさせてもらいました。プレゼントを作って、笑顔と一緒に『ありがとう！』と言って渡してください」と書いたメッセージカードを添えました。幼児の心情を育むとともに、休業中、ストレスを抱えている母親への励ましにもつながると考えて実施しました。

京都市立幼稚園全国

エールプロジェクトと称し、自宅で暮らす自分たちも頑張っているという自覚をもち、自分たちも認め励まし合うとともに、社会で人々のために働く人たちに感謝の気持ちと応援する気持ちをもち、今の現状を乗り越えようという取組をホームページを通して行っています。



# 幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

令和2年度補正予算額 36億円  
(文部科学省所管)

## <事業概要>

幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む（以下、「幼稚園」という。））において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等が必要となる経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、幼稚園の消毒に必要な経費を補助する。  
※「教育支援体制整備事業費交付金」の事業の一部として実施

<実施主体> 都道府県、市町村（特別区を含む）、幼稚園の設置者

<対象施設> 幼稚園、幼稚園型認定こども園

<補助基準額> 1施設あたり 500千円以内 ※令和元年度から実施

<補助率> 国 10/10

### ■ 都道府県等が一括購入するマスクや消毒液等の配布



### ■ 幼稚園の設置者感染防止用の備品等購入



118

## 私立幼稚園施設整備費補助金

令和2年度予算額 490百万円 + 臨時・特別の措置495百万円  
(前年度予算額 525百万円 + 臨時・特別の措置769百万円)

### 事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

### 対象事業内容

- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 1. 耐震補強工事     | … 耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化 |
| 2. 防犯対策工事     | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事  |
| 3. 新築・増築・改築事業 | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築  |
| 4. アスベスト等対策工事 | … 吹き付けアスベストの除去等          |
| 5. 屋外教育環境整備   | … アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備    |
| 6. エコ改修事業     | … 太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置     |

### 補助率

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| ○ 地震による倒壊等の危険性が高い(※)施設の耐震補強工事 | …【1/2以内】 |
| (※) 非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満  |          |
| ○ 上記以外                        | …【1/3以内】 |





## 事業概要

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

### 認定こども園施設整備交付金

2,524百万円 + 臨時・特別の措置504百万円  
 (2,290百万円 + 臨時・特別の措置1,135百万円)

### 教育支援体制整備事業交付金

963百万円 (1,081百万円)

#### 認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助  
 (新增改築、大規模改修等)
- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分  
 (いわゆる幼稚園部分)
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合： 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。  
 既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

#### 幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。  
 (改築、増改築等)
- ・私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



#### 防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
- ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合： 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応。



#### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 負担割合： 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

#### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- (1)施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。  
 (2)新型コロナウイルスの感染拡大防止を防止する観点から、保健衛生用品(マスク、消毒液等)の購入等に要する経費を支援
- 負担割合： (1)認定こども園の場合…国1/2、事業者1/2  
 (2)国10/10

#### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2

#### 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2

#### 園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
- 負担割合： 国3/4、事業者1/4

## 【参考】

# 令和2年度予算 (幼児教育関係)

## 1. 幼児教育の質の向上

3.9億円 (3.4億円)

### ○幼児教育実践の質向上総合プラン

3.5億円 (3.1億円)

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発を行うとともに、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実等の事業を実施する。

### ○幼稚園教育課程の理解の推進・ECEC Network事業の参加

0.4億円 (0.3億円)

新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。また、OECDにおいて計画されている調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

## 2. 幼児教育の環境整備の充実

40億円 + 臨時・特別の措置10億円

※補正予算額 160億円 (対前年度補正 36億円増)  
 (39億円 + 臨時・特別の措置19億円)

### ○私立幼稚園施設整備費

5億円 (5億円)

※令和元年度補正予算額 10億円

※臨時・特別の措置 (防災・減災、国土強靱化関係) 5億円 (8億円)

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策やエコ改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。



### ○認定こども園等への財政支援

35億円 (34億円)

※令和元年度補正予算額 150億円

※臨時・特別の措置 (防災・減災、国土強靱化関係) 5億円 (11億円)

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

- ◆認定こども園施設整備交付金 25億円
- ◆教育支援体制整備事業費交付金 10億円

122

## 幼児教育実践の質向上総合プラン

令和2年度予算額 353百万円  
 (前年度予算額 308百万円)

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発を行うとともに、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実等、以下の事業を実施する。

### 幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

190百万円 (148百万円)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要となる費用の一部を補助する。

公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

### 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

29百万円 (21百万円)

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

### 幼稚園の人材確保支援事業

76百万円 (70百万円)

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼稚園等における安定・継続的な学校運営

### 幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

58百万円 (41百万円)

小学校教育との接続、家庭教育との連携、教育活動や園運営の評価の実施、Society5.0時代の先端技術を活用した指導方法の開発等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。また、障害のある幼児や外国人の幼児など特別な配慮を必要とする幼児の受入れを行う教諭等が必要とされる知識を得ることができるよう、必要となる研修プログラムの開発及び指導上の配慮に関する研究を行う。

指導の充実、教育活動や学校運営の改善

### 地方公共団体の体制に関する現状と課題

- 幼児教育は複数の施設類型が存在し、その多くが私立であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要
  - ・ 3～5歳児の約半数ずつが幼稚園、保育所にそれぞれ在園
  - ・ 幼稚園の約8割、保育所の約7割、認定こども園の約9割の園児数は私立
- 約6割の地方公共団体で公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある
- 教育委員会では、他学校種と比べて幼稚園に係る体制が手薄
  - ・ 幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、約4割、うち専門性を有するのは、約半数

**教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない**

### 幼児教育現場における現状と課題

- 教科書のような主たる教材を用いない「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成が必要。
- 幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。
- 若年保育者が多く離職率の高い職場において、園長のリーダーシップの下、学び・育て合う仕組み作りと支援が必要。
- 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。

**保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題**

**事業概要** 地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

### 主な補助内容：

- 体制の充実**
  - ・ 幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
- 体制活用のための人材育成方針**
  - ・ 幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用
    - ・ 保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化 など
- 体制の活用**
  - ・ 研修支援、幼小接続の推進
    - ・ 保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるミドルリーダーの育成 など
- 域内全体への波及**
  - ・ 都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り
    - ・ 都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催 など

- 事業期間：3年間
- 補助対象者：都道府県・市町村
- 補助率：1/2

### 主な要件

- ✓ 担当部局を一元化していること
  - ※ 教育・保育内容面に係る事務のみの一元化でも可
  - ※ 事業開始翌年度からでも可
- ✓ 幼児教育センターを設置していること
- ✓ 小学校指導担当課との連携体制確保

## 幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

### 背景

- 現職の幼稚園教諭は、二種免許状所有者が中心であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。(幼稚園：68%、小学校：14%、中学校：3.9%)

各学校における保有免許状別の教員構成(%)

	幼稚園			小学校			中学校					
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立			
専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6	17.1
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4

※各学校に勤務する義塾教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

- 保育士資格の併有率は約82%と高い。※文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

- 上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、休日や長期休業期間中に履修するなど、現職教員が働きながら上進できる環境が求められている。
- 現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、半数以上の都道府県で実施されておらず、実施件数等も少ない。

平成30年度

開設者数			開設状況		
教育委員会	大学	計(都道府県数)	科目数	単位数	
20	3	23	(20)	65	69

※例えば、特別支援学校教諭免許状に関する認定講習等は全都道府県で開設されている。

### 本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

- 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）  
(二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務)  
第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状（中略）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

### 事業内容

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

■ 委託先：大学\*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会  
\*短期大学は専攻科を有する場合に限る。

#### <事業イメージ>

### 期待される効果

- 保育者の専門性の向上（特に、中堅教師のキャリアアップとして活用）
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教員等の社会的地位の向上

106

125

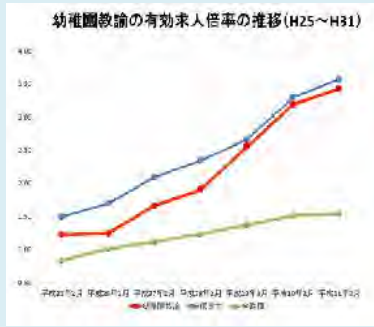


## 背景・課題

### 【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受けて、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題

- ・人材不足による幼稚園運営の不安定化
- ・幼稚園における教育の質の低下
- ・担い手不足による預かり保育の収容能力の低下



### 【主な課題】

- ・免許取得者が他業種に就職 ⇒ **新規採用促進**  
幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率：約2.7%  
(小学校教諭免許取得者の小学校への就職率：約4.9%)
- ・若年離職者が多い ⇒ **離職防止・定着促進**  
幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合：約6.1% (小学校教諭：約8%)  
幼稚園教諭の平均勤続年数：約7年 (小学校教諭：約1.7年)
- ・離職者の再就職が少ない ⇒ **再就職促進**  
幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合：約1.3% (小学校教諭：約2.7%)

## 事業の内容

○過去3年間の事業実施により、幼稚園団体等による新規採用促進・離職防止・再就職促進の個別の好事例を創出したが、各主体の連携や取組の横展開に課題

○自治体等が取組の中心となり、幼稚園団体・各幼稚園・養成校の取組を結びつけ、総合的な人材確保の取組を行う事例を創出

- ◇委託先（予定）：10団体  
(都道府県、市区町村及び幼稚園団体)
- ◇事業規模：400万円～900万円程度



### 幼稚園の取組

- ・社労士等を活用した持続可能な就業規則策定
- ・ICT導入による働き方改革
- ・時短勤務・複数担任制の導入等

### 自治体の取組

- ・各取組を連携・コーディネート
- ・好事例の横展開
- ・他業種における人材確保の取組との連携

- ・合同就職説明会の開催
- ・幼稚園向けアプリ開発
- ・仕事の魅力発信
- ・退職者への継続的な情報支援
- ・キャリアアドバイザーの配置

### 団体の取組

- ・園と協力した魅力的な教育実習
- ・継続的な職場インターン導入
- ・コミュニケーション・保護者対応
- ・退職者への継続的な情報支援

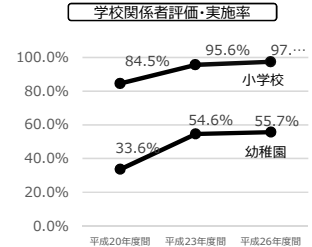
### 養成校の取組

# 幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

令和2年度予算額 58百万円  
(前年度予算額 41百万円)

## 背景

- 幼稚園教育要領は大綱的な基準であるため、それを踏まえ各園が自らの課題や強みを踏まえた教育課程や指導計画、指導方法を改善していく必要がある。
- 外国人幼児等や個別の教育支援計画の作成が必要であると判断している幼児の数は年々増加しており、受入れに当たる幼稚園教諭等の資質・能力の向上など、適切に指導上の配慮を行うための方策が求められている。
- 自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務が課されているが、他学校種と比べて学校関係者評価の実施が進んでいない。1園当たりの教員数も少なく、評価の実施体制が弱い。
- 各園における評価の結果活用が十分ではなく、園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールとして一層の活用が必要。
- 形式的な評価にとどまることなく、PDCAサイクルの中で有効に機能する評価の在り方の検証が必要。



## 事業内容

### 指導の在り方等に関する調査研究

小学校教育との接続、家庭教育との連携、Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。（事業期間1年）

### 特別な配慮を必要とする幼児への指導の充実に関する調査研究

#### 【外国人幼児等】

- 幼稚園における研修プログラムの開発：言語を体系的に教えるのではなく生活や遊びを通して教えるといった、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発を行う。（事業期間3年）
- 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究：外国人幼児の受入れに当たっての指導上の留意事項の整理や教材の在り方等に関する実証研究を実施する。（事業期間1年）

#### 【障害のある幼児等】

- 幼稚園における研修プログラムの開発：社会性や言語など、これから発達していく時期であるといった、幼児期の特性を踏まえた研修プログラムの開発を行う。（事業期間3年）
- 幼稚園における指導上の配慮等に関する研究：障害のある幼児等の受入れに当たっての体制整備の在り方や指導上の留意事項等に関する調査研究を実施する。（事業期間1年）

### 学校評価に関する調査研究

- 自治体等と連携した学校評価の実践研究：地域内のモデル園を指定し、園の実態に応じて専門家と連携しながら評価実施を支援する。（事業期間2年）
- 評価の在り方についての実態検証：幼稚園における評価の実態について検証を行い、幼児教育の質の向上に向けた評価の在り方について提言等を行う。（事業期間1年）

## 期待される効果

- 幼児教育の実践に関する資料やデータの蓄積により、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の内容が充実
- 特別な配慮を必要とする幼児の受入れに当たる幼稚園教諭等が必要な知識を得、幼児等の実態に応じた指導上の工夫が可能
- 各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善

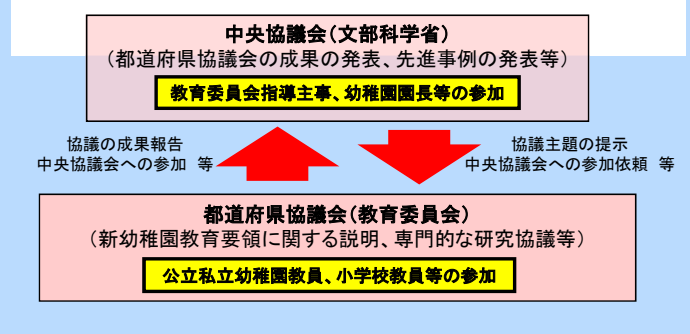
## 背景・目的

- 平成29年3月に新しい幼稚園教育要領が示され、平成30年4月から全面実施されている。
- 各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

## 事業内容

### 幼稚園教育理解推進事業

各都道府県において行う幼稚園教育に関する専門的な研究協議等の成果を、中央協議会において発表・共有することで、さらなる幼稚園教育の振興・充実を図る。



### 幼稚園教育要領の実施のための指導資料の作成

新しい幼稚園教育要領に基づく教育活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方に関する指導資料を作成する。

- 令和元年度  
指導資料第1集「指導計画の作成と保育の展開」について、幼稚園教育要領の改訂を踏まえ、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などの内容を加筆し、改訂を行う。
- 令和2年度（案）  
新幼稚園教育要領に基づいた以下の内容の指導資料を作成する。  
・幼児期の教育と小学校教育の接続について

## 期待される成果

幼稚園教育要領の内容や、幼稚園教育要領に基づいた先進的な実践について理解することで、各幼稚園における適切な教育課程の編成・実施が促進される。

# OECD ECEC Network事業への参加

## 背景・目的

- 平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。
- これらの事業等への参加により、現在は収集されていない国際比較可能な幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関するデータや、幼児教育の質の向上に関する各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

## 事業の主な概要

下記の事業へ参加し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

園レベルでの実態調査

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査** (International ECEC Staff Survey) ※9カ国が参加中  
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を2018年に調査し、分析結果を2019～2020年度にかけて公表予定。

行政レベルでの調査

- **幼児教育の多面的な質に関する調査研究** (Quality beyond Regulations in ECEC) ※参加国数未定
- 2019～2020年に各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成予定。

両事業のデータをあわせて分析し、2021年度に最終報告書（幼児教育・保育白書第6巻）を公表予定。

※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。  
※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

# 私立幼稚園施設整備費補助金

令和2年度予算額 490百万円 + 臨時・特別の措置495百万円  
 (前年度予算額 525百万円 + 臨時・特別の措置769百万円)

## 事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、エコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

## 対象事業内容

- 1. 耐震補強工事 …… 耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化
- 2. 防犯対策工事 …… 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事
- 3. 新築・増築・改築事業 …… 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
- 4. アスベスト等対策工事 …… 吹き付けアスベストの除去等
- 5. 屋外教育環境整備 …… アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備
- 6. エコ改修事業 …… 太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置



## 補助率

- 地震による倒壊等の危険性が高い(※)施設の耐震補強工事 ……【1/2以内】  
 (※) 非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満
- 上記以外 ……【1/3以内】

130

# 認定こども園等への財政支援

令和2年度予算額 3,487百万円 + 臨時・特別の措置504百万円  
 (前年度予算額 3,371百万円 + 臨時・特別の措置1,135百万円)

## 事業概要

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

## 認定こども園施設整備交付金

2,524百万円 + 臨時・特別の措置504百万円  
 (2,290百万円 + 臨時・特別の措置1,135百万円)

## 教育支援体制整備事業交付金

963百万円 (1,081百万円)

### 認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助  
 (新增改築、大規模改修等)
- ・幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分  
 (いわゆる幼稚園部分)
- ・幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
- ・保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合： 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。  
 既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

### 幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。  
 (改築、増改築等)
- ・私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



### 防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
- ・幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合： 国1/2、市町村1/4、事業者1/4
- ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応。



### 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許取得支援事業

- 幼稚園教諭免許と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 負担割合： 国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2

### 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- (1)施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。  
 (2)新型コロナウイルスの感染拡大防止を防止する観点から、保健衛生用品(マスク、消毒液等)の購入等に要する経費を支援
- 負担割合： (1)認定こども園の場合…国1/2、事業者1/2  
 (2)国10/10

### 認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2

### 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合： 国1/2、事業者1/2

### 園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
- 負担割合： 国3/4、事業者1/4

109

131



## 事業内容

### 一般補助

162億円※

※子ども・子育て支援新制度移行分を含む

- 園児一人当たりの単価を1.1%増
- 幼稚園教員の人材確保の取組に対する支援を引き続き実施

### 特別補助

110億円

#### 幼稚園等特別支援教育経費 64億円（+1億円）

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園又は幼保連携型認定こども園に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。

- ・対象園児数：約1.7万人（+約200人）

#### 教育改革推進特別経費（子育て支援推進経費） 47億円（前年同額）

##### 預かり保育推進事業 36億円

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

- ・長時間預かりにおける加算単価の増：10万円～20万円

##### 幼稚園の子育て支援活動の推進 11億円

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

## 私立幼稚園の特別支援教育への支援

令和2年度予算額 64億円  
 (前年度予算額 63億円)

### 事業の目的・必要性

- 子供一人一人の教育的ニーズに応じた支援の実施等の観点から、特別な支援が必要な子供への早期支援の必要性が高まっており、幼稚園等において適切な教育が受けられない事態を未然に防ぐとともに、幼児期の子育て支援の充実の観点からも、私立幼稚園における受入れに対する支援を行うことは重要である。

## 事業内容

都道府県が、特別な支援が必要な幼児が2人以上就園している私立の幼稚園等に特別な助成を行う場合、国が都道府県に対してその助成額の一部を補助。



#### 幼稚園等特別支援教育経費の推移（予算額・対象幼児数）

年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度
予算額	50億円	57億円	60億円	62億円	63億円	64億円
対象幼児数	1.3万人	1.5万人	1.6万人	1.7万人	1.7万人	1.7万人 (+約200人)

幼稚園等における  
 特別支援教育の充実



## 事業内容

子ども・子育て支援の更なる質の向上を図るとともに、平成29年6月に策定された「子育て安心プラン」等を踏まえ、多様な保育の受け皿を拡充し、待機児童の解消等を目指すため、幼稚園における預かり保育や子育て支援活動を支援する。

### 預かり保育推進事業

36億円（前年同額）

幼稚園の教育時間終了後や休業日に「預かり保育」を実施する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

#### 令和2年度予算での対応

「子育て安心プラン」の内容や、子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園等の状況を踏まえつつ、子ども子育て支援の更なる質の向上を図るため、長時間の預かり保育に係る単価を増額（10万円～20万円増）し、支援の充実を図る。



預かり保育推進事業単価表(令和2年度予算案における変更案)

① 通常の預かり保育	基礎単価	開園日の半分以上の日数、1日2時間以上開設			700,000円
	加算単価	次の要件に該当する幼稚園等			
		預かり保育時間 5時間～6時間/日	預かり保育時間 6時間～7時間/日	預かり保育時間 7時間以上/日	
		100,000円	200,000円 → 300,000円	300,000円 → 500,000円	
預かり保育担当者数 2人/日	250,000円	500,000円	750,000円 → 850,000円	950,000円 → 1,150,000円	
預かり保育担当者数 3人以上/日	500,000円	820,000円	1,200,000円 → 1,300,000円	1,450,000円 → 1,650,000円	
② 長期休業日等預かり保育	基礎単価	(1) 長期休業日の10日以上の日数、1日2時間以上開設		80,000円	
	加算単価	(2) 休業日の19日以上の日数、1日2時間以上開設			150,000円
		(1) 長期休業日	(2) 休業日		
預かり保育担当者数 2人/日		140,000円	200,000円		
預かり保育担当者数 3人以上/日		260,000円	370,000円		

### 幼稚園の子育て支援活動の推進

11億円（前年同額）

教育機能又は施設を広く地域に開放することを積極的に推進する私立の幼稚園等に特別な助成措置を講じる都道府県に対して、国がその助成額の1/2以内を補助。

※括弧内は対前年度増減額。  
 単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

# 切れ目ない支援体制整備充実事業

令和2年度予算額 1,919百万円  
 (前年度予算額 1,796百万円)

○ インクルーシブ教育システムを構築する上では、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効であり、既に各都道府県レベルでは、県全域を見通した「広域特別支援連携協議会」が設けられるとともに、「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるためには、保護者支援を行うこと、連絡協議会を設置すること、個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要である。

○ インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもの地域における生活を支援する観点から、地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化に取り組む必要がある。また、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会の構築を考える必要がある。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会

(補助率) 国：1/3 都道府県・市町村・特別支援学校等を設置する学校法人：2/3

## I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップ※1を支援

### 1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備  
 ⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

### 2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり  
 ⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築など

### 3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進  
 ⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

### 4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

※1 当該補助事業については交付初年度から3年を限りとする。

※2 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置を含む。111

## II 看護師、外部専門家の配置

### ① 医療的ケアのための看護師（1,800人→2,100人）【拡充】

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による看護師配置※2を支援

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について（初等中等教育局長通知）

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。

### ② 外部専門家（348人）

特別支援学校における自立活動の充実を図るため、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家との連携協力を支援

【参考】特別支援学校幼稚園部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領 第7章 自立活動

第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い  
 児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

# 共生社会の実現に向けた帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援

令和2年度予算額 766百万円  
(前年度予算額 504百万円)

日本語指導が必要な児童生徒に対する支援体制を充実させることにより、こうした児童生徒が自立できる力を育成するなど、共生社会の実現に向けた外国人児童生徒等の教育の充実を図る。

## 【指導・支援体制整備】 712百万円(490百万円)

### 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業

各自治体が行う外国人児童生徒等への校内支援体制の整備に対する支援。

#### <支援メニュー>

- ・日本語指導補助者、母語支援員の派遣
- ・ICTを活用した教育・支援
- ・高校生等に対する包括的な教育・支援 等

補助対象： 都道府県・指定都市・中核市 補助率：1/3

### 定住外国人の子供の就学促進事業

就学に課題を抱える外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校等への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体を支援。

#### <支援メニュー>

- ・日本語指導、教科指導、母語指導
- ・就学状況・進学状況に関する調査
- ・日本の生活・文化への適応を目指した地域社会との交流 等

補助対象： 都道府県・市区町村等 補助率：1/3

## 【教員の指導力向上】

### 日本語指導が必要な児童生徒等の教育支援基盤整備事業【拡充】

17百万円(0.7百万円)

教員等の資質・能力の向上を図るため、オンライン研修講座用の動画コンテンツや、来日・帰国したばかりの外国人児童生徒等向けの動画コンテンツを作成する。

- ①新しい研修講座についての検討委員会の開催
- ②ポータルサイト「かすたねっと」の機能強化
- ③教員研修用動画コンテンツの作成(5本)
- ④外国人児童生徒等用動画コンテンツの作成(多言語)

## 【集住・散在地域に係る調査研究】

### 多文化共生に向けた日本語指導の充実に関する調査研究【新規】

36百万円(新規)

外国人児童生徒等の一定地域への集住化、各地域への散在化、それぞれにおける課題を解決するため、先進的なプログラムの開発を行い、全国への普及を図る。

- ・教員養成課程を置く大学へ委託(4か所)
- 集住地域(小学校・中学校)
- 散在地域(小学校・中学校)

## 外国人児童生徒等教育に係る研究協議会

1百万円(1百万円)

外国人児童生徒等教育や国際理解教育の充実に資するため、都道府県・指定都市・中核市等教育委員会間の連携強化及びネットワークを構築する。

# 幼稚園におけるマスク購入等の感染拡大防止に係る支援 (新型コロナウイルス感染症対策)

令和2年度補正予算額 36億円  
(文部科学省所管)

## <事業概要>

幼稚園(幼稚園型認定こども園を含む(以下、「幼稚園」という。))において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、都道府県等が幼稚園に配布する子供用マスク、消毒液等の一括購入等に必要な経費や、幼稚園の設置者による感染防止用の備品等購入、幼稚園の消毒に必要な経費を補助する。

※「教育支援体制整備事業費交付金」の事業の一部として実施

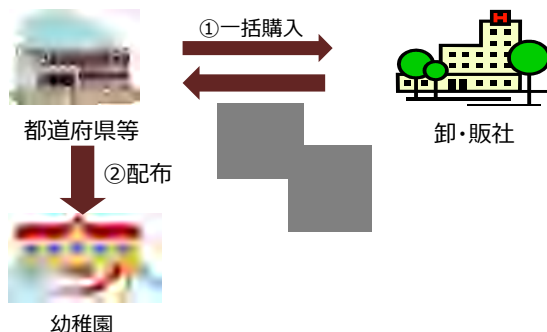
<実施主体> 都道府県、市町村(特別区を含む)、幼稚園の設置者

<対象施設> 幼稚園、幼稚園型認定こども園

<補助基準額> 1施設あたり500千円以内 ※令和元年度から実施

<補助率> 国 10/10

### ■ 都道府県等が一括購入するマスクや消毒液等の配布



### ■ 幼稚園の設置者感染防止用の備品等購入





# その他

## 政府文書における幼児教育関係の記載①

### ○ 教育振興基本計画(平成30年6月15日 閣議決定)抜粋

#### 第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

##### 1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する

###### <主として初等中等教育段階>

###### 目標(1)確かな学力の育成

###### ○ 幼児期における教育の質の向上

- ・ 子ども・子育て支援新制度に基づき、職員の配置や処遇改善等を通じた、幼児教育・保育・子育て支援の更なる質の向上を推進するとともに、幼児教育の内容の改善・充実や質の評価手法確立に向けた調査研究を進める。また、各地方公共団体への「幼児教育センター」の設置や「幼児教育アドバイザー」の育成・配置等など、公私の別や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築し、幼児教育施設の教職員等への研修についても充実を図る。

###### ○ 就学前から高等教育までの各段階の連携の推進

- ・ 各地域において、その実態を踏まえつつ、就学前から高等教育までの各段階間の移行を円滑にするような学校間連携や一貫教育が推進されるようにするため、小中一貫教育を実施する際に参考となるカリキュラム編成や指導体制の在り方等に関する情報発信に取り組む。これらとあわせて、隣接学校種の教員免許状の併有促進を働きかける。また、幼児期の教育と小学校教育の接続を図るため、幼児と児童の交流や幼稚園等と小学校の教師等の合同研修など、幼稚園等と小学校が連携した取組の一層の推進を図る。さらに、高大接続改革の着実な推進を図る。

###### 目標(2)豊かな心の育成

###### ○ 子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成

- ・ 多世代交流や異年齢交流の活動を重視した学習指導要領の着実な実施を図るとともに、様々な体験を通じて学びに向かう姿勢や態度を育成するよう、幼児期からの教育の質の向上に取り組む。

###### <生涯の各段階>

###### 目標(5)社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

###### ○ 各学校段階における産業界とも連携したキャリア教育・職業教育の推進

- ・ 幼児期の教育から高等教育まで各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進する。(略)

##### 4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する

###### 目標(14)家庭の経済状況や地理的条件への対応

###### ○ 教育へのアクセス向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援

- ・ 子供たちの誰もが、家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、教育費の負担軽減を図る。  
幼児教育について、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用の無償化措置を平成31(2019)年10月から全面的に実施することを目指す。(略)

## ○ 経済財政運営と改革の基本方針2019(令和元年6月21日 閣議決定)抜粋

### 第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

#### 2. 人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進

##### (1) 少子高齢化に対応した人づくり革命の推進

###### ① 幼児教育・保育の無償化等

2019年10月から、3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を所得制限なく無償化する。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園以外についても、保育の必要性があると認定された子供を対象として無償化する<sup>18</sup>。0歳から2歳児については、待機児童解消の取組と併せて、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める。また、就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める。

待機児童問題を解消し、女性就業率80%に対応できる「子育て安心プラン」に基づき、保育の受け皿整備を着実に進める。

幼児教育・保育の質の確保・向上を行う。認可外保育施設の認可施設への移行を加速化する。企業主導型保育事業については、待機児童対策への貢献や多様な働き方への対応等の意義を確認しつつ、子供の安全第一の観点から、保育の質の確保・向上を重視し、審査、指導監査、地方自治体との連携の在り方を見直すなど、円滑な実施を図る。

###### ⑦ 少子化対策、子ども・子育て支援

子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。子ども・子育て支援新制度の見直しに係る検討を進める。(略)

<sup>18</sup> 認可外保育施設については、待機児童問題により、認可保育所に入りたくても入れず、やむを得ず認可外保育施設を利用せざるを得ない方がいることから、代替的な措置として無償化の対象とした。原則、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準を満たすことが必要であるが、指導監督基準を満たさない認可外保育施設が基準を満たすために、5年間の猶予期間を設けることとした。なお、待機児童の状況等が地域によって大きく異なることを踏まえ、市町村が地域の実情に応じて柔軟な運用ができるよう、市町村が、保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組みを設けている。地方が支援する無償化対象でない施設については、実態把握を進めるとともに、子育て支援の観点から国と地方の役割を検討する。